

「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）の一部を改正する告示案」に関する意見募集結果（別紙2-2）

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
1	1 本ガイドラインの位置付け	<p><ページ、行> P4、L14</p> <p><記載> 1 本ガイドラインの位置付け</p> <p><意見> 法施行日である2022年4月1日（政令第55号）より前に個人データを外国の第三者に提供し、当該提供した個人データが当該第三者において法施行日後も継続的に利用されている場合であっても、提供行為が法施行日前である以上、法24条及び本ガイドラインの適用はないとの理解でよいか、ご教示いただきたい。</p> <p><理由> 施行準備に際し、法の適用関係について念のための確認をさせていただきたい。</p> <p>【楽天グループ株式会社】</p>	<p>同意取得時の情報提供に関する改正後の法第24条第2項の規定は、個人情報取扱事業者が令和2年改正法の施行日以後に法第24条第1項の規定により本人の同意を得る場合について適用されます（令和2年改正法附則第4条第1項）。</p> <p>また、改正後の法第24条第3項の規定は、個人情報取扱事業者が令和2年改正法の施行日以後に同項に規定する外国にある第三者に個人データを提供した場合について適用されます（令和2年改正法附則第4条第2項）。</p> <p>本ガイドライン（外国にある第三者への提供編）案は、令和2年改正法の施行日から施行されます。</p>
2	1 本ガイドラインの位置付け	<p>（該当箇所） 外国にある第三者への提供編の4ページ14行目以降</p>	<p>同意取得時の情報提供に関する改正後の法第24条第2項の規定は、個人情報取</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			<p>1 本ガイドラインの位置付け</p> <p>(意見) 法施行日である 2022 年 4 月 1 日（政令第 55 号）より前に個人データを外国の第三者に提供し、当該提供した個人データが当該第三者において法施行日後も継続的に利用されている場合であっても、提供行為が法施行日前である以上、法 24 条及び本ガイドラインの適用はないとの理解でよいか、ご教示いただきたい。</p> <p>(理由) 事業者の予見可能性を高めることと施行準備の観点から必要な情報である。</p> <p>【一般社団法人新経済連盟】</p>	<p>扱事業者が令和 2 年改正法の施行日以後に法第 24 条第 1 項の規定により本人の同意を得る場合について適用されます（令和 2 年改正法附則第 4 条第 1 項）。</p> <p>また、改正後の法第 24 条第 3 項の規定は、個人情報取扱事業者が令和 2 年改正法の施行日以後に同項に規定する外国にある第三者に個人データを提供した場合について適用されます（令和 2 年改正法附則第 4 条第 2 項）。</p> <p>本ガイドライン（外国にある第三者への提供編）案は、令和 2 年改正法の施行日から施行されます。</p>
3	2	総論	<p>(該当箇所) 外国にある第三者への提供編の 6 ページ・2 行目</p> <p>(意見) 法第 24 条第 1 項における外国への業務委託をする際に、本人に対して適切に同意を取得した場合（法 24 条 1 項及び 2 項）、個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制の基準を満たしているとした場合（法 24 条 3 項）のいずれにおいても、当該国によるガバナメン</p>	<p>「外国にある第三者への個人データの提供を認める」旨の本人の同意を得て、個人データの提供を行う場合には、本人が事前に個人データの越境移転に伴うリスクを認識できるよう、当該外国の個人情報の保護に関する制度について、我が国の法との本質的な差異を合理的に認識できる情報の提供が求められます（改正後の法第 24 条第 2 項、改正後の施行規則</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>トアクセスが発生してしまったことのみをもって個人情報保護法に違反していると問われることはないか。</p> <p>(理由) 法令遵守の範囲を確認するため</p> <p>【一般社団法人 日本クレジット協会】</p>	<p>第 11 条の 3 参照)。そのため、かかる情報提供が適切に行われていない場合には情報提供義務違反となる可能性があります。もっとも、適切な情報提供を行った上で改正後の法第 24 条第 1 項に基づく本人の同意を取得して外国にある第三者に個人データを提供した後については、当該提供先による個人データの取扱いを確認する義務はありません。そのため、当該提供先が、当該外国の政府による個人データの提供の要請に対応したことのみをもって提供元の事業者の法違反となるものではありません。</p> <p>また、提供先の外国にある第三者が基準適合体制（法第 4 章第 1 節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制）を整備していることを根拠として、本人の同意を得ずに当該提供先に対して個人データを提供した場合、その後</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			<p>も当該提供先による個人データの適正な取扱いが確保されるよう、当該提供先による相当措置の実施状況等の定期的な確認等が求められます（改正後の法第 24 条第 3 項、改正後の施行規則第 11 条の 4）。この場合、当該提供先において、当該外国の政府による要請に対応した個人データの提供が認められるか否かは、個人データの性質や提供の必要性（外国政府からの要請が外国の法令の要件を満たす適法なものかの確認を含む。）等を踏まえた個別の事案ごとの判断が必要であり、例えば、提供の必要性が認められないにもかかわらず、当該提供先が漫然と個人データの提供を行っている場合には、当該提供先による相当措置の実施に支障が生じていると評価される可能性があります。なお、提供元の事業者が、当該提供先に対して法第 23 条第 5 項第 1 号に基づいて個人データの提供を行っている場合、当該提供先に対する監督義務を負いますので（法第 22 条）、上記のよう</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
				に、当該提供先が提供の必要性が認められないにもかかわらず、漫然と個人データの提供を行っている等の場合には、提供元の事業者の監督義務違反となる可能性があります。
4	2	<p>総論</p>	<p>(該当箇所) 外国にある第三者への提供編の 6 ページ・17 行目</p> <p>(意見) 委託元事業者 A が受託業者（国内事業）B に個人情報の取扱業務を委託し、その受託業者 B（国内事業）が法第 24 条第 1 項における外国にある受託業者 C に再委託を行った場合、法 24 条第 1 項、第 2 項の義務が課されるのは受託業者 B であり、委託元事業者 A には同条に基づく義務は課されないという理解でよいか。</p> <p>(理由) 委託先（国内）を介して再委託先に個人情報取扱業務を委託するとした場合の運用方法を明確化しておきたいため</p> <p>【一般社団法人 日本クレジット協会】</p>	<p>個別の事案ごとに判断されますが、例えば、委託元が国内の事業者である委託先に対して法第 23 条第 5 項第 1 号に基づき個人データの取扱いを委託し、当該委託先が委託に伴って取得した当該個人データを、外国にある事業者に対して再委託に伴って再提供した場合には、改正後の法第 24 条第 1 項及び第 2 項の義務は、原則として当該委託先に課されると考えられます。ただし、この場合でも、委託元は当該委託先に対する監督義務を負うため（法第 22 条）、当該委託先が再委託先に対して適法に個人データの提供を行っているか等を含め、当該委託先による個人データの取扱いについて、適切に把握し監督する必要があります。</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
5	2	総論	<p><該当箇所> 個人情報保護法ガイドライン（外国にある第三者への提供編）の一部を改正する告示（案） 2 総論</p> <p><意見> 「(※2)」に「外国にある第三者が当該基準に適合する体制を整備していることを根拠として、当該外国にある第三者に対して個人データの提供を行なった場合には、…必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供する必要がある。」とあるが、本人の求めについては、事業者から個人に対して、該当となるデータを特定していただくよう求めることができるかどうかにつき明確にしていきたい。</p> <p><理由> 「外国にある第三者が当該基準に適合する体制を整備していることを根拠として」、かつ9頁の「(エ) 委託」によって、提供を行なっている場合、必ずしも請求を行いうる個人単位で、どこの国のどの事業者提供をしているかを一元的に管理しておらず、かつ当該システムの整備に多額の費用がかかるケースも想定しうる。 上記のような事業者側の負担を理由に、事業者としては、個人に対して、該当となるデータを具体的に特定していただくよう求めることができるか否かについて明確化していきたい。</p>	<p>本人がこれに応じる場合には、対象となる個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることは可能であると考えられますが、本人に特定する義務があるわけではないことに留意が必要です。</p> <p>なお、事業者が本人に対して対象となる個人データを特定するに足りる事項の提示を求める場合には、改正後の法第24条第3項の本人の求めに応じた情報提供の趣旨を踏まえ、特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置を講ずることが望ましいと考えられます。</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			【一般社団法人全国銀行協会】	
6	2-1	外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意	<p>ア 該当箇所 外国にある第三者への提供編の12ページ・2行目</p> <p>イ 意見 本人の同意には、黙示の同意も含むと考えてよろしいでしょうか（例えば、プライバシーポリシーやホームページにおいて情報提供を行い、本人から特段の異議申し立てを受けていない場合など）。</p> <p>【匿名】</p>	<p>改正後の法第24条第1項における「本人の同意」とは、本人の個人データが、個人情報取扱事業者によって外国にある第三者に提供されることを承諾する旨の当該本人の意思表示をいいますので、「明示の同意」以外に「黙示の同意」が認められるか否かについては、個別の事案ごとに具体的に判断する必要があります。</p> <p>なお、同意取得時の情報提供により、個人データの越境移転に係るリスクについての本人の予測可能性を向上させ、本人が同意の可否を適切に判断できるようにするという改正後の法第24条第2項の趣旨を踏まえると、改正後の法第24条第1項における「本人の同意」としては、「明示の同意」を取得することが基本であると考えます。</p>
7	2-1	外国にある第三者への個人データの提供を認め	<p><箇所番号> 2-1</p>	<p>改正後の法第24条第2項の趣旨は、個人データの越境移転に伴うリスクについての本人の予測可能性を高めることにあ</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		る旨の本人の同意	<p><文言> 外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意</p> <p><コメント> 第24条第2項に従い、提供する国ごとに定められた情報を掲載すると、データが提供されることに同意できる国と同意できない国が混在することが考えられますが、同意の粒度は「外国にある第三者への提供」という包括的なもので十分であり、国ごとの個別同意を取得する必要はない、という理解でよろしいでしょうか。</p> <p>【個人】</p>	<p>り、かかる趣旨を踏まえて、改正後の施行規則第11条の3は、原則として、外国にある第三者が所在する外国の名称、当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報を個別に情報提供することを求めています。</p> <p>したがって、改正後の法第24条第1項における「本人の同意」は、かかる情報提供を踏まえた個別の同意として取得する必要があると考えられます。</p>
8	2-2	外国にある第三者	<p><該当箇所> P13～P14 [2-2 外国にある第三者]</p> <p>また、外国の法令に準拠して設立され外国に住所を有する外国法人であっても、例えば、日本国内に事務所を設置している場合、又は、日本国内で事業活動を行っている場合など、日本国内で「個人情報データベース等」を事業の用に供していると認められるとき（※1）は、当該外国法人は、「外国にある第三者」には該当しない。</p> <p>事例）日系企業の東京本店が外資系企業の東京支店に個人データを提供する場合、当該外資系企業の東京支店は、日本国内で「個人情報データベース</p>	<p>改正後の法第24条第1項における「第三者」の該当性は、当該第三者が法人である場合は、法人格を基準として判断します。</p> <p>そのため、例えば、日本にある個人情報取扱事業者から提供を受けた個人データの取扱いについて、外国にある事業者が改正後の法第75条に基づく域外適用の対象となる場合において、当該外国にある事業者が別の外国に有する支店等の同</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>等」を事業の用に供している「個人情報取扱事業者」(※2)に該当し、「外国にある第三者」には該当しない。</p> <p><意見内容></p> <p>「外国の法令に準拠して設立され外国に住所を有する外国法人」に個人データを提供する場合であって、当該外国法人が別の外国に自己の拠点（現地の事業所、支店、自己の従業者のリモートワーク拠点等、同一法人格内の拠点）を有しており、当該別の外国拠点においても当該個人データを取り扱う場合、当該別の外国拠点での個人データの取り扱いについては、当該外国法人が本社住所を有する外国において取り扱っているものと解されるとの理解で良いか、考え方を明確に示して頂きたい。</p> <p>また、当該外国法人がその事業のために別の外国にある自己以外の拠点（当該外国法人グループの現地法人の拠点等）においても当該個人データを取り扱っている場合、当該別の外国拠点での個人データの取り扱いについては、その目的が当該外国法人の事業のためであっても、当該別の外国拠点に対して別途「外国にある第三者への提供」が行われるものと解されるとの理解で良いか、考え方を明確に示して頂きたい。</p> <p><理由></p> <p>今般の法改正により個人データの越境移転時における本人への情報提供の充実が求められるところ、提供する情報として提供先の第三者が所在する外国における個人情報の保護に関する制度等が挙げられていることから、提供す</p>	<p>一法人格内の拠点に当該個人データを取り扱わせる場合には、改正後の法第 24 条第 1 項における「外国にある第三者」への提供に該当しません。</p> <p>他方で、上記の場合において外国にある事業者が、日本以外の国に所在する自己の子会社等の別の法人格を有する拠点に対して当該個人データを提供する場合には、改正後の法第 24 条第 1 項における「外国にある第三者」への提供に該当します。</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			<p>べき情報の範囲を明確にすべく、提供先の外国法人の拠点が複数の外国に跨る場合における考え方を改めて明確に示して頂きたい。</p> <p>また、外国法人によっては事業運営上の拠点展開の一環として、当該外国法人グループの現地法人等、別の法人格を有する複数の別の外国拠点において業務の一部を分担していることがあるところ、例えば日本国内に所在する個人情報取扱事業者が当該外国法人に対して個人データの取り扱いを委託するといった場合において、委託業務の内容によっては当該外国法人が本社住所を有する外国以外の外国に所在する現地法人等に業務を遂行させるというケースもあり、そのようなケースについては、委託先である外国法人とは法人格が異なることをもって当該別の外国に所在する現地法人等に対して別途「外国にある第三者への提供」が行われるもとの解されることとなるのか、考え方を改めて明確に示して頂きたい。</p> <p>【株式会社 NTT ドコモ】</p>	
9	2-2	外国にある第三者 P15	<p>外国にある第三者への提供編 P15</p> <p>2-2 外国にある第三者 外国にある第三者</p> <p>2-2 外国にある第三者について下記の記述があります。</p> <p>「(※2)「個人情報取扱事業者」(法第2条第5項)とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者のうち、国の機関、地方公共団体、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)</p>	<p>本意見募集は本ガイドラインの改正案の内容に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>で定める独立行政法人等及び地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）で定める地方独立行政法人を除いた者をいう。」 法第 2 条（第 5 項）と「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」との関係について丁寧な説明を望みます。</p> <p>【株式会社シーピーデザインコンサルティング】</p>	
10 4	<p>個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制の基準 P16</p>	<p>外国にある第三者への提供編 P16 4 個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制の基準</p> <p>4-1 適切かつ合理的な方法（規則第 11 条の 2 第 1 号関係）の個人データの提供先である外国にある第三者が、我が国の個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずることを担保することができる方法として下記の事例の記述があります。</p> <p>「事例 1）外国にある事業者に個人データの取扱いを委託する場合 提供元及び提供先間の契約、確認書、覚書等」</p> <p>しかし、「提供元及び提供先間の契約、確認書、覚書等」が 1 回だけあったという状態では、これまで個人情報保護委員会は、「継続的に講ずることを担保することができる」と判断してきていません。</p> <p>「継続的」についての解釈を詳しく示すべきだと考えます。</p> <p>【株式会社シーピーデザインコンサルティング】</p>	<p>施行規則第 11 条の 2 は、改正後の法第 24 条第 1 項における「個人データの取扱いについてこの節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（第 3 項において「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準」を定めるものです。かかる基準は、外国にある第三者により個人データが取り扱われる場合においても、我が国の個人情報取扱事業者により個人データが取り扱われる場合に相当する程度の本人の権利利益の保護が確保されることを目的とするものであることから、ここでいう「継続的」とは、提供先の外国にある第三者による個人デー</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			<p>タの取扱いの開始時から終了時までを意味します。</p>
11	<p>4 個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制の基準 P16</p>	<p>外国にある第三者への提供編 P16 4 個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制の基準</p> <p>4-1 適切かつ合理的な方法（規則第11条の2第1号関係）の個人データの提供先である外国にある第三者が、我が国の個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずることを担保することができる方法として下記の事例の記述があります。</p> <p>「事例1）外国にある事業者に個人データの取扱いを委託する場合 提供元及び提供先間の契約、確認書、覚書等」</p> <p>一般の事業者が「外国にある事業者に個人データの取扱いを委託する場合」として発生するケースが多いのは、「クラウドサービスの利用」です。</p> <p>この場合、通則編3-4-4に「個人データの取扱いの委託」の説明文として下記の記述があります。</p> <p>「(※1)「個人データの取扱いの委託」とは、契約の形態・種類を問わず、個人情報取扱事業者が他の者に個人データの取扱いを行わせることをいう。具体的には、個人データの入力（本人からの取得を含む。）、編集、分析、出力等の処理を行うことを委託すること等が想定される。」</p>	<p>クラウドサービスには多種多様な形態があり、契約内容等によっても異なり得るため、一律にお答えすることは困難であると考えます。</p> <p>一般論として、外国の事業者が運営するクラウドサービスを利用する場合であっても、当該事業者がサーバに保存された個人データを取り扱わないこととなっている場合には、外国にある第三者への提供（法第24条）に該当しません（Q&A5-33、9-5、9-6参照）。この点は、改正後の法第24条第1項においても同様です。</p> <p>外国のクラウドサービス提供事業者が、個人データを取り扱わないこととなっている場合とは、契約条項によって当該事業者がサーバに保存された個人データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合等が考えられます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>事業者が判断に迷うものとして「クラウドサービスの利用」については説明が不足しています。</p> <p>クラウドサービスの利用において個人データの取扱いを行わせていると言える場合、言えない場合について丁寧に説明いただけることを望みます。</p> <p>【株式会社シーピーデザインコンサルティング】</p>	
12	4-1 適切かつ合理的な方法（規則第11条の2第1号関係）	<p>外国にある第三者への提供編 P17 4-1 適切かつ合理的な方法（規則第11条の2第1号関係）</p> <p>個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制の基準のうち「4-1 適切かつ合理的な方法（規則第11条の2第1号関係）」として下記の記述があります。</p> <p>「事例1）外国にある事業者個人データの取扱いを委託する場合 提供元及び提供先間の契約、確認書、覚書等」</p> <p>「事例2）同一の企業グループ内で個人データを移転する場合 提供元及び提供先に共通して適用される内規、プライバシーポリシー等」</p> <p>事業者としては、GDPRのSCCのように「標準的な契約書ひな形等」を提示して欲しいと願います。</p> <p>【株式会社シーピーデザインコンサルティング】</p>	<p>施行規則第11条の2第1号の基準を満たすためには、個人情報取扱事業者と個人データの提供を受ける者との間で、当該提供を受ける者における当該個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されることが必要であるところ、「適切かつ合理的な方法」としては、契約や内規等の様々な方法が考えられる上、具体的に規定すべき内容についても、提供元と提供先が委託関係にあるか、共同利用の関係にあるか等を含め、個別の事案に応じて変わり得ると考えられます。</p> <p>そのため、各事業者において、個別の事案ごとに、当該事案に沿った「適切か</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
				つ合理的な方法」を検討いただくのが基本であると考えます。
13	4-1	適切かつ合理的な方法（規則第11条の2第1号関係）	<p><頁 行目> 17頁 6行目</p> <p><意見> 意見①<必要な体制の基準>4-1 適切かつ合理的な方法 提供元の個人情報取扱事業者がCBPRの認証を取得しており、提供先の「外国にある第三者」が当該個人情報取扱事業者に代わって個人情報を取り扱う者である場合には、当該個人情報取扱事業者がCBPRの認証の取得要件を充たすことも、「適切かつ合理的な方法」の一つであると解される。</p> <p>アジア太平洋経済協力（APEC）の越境プライバシールール（CBPR）システムに2015年に加わったPRP認証が当該「CBPRの認証」に含まれるか、ガイドラインまたはQ&Aに記載を希望します。</p> <p><理由> 取引先から確認を求められ、個人情報保護ダイヤルに相談したところ、現在は記載がないので弁護士に確認するよう指示されたため、明確化を希望。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>APECのCBPRシステムは、個人情報の取扱いを管理する個人情報管理者を対象とし、越境個人情報保護に係る取組に関し、APECのプライバシーフレームワークの定める各原則に適合していることを認証する制度であるのに対し、APECのPRPシステムは、個人情報管理者（他の事業者）のために個人情報の処理を行う個人情報処理者を対象とし、APECのプライバシーフレームワークの定める原則の一部（個人情報管理者から依頼を受けて行う個人情報の処理を適切に遂行することが可能であることに関する部分）に適合していることを認証する制度であり、両者は異なるシステムであることから、御指摘の「CBPRの認証」にはPRPシステムの認証は含まれません。</p> <p>なお、当面は施行規則第11条の2第2号の「個人情報の取扱いに係る国際的な</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
				枠組み」として、APECのCBPRシステムを対象としています。
14	4-2	法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置（規則第11条の2第1号関係）	<p>外国にある第三者への提供編の18ページ・19行目</p> <p>（御意見）</p> <p>「実質的に適切かつ合理的な方法により」との文言は、外国にある第三者に提供された個人データに係る本人の権利利益の保護に必要な範囲で実施すべき「措置」の方法として、具体的ではない。</p> <p>続く、19ページの4-2-1から4-2-20までの措置の全部又は一部を指すのかも明示されていない</p> <p>（理由）</p> <p>文理を明確にするため。</p> <p>【みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社】</p>	御指摘の箇所は、「法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置」の全て（具体的には、本ガイドライン（外国にある第三者への提供編）案4-2-1から4-2-20までに記述する全ての事項）が実質的に確保されていれば、契約等にその全てを規定しなければならないわけではないことを説明するものです。
15	4-2	法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置（規則第11条の2第1号関係）	<p><頁 行目></p> <p>19頁 2行目</p> <p><意見></p> <p>意見②<必要な体制の基準>4-2 法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置</p> <p>次の4-2-1から4-2-20までにおいては、外国にある第三者への個人データの提供に関する典型的な事例として、【事例1】日本にある個人情報取扱事業者</p>	<p>クラウドサービスには多種多様な形態があり、契約内容等によっても異なり得るため、一律に規定することは困難であると考えます。</p> <p>一般論として、外国の事業者が運営するクラウドサービスを利用する場合であっても、当該事業者がサーバに保存され</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			<p>が、外国にある事業者へ顧客データの入力業務を委託する場合、及び【事例2】日本にある個人情報取扱事業者が、外国にある親会社に従業員情報を提供する場合を挙げ、外国にある第三者又は提供元である日本にある個人情報取扱事業者が講ずべき措置の具体例を示すこととする。</p> <p>典型的な事例の2事例に加え、クラウド利用で外国にある第三者への個人データ提供にあたる場合*について、具体例の明示を希望します。 (*Q&A 5-33 クラウドサービスを提供する事業者において個人データを取り扱うこととなっている場合)</p> <p><理由> クラウド利用は、既存の2事例とは契約形態に差異。 望ましい具体的な対応を把握し、実効性のある準備に生かすため。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>た個人データを取り扱わないこととなっている場合には、外国にある第三者への提供（法第24条）に該当しません（Q&A 5-33、9-5、9-6参照）。この点は、改正後の法第24条第1項においても同様です。</p> <p>外国のクラウドサービス提供事業者が、個人データを取り扱わないこととなっている場合とは、契約条項によって当該事業者がサーバに保存された個人データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合等が考えられます。</p>
16	4-2	<p>法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置（規則第11条の2第1号関係）</p>	<p><該当箇所> ①4-2 法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置（P. 21）</p> <p><意見> (※2)「外国にある第三者等が講ずべき措置に含まれない」の理由を追記していただきたい。</p>	<p>施行規則第11条の2第1号の「法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置」については、外国にある第三者により個人データが取り扱われる場合においても、我が国の個人情報取扱事業者により個人データが取り扱われる場合に相当する程度の本人の権利利益の保護を図るという</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p><理由> 規定趣旨が不明確であるため。</p> <p>【一般社団法人 電子情報技術産業協会 法務・知的財産部会 個人データ保護専門委員会】</p>	<p>観点に加え、OECDにおけるプライバシーガイドラインやAPECにおけるプライバシーフレームワークといった国際的な枠組みの基準も踏まえた国際的な整合性も勘案して定めています。</p>
17	4-2 法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置（規則第11条の2第1号関係）	<p>該当箇所：外国にある第三者への提供編、21ページ、1行目</p> <p>意見： (※2)について、「外国にある第三者等が講ずべき措置には含まれない」とあるが、「外国にある第三者等」には提供元の個人情報取扱事業者が含まれるとされており、「外国にある第三者」の各類型において、「第三者提供時の確認・記録義務編」の適用表では提供元である個人情報取扱事業者の確認・記録義務があることが明示されていることと矛盾するよう思われるため、記載を整備頂きたい。</p> <p>理由： 19ページに「外国にある第三者又は提供元である日本にある個人情報取扱事業者（以下「外国にある第三者等」という。）と定義されており、「外国にある第三者等」には提供元である国内の個人情報取扱事業者が含まれている。国内の個人情報取扱事業者から法第24条（第1項）に該当しない外国にある第三者（類型Ⅱ、Ⅲ）にオプトアウト提供を行う場合の個人情報取扱事業者による個人情報保護委員会への届け出、記録義務など、外国にある第三者並</p>	<p>御指摘の（※2）は、施行規則第11条の2第1号の基準を満たすために実施の確保が必要な「法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置」に、第三者提供時の確認・記録義務（法第25条及び第26条）等が含まれないことを記載するものであり、国内にある個人情報取扱事業者による外国にある第三者への個人情報の提供時に、当該個人情報取扱事業者に対して確認義務（改正後の法第25条）等が一般的に課されないことを記載する趣旨ではありません。</p> <p>なお、例えば、国内にある個人情報取扱事業者から改正後の法第24条第1項における「外国」に該当しない外国にある第三者に対して、オプトアウトによる提供を行う場合には、当該個人情報取扱事</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			<p>び提供元である個人情報取扱事業者の両方に課される義務の扱いが判然としない。</p> <p>【日本製薬工業協会】</p>	<p>業者は、あらかじめオプトアウトによる提供のために必要な手続（改正後の法第23条第2項）を履行した上で、当該第三者に対する個人データの提供を行った場合には、改正後の法第25条に基づき記録を作成し、保存する義務を負います。</p>
18	4-2	<p>法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置（規則第11条の2第1号関係）</p>	<p>該当箇所：外国にある第三者への提供繕、21ページ、1行目</p> <p>意見： （※2）について、「第三者提供時の確翌・記録義務編」の適用表のように整理していただきたい。</p> <p>理由： 分かりにくいため。</p> <p>【日本製薬工業協会】</p>	<p>御指摘の（※2）は、施行規則第11条の2第1号の基準を満たすために実施の確保が必要な「法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置」に含まれない規律等を記載するものであり、「法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置」については、（※1）において表形式で記載しているため、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>
19	4-2	<p>法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置（規則第11条の2第1号関係）</p>	<p><該当箇所> 4-2 法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置 (P. 32, 37, 39, 42, 43, 45, 46, 48, 49 および 50)</p> <p><意見></p>	<p>本ガイドライン（外国にある第三者への提供編）案4-2-1から4-2-20までにおいて、委託の場合を含めて外国にある第三者又は提供元である日本にある個人情報取扱事業者が講ずべき措置の具体例をお示ししておりますが、委託契</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			<p>各事例において、委託契約により規定することでの対応が例示されているが、どのような条文を規定する必要があるか、具体的に示していただきたい。また、これらの項目すべてを委託契約に規定することは、企業の負担となりうるため、例えば、「個人情報保護法および関係法令に従い甲乙適切に対応する」といったように、具体的な対応内容を法令に委ねるような規定とすることで足りるか、明確に示していただきたい。</p> <p><理由> 正確な理解を損ねると、思いがけず法令違反となってしまうおそれがあるため。</p> <p>【一般社団法人 電子情報技術産業協会 法務・知的財産部会 個人データ保護専門委員会】</p>	<p>約において具体的にどのような文言を記載すべきかは、個別の事案に応じて変わり得ると考えられます。</p> <p>また、個別の事案ごとに判断されますが、一般論として、施行規則第11条の2第1号の基準を満たすためには、個人データの提供先である外国にある第三者が、我が国の個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置を継続的に講ずることを担保する必要があり、「個人情報保護法および関係法令に従い甲乙適切に対応する」旨が契約に記載されていることのみをもって、「適切かつ合理的な方法」（施行規則第11条の2第1号）には該当しないものと考えられます。</p>
20	4-2-1	利用目的の特定 (法第15条の趣旨に沿った措置)	<p>外国にある第三者への提供編 P24 4-2-1 利用目的の特定 (法第15条の趣旨に沿った措置)</p> <p>【本人から得た情報から、行動・関心等の情報を分析する場合に具体的に利用目的を特定している事例】について下記の記述が加わりました。</p> <p>「事例1)「取得した閲覧履歴や購買履歴等の情報を分析して、趣味・嗜好に応じた新商品・サービスに関する広告のために利用いたします。」</p>	<p>本ガイドライン（外国にある第三者への提供編）案4-2-1の【本人から得た情報から、行動・関心等の情報を分析する場合に具体的に利用目的を特定している事例】でお示しした利用目的について、本人は自らの個人情報がどのように取り扱われることとなるか、当該利用目</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			<p>一方、事例の前の説明文としては下記の記述となっています。</p> <p>「本人が、自らの個人情報がどのように取り扱われることとなるか、利用目的から合理的に予測・想定できないような場合は、この趣旨に沿ってできる限り利用目的を特定したことにはならない。」</p> <p>事例に示された「広告のために利用いたします。」では、どのような手法による広告なのか（DM が送付されてくるのか、個人携帯に POPinfo で送信されてくるのか、街を歩いていると自分向けの商品の写真が描かれたアドバルーンがあがっているというのか）が書かれておらず、利用目的から合理的に予測・想定できない悪い事例になってしまっています。</p> <p>【株式会社シーピーデザインコンサルティング】</p>	<p>的から一般的かつ合理的に予測・想定できると考えられるため、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>
21	4-2-1	<p>利用目的の特定 （法第 15 条の趣旨に沿った措置）</p>	<p>外国にある第三者への提供編 P24 4-2-1 利用目的の特定（法第 15 条の趣旨に沿った措置）</p> <p>【本人から得た情報から、行動・関心等の情報を分析する場合に具体的に利用目的を特定している事例】について下記の記述が加わりました。</p> <p>「取得した行動履歴等の情報を分析し、結果をスコア化した上で、当該スコアを第三者へ提供いたします。」</p> <p>一方、事例の前の説明文としては下記の記述となっています。</p> <p>「本人が、自らの個人情報がどのように取り扱われることとなるか、利用目的から合理的に予測・想定できないような場合は、この趣旨に沿ってできる限り利用目的を特定したことにはならない。」</p>	<p>本ガイドライン（外国にある第三者への提供編）案 4-2-1 では、事業者の理解を助けることを目的として事例を記載しており、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			<p>事例に示された「行動履歴等の情報を分析し、結果をスコア化した」では、「行動履歴の取得」が本人に通知または公表された個人情報の利用目的の範囲であるのか、法第 17 条違反となっていない取得と言えるのか、さらに職業安定法など他の法令違反となる行為となっていないのかが怪しい状態であり、到底勧められないような悪い事例になってしまっています。</p> <p>事業者の誤解を生じさせないことが本ガイドラインの目的である以上、書くのであれば、もっと問題の無い事例を載せるべきではないでしょうか。</p> <p>【株式会社シーピーデザインコンサルティング】</p>	
22	4-2-1	<p>利用目的の特定 (法第 15 条の趣旨に沿った措置)</p>	<p>該当箇所：外国にある第三者への提供編、24 ページ、17 行目</p> <p>意見： 事例 2) について、当該目的の特定が外国にある第三者によるものであること及び個人情報が提供されることを明確にした記載にしていきたい。例えば「外国にある第三者に提供した行動履歴等の個人情報は当該第三者において分析し、結果をスコア化した上で、当該スコアを含む個人情報を同じ国にある第三者へ提供いたします。」としては如何か。</p> <p>理由： 解釈の明確化のため。</p> <p>【日本製薬工業協会】</p>	<p>御指摘の事例は、法第 15 条の趣旨に沿った措置として外国にある第三者等（外国にある第三者又は提供元である日本にある個人情報取扱事業者）が利用目的を特定するに際して、どのような取扱いが行われているかを本人が予測・想定できる程度に利用目的を特定している事例を示すものです。</p> <p>また、特定される利用目的は、「個人情報」の利用目的であることから、分析結果がスコアを含む個人情報であることについても、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
				<p>なお、「スコア」がどのようなスコアであるかをより明確にする観点から、事例2について、次のとおり修正いたします（下線部が修正箇所）。</p> <p>【修正前】 事例2）「取得した行動履歴等の情報を分析し、<u>結果をスコア化した上で</u>、当該スコアを第三者へ提供いたします。」</p> <p>【修正後】 事例2）「取得した行動履歴等の情報を分析し、<u>信用スコアを算出した上で</u>、当該スコアを第三者へ提供いたします。」</p>
23	4-2-3	不適正な利用の禁止（法第16条の2の趣旨に沿った措置）	<p><該当箇所> 4-2-3 不適切な利用の禁止 (P. 25)</p> <p><意見> 【事例2】で、内規等により外国にある親会社による違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法による利用を禁止するとの例示があるが、書きぶりが適切ではないので見直していただきたい。</p>	<p>御指摘の事例2は、日本にある個人情報取扱事業者が、外国にある親会社に従業員情報を提供する場合において、改正後の法第16条の2の趣旨に沿った措置として講ずべき措置の例を示したものです。</p> <p>ここでいう「内規等」については、提供元である国内にある個人情報取扱事業</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			<p><理由> 子会社である日本企業が作成した内規等によって、外国にある親会社による違法又は不当な行為等を禁止することは難しいと考えられるため。(グローバルな内規等(就業規則や雇用契約を含む)で禁止している例は多いと思われるが、その場合は親会社が自ら作成するものと考えられるため。)</p> <p>【一般社団法人 電子情報技術産業協会 法務・知的財産部会 個人データ保護専門委員会】</p>	<p>者及び提供先である外国にある第三者に共通して適用される内規等を想定していますが(本ガイドライン(外国にある第三者への提供編)案4-1における「適切かつ合理的な方法」の事例2参照)、必ずしも子会社である日本にある個人情報取扱事業者が作成したものに限定する趣旨ではないため、親会社が作成した内規等も含まれます。</p>
24	4-2-3	不適正な利用の禁止(法第16条の2の趣旨に沿った措置)	<p>(該当箇所) 外国にある第三者への提供編の25ページ・14行目</p> <p>(御意見) 「外国にある第三者等は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない」とあるが、上記「外国にある第三者等」は「個人情報取扱事業者」の誤りではないか。</p> <p>(理由) 文理を明確にするため</p> <p>【みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社】</p>	<p>御指摘の箇所は、外国にある第三者等(外国にある第三者又は提供元である日本にある個人情報取扱事業者)が、「法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置」の一環として、改正後の法第16条の2の趣旨に沿った措置として講ずべき措置の例を示したものです。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
25	4-2-3 不適正な利用の禁止（法第 16 条の 2 の趣旨に沿った措置）	<p>（該当箇所） 外国にある第三者への提供編の 26 ページ 1 行目</p> <p>（御意見） 「違法又は不当な行為」とは法（個人情報の保護に関する法律）その他の法令に違反する行為とあるが、この「法令」には当該外国にある第三者の所在国の法令を含むか。 また、当該所在国の法令が、我国（日本）の個人情報保護法に抵触する場合にも「法令」に含むものといえるのか。</p> <p>（理由） 文理を明確にするため</p> <p>【みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社】</p>	<p>施行規則第 11 条の 2 第 1 号において「法第 4 章第 1 節の規定の趣旨に沿った措置」の実施の確保を求める趣旨は、外国にある第三者により個人データが取り扱われる場合においても、我が国の個人情報取扱事業者により個人データが取り扱われる場合に相当する程度の本人の権利利益の保護を図る点にあります。かかる趣旨を踏まえ、御指摘の箇所における「法令」については、日本の法令をいい、提供先の第三者が所在する外国の法令は含まないものと考えられます。</p>
26	4-2-3 不適正な利用の禁止（法第 16 条の 2 の趣旨に沿った措置）	<p>外国にある第三者への提供編 P25 4-2-3 不適正な利用の禁止（法第 16 条の 2 の趣旨に沿った措置）</p> <p>違法又は不当な行為（※1）の解説として下記の記述が加われました。 「(※1)「違法又は不当な行為」とは、法（個人情報の保護に関する法律）その他の法令に違反する行為、及び直ちに違法とはいえないものの、法（個人情報の保護に関する法律）その他の法令の制度趣旨又は公序良俗に反する等、社会通念上適正とは認められない行為をいう。」</p>	<p>改正後の法第 16 条の 2 の趣旨に沿った措置における「違法又は不当な行為」に該当するか否かは、個別の事案ごとに判断されますが、優越的な地位を濫用する目的での行為が、法令違反を構成する行為、又は法令の制度趣旨若しくは公序良俗に反する等、社会通念上適正とは認め</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			<p>この中に、「優越的な地位を乱用する目的での利用」は含まれるのか否かの丁寧な解説を望みます。</p> <p>【株式会社シーピーデザインコンサルティング】</p>	<p>られない行為に該当する場合には、「違法又は不当な行為」に該当します。</p>
27	4-2-6	<p>データ内容の正確性の確保等（法第19条の趣旨に沿った措置）P28</p>	<p>外国にある第三者への提供編 P28</p> <p>4-2-6 データ内容の正確性の確保等（法第19条の趣旨に沿った措置）</p> <p>「利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。」の説明文として下記の記述があります。</p> <p>「なお、法令の定めにより保存期間等が定められている場合は、この限りではない。」</p> <p>一方で、4-2-1 利用目的の特定（法第15条第1項関係）には下記の記述があります。</p> <p>「(※1)「利用目的の特定」の趣旨は、個人情報を取り扱う者が、個人情報がどのような事業の用に供され、どのような目的で利用されるかについて明確な認識を持ち、できるだけ具体的に明確にすることにより、個人情報が取り扱われる範囲を確定するとともに、本人の予測を可能とすることである。」</p> <p>「法定保存期間に沿った個人情報の保管」については、法第16条第3項(1)によって認められている範囲での「利用目的による制限の例外」となっているのか、法第18条第4項(4)によって「利用目的の通知等をしなくてよい場合」となっているのかを丁寧に説明いただけることを望みます。</p>	<p>本意見募集は本ガイドライン案の内容に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			【株式会社シーピーデザインコンサルティング】	
28	4-2-9	委託先の監督 (法第22条の趣旨に沿った措置)	<p><該当箇所> 4-2-9(1) 適切な委託先の選定(P.30)</p> <p><意見> CBPRシステムの認証を取得している事業者を、適切な委託先として明記していただきたい。</p> <p><理由> 4-1 適切かつ合理的な方法に、我が国の個人情報取扱事業者により個人データが取り扱われる場合に相当する程度の本人の権利利益の保護を図っていることが記載されている。適切な委託先のイメージを明確にすべきと考えるため。</p> <p>【一般社団法人 電子情報技術産業協会 法務・知的財産部会 個人データ保護専門委員会】</p>	提供先の外国にある第三者がAPECのCBPRシステムの認証を取得している場合、当該外国にある第三者は、施行規則第11条の2第2号の定める基準を満たすこととなります。
29	4-2-11	第三者提供の制限(法第23条の趣旨に沿った措置)	<p>該当箇所：外国にある第三者への提供編、36ページ、2行目</p> <p>意見： 「なお、オプトアウト・・・除外される」とあるが、オプトアウトによる提供は可能であるとの理解で良いか？また、除外されるのはオプトアウト規定</p>	御指摘の箇所は、施行規則第11条の2第1号の基準を満たすために実施の確保が必要な「法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置」のうち、法第23条の趣旨に沿った措置には、オプトアウトによる個人データの第三者提供に関する措置は

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			<p>による届け出義務等との解釈で良いか確認したい。また、その解釈で良い場合、本ガイドライン又は Q&A に記載いただきたい。</p> <p>理由： 9 ページの記載に照らせば、法第 24 条第 1 項に該当しない外国にある第三者へのオプトアウト提供は認められていると考えられるが、ここでの記載では判然としないため。</p> <p>【日本製薬工業協会】</p>	<p>含まれない旨を記載するものであり、日本にある個人情報取扱事業者がオプトアウトにより個人データの第三者提供を行うことを制限する趣旨ではありません。</p>
30	4-2-12	<p>外国にある第三者への提供の制限（法第 24 条の趣旨に沿った措置）</p>	<p><該当箇所> 4-2-12 外国にある第三者への提供の制限 (P. 37)</p> <p><意見> 【事例 1】で、「外国にある事業者から更に外国にある第三者に個人データの取扱いを再委託する場合には、…法第 4 章第 1 節の規定の主旨に沿った措置の実施を確保する」について、当該措置の実施確保については、委託契約に規定する義務はないと理解してよいか、明確にしていきたい。</p> <p><理由> 正確な理解を損ねると、思いがけず法令違反となってしまうおそれがあるため。</p>	<p>一般論として、日本にある個人情報取扱事業者が外国にある事業者に個人データの取扱いの委託をする場面において、法第 24 条の趣旨に沿った措置の実施が確保されているというためには、①当該外国にある事業者による個人データの第三者提供を禁止するか、又は②当該外国にある事業者から更に外国にある第三者に個人データの取扱いが再委託される場合には、再委託先である外国にある第三者においても、法第 4 章第 1 節の規定の趣旨に沿った措置の実施を確保する必要があります。</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			【一般社団法人 電子情報技術産業協会 法務・知的財産部会 個人データ保護専門委員会】	上記②のために日本にある個人情報取扱事業者が講ずべき措置は、個別の事案ごとに判断されますが、日本にある個人情報取扱事業者が委託先である外国にある事業者に対する監督義務（法第 22 条）を負っていること等も踏まえると、日本にある個人情報取扱事業者と委託先である外国にある事業者との間の委託契約において、再委託の場合における再委託先による法第 4 章第 1 節の規定の趣旨に沿った措置の実施確保について規定することが望ましいと考えられます。
31	4-2-12	外国にある第三者への提供の制限（法第 24 条の趣旨に沿った措置）	<p>該当箇所：外国にある第三者への提供編、37 ページ、14 行目</p> <p>意見： 【事例 1】について、再委託先も法第 24 条第 1 項の「外国にある第三者」に該当しないことが必要であることの説明が必要ではないか。また、同条第 2 項については「5. 同意取得時の情報提供」を参照することを記載しては如何か。</p> <p>理由：</p>	御指摘の事例 1 は、日本にある個人情報取扱事業者が外国にある事業者对个人データの取扱いの委託をする場面において、委託先の外国にある事業者が改正後の法第 24 条第 1 項における「第三者」に該当しないこととなるよう、施行規則第 11 条の 2 第 1 号の基準を満たす体制を整備することにより、同項における本人の同意を得ずに、委託先の外国にある事業

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			<p>【事例1】は、法第24条第1項の「外国にある第三者」に該当しないEU域内または体制整備による措置が講じられている事業者に法第23条第5項第1号の委託の方法による場合の説明であり、法第24条が規制している内容と齟齬があり誤解されやすいと思われるため。</p> <p>【日本製薬工業協会】</p>	<p>者に対して個人データを提供することを想定した事例です。</p> <p>この場合には、委託先である外国ある事業者が更に外国にある第三者に再委託に伴って個人データを提供することについても、本人の同意を得ずに行うことが通常であることから、御指摘の事例1においては、再委託先においても、「法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置」の実施の確保が求められる旨を記載しております。</p>
32	4-2-12	外国にある第三者への提供の制限（法第24条の趣旨に沿った措置）	<p><ページ> P.36</p> <p><該当規定> 4-2-12 外国にある第三者への提供の制限</p> <p><意見> 日本の事業者が他の日本の事業者に業務委託し、当該委託先業者が海外の事業者に再委託した場合に、最初の事業者には法第24条3項は適用されないという理解でよいか。</p>	<p>個別の事案ごとに判断されますが、委託元が国内にある事業者である委託先に対して法第23条第5項第1号に基づき個人データの取扱いを委託し、当該委託先が委託に伴って取得した当該個人データを、外国にある事業者に対して再委託に伴って再提供した場合において、委託先である国内にある事業者と再委託先である外国にある事業者との間の契約等により、施行規則第11条の2第1号の基準を満たすための「法第4章第1節の規定の</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			【日本証券業協会】	趣旨に沿った措置」の実施が確保されている場合には、改正後の法第 24 条第 3 項の義務は、原則として委託先に課されるところと考えられます。ただし、この場合でも、委託元は委託先に対する監督義務を負うため（法第 22 条）、委託先が再委託先に対して必要かつ適切な監督を行っているか等について、適切に把握し監督する必要があります。
33	4-2-14	開示（法第 28 条の趣旨に沿った措置）	<p>該当箇所：外国にある第三者への提供編、42 ページ、1 行目</p> <p>意見：</p> <p>【事例 1】に関し、前段は、外国にある第三者が法第 24 条第 1 項の「外国にある第三者」に該当し、契約上は委受託であっても、法では委託ではなく第三者提供となる場合であること、後段は、法第 24 条第 1 項の「外国にある第三者」に該当せず法における「委託」である場合であることを明記した記載としては如何か。</p> <p>理由：</p> <p>分かりにくいため</p> <p>【日本製薬工業協会】</p>	<p>御指摘の事例 1 における前段と後段の記載は、法第 28 条第 1 項が「保有個人データ」の取扱いに係る義務であることを踏まえ、法第 28 条第 1 項の趣旨に沿った措置との関係でも、委託先である外国にある事業者にとって、提供された個人データが「保有個人データ」に該当するかどうかを基準として、開示に係る措置の要否が変わる旨を記載したものです。</p> <p>そのため、御指摘のように、前段と後段の記載を委託先における個人データの取扱いが法における「委託」に該当する</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
				か否かにより分けているものではありません。
34	4-2-18	開示等の請求等に応じる手続 (法第32条の趣旨に沿った措置)	<p>外国にある第三者への提供編 P48</p> <p>4-2-18 開示等の請求等に応じる手続（法第32条の趣旨に沿った措置）</p> <p>4-2 法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置（規則第11条の2第1号関係）において下記の記述があります。</p> <p>「法第24条第1項の「この節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置」に該当するものとして規則第11条の2第1号に「法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置」と規定されている。」</p> <p>この4-2の中で、下記の記述があります。</p> <p>「(※2)・・・第三者提供時の確認・記録義務（法第25条及び第26条）・・・並びに第三者提供記録の開示（法第28条第5項）及びそれに関連するその他の手続等（法第27条及び第31条から第33条までのうち、第三者提供記録の開示に関連する手続等）については、ここでいう「法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置」として外国にある第三者等が講ずべき措置には含まれない。</p> <p>一方で、4-2-18 開示等の請求等に応じる手続（法第32条の趣旨に沿った措置）には下記の記述があります。</p> <p>「【事例1】日本にある個人情報取扱事業者が、外国にある事業者に顧客データの入力業務を委託する場合</p>	<p>御理解のとおりです。</p> <p>第三者提供時の確認・記録義務については、「法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置」として「措置」を講ずることを要しないこととしているため、第三者提供記録の開示及びこれに関連する手続等についても、「措置」を講ずることを要しないこととしています（本ガイドライン（外国にある第三者への提供編）案4-2-14参照）。</p> <p>他方、保有個人データの開示については、法第28条の趣旨に沿った措置を講ずることが認められますので、委託によって外国にある事業者が個人データの提供を受けた場合に、当該個人データが委託先である外国にある事業者にとって「保有個人データ」に該当する場合には、法第28条の趣旨に沿った措置として、保有個人データの開示に係る措置を講ずることが求められます。</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			<p>提供する個人データが外国にある事業者にとって「保有個人データ」に該当する場合には、委託契約により、日本における個人情報取扱事業者が開示等の請求等に応じる手続を履行することについて明確にする。</p> <p>なお、提供する個人データが外国にある事業者にとって「保有個人データ」に該当しない場合には、結果として「措置」としての対応は不要である。」</p> <p>そもそも、日本にある個人情報取扱事業者が、外国にある事業者に個人データを提供する場合において、外国にある事業者は「第三者提供記録の開示」は相当措置には含まれず、しかしながら「外国にある事業者にとって保有個人データに該当する場合」には「第三者提供記録の開示」を除いた保有個人データの開示は相当措置に含まれるということでしょうか。</p> <p>分かりやすい解説を求めます。</p> <p>【株式会社シーピーデザインコンサルティング】</p>	
35	4-3	<p>個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること (規則第11条の2第2号関係)</p>	<p>4-3 個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること</p> <p>51 ページ</p> <p>➤ 「提供先の外国にある第三者が、APEC の CBPR システムの認証を取得していることが該当」とある点については、形式的な基準に限らず実効ある判断を行うことが重要である。</p> <p>【一般社団法人日本経済団体連合会 デジタルエコノミー推進委員会企画部 会データ戦略WG】</p>	<p>御意見は今後の執務の参考とさせていただきます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
36	5 同意取得時の情報提供	<p><該当箇所> 個人情報保護法ガイドライン（外国にある第三者への提供編）の一部を改正する告示（案） 5 同意取得時の情報提供</p> <p><意見> 外国において、本人からの要請を受け、同一の外国にある第三者への個人データを提供する場合は、原則として、当該個人情報取扱事業者は、「同意取得時の情報提供」を行う必要はないとの理解でよいか（例：シンガポール支店（個人情報取扱事業者である日本法人に帰属）が、本人からの要請を受けて、同支店で保管する個人情報を、シンガポール現地の他の法人に提供する場合）。</p> <p>また、本人の要請を受けた場所が外国というだけでなく、要請を行った本人が当該外国に居住する者である場合はどうか（例：シンガポール支店（個人情報取扱事業者である日本法人に帰属）が、シンガポールに居住する本人からの要請を受けて、同支店で保管する個人情報を、シンガポール現地の他の法人に提供する場合）。</p> <p><理由> 左記の場合、本人の要請に基づき、本人が十分に当該国の法規制や相手方の属性を理解している状況にあるため。</p>	<p>改正後の法第 24 条第 2 項の情報提供義務の趣旨は、個人データの越境移転に伴うリスクについて本人の予測可能性を向上させる点にあるところ、本人が自ら個人データの提供について要請する場面においても、本人は、提供先の第三者が所在する外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報や、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報について、認識していないことが通常であると考えられます。</p> <p>そのため、個別の事案ごとに判断されますが、本人の要請によって外国にある第三者に当該本人の個人データを提供する場合であっても、「外国にある第三者への個人データの提供を認める旨」の本人の同意を得ようとする時点において、当該本人が、提供先の第三者が所在する外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報、及び当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報を適切に認識していることを確認できた場合</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>【一般社団法人全国銀行協会】</p>	<p>等の例外的な事由がある場合を除き、個人情報取扱事業者は、改正後の法第 24 条第 2 項により求められる情報を当該本人に対して提供する必要があります。この点は、本人の所在地や居住地が外国である場合にも同様です。</p>
37	5 同意取得時の情報提供 P52	<p>外国にある第三者への提供編 P52 5 同意取得時の情報提供</p> <p>個人情報取扱事業者は、法第 24 条第 1 項の規定により外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意を取得しようとする場合には、規則第 11 条の 3 第 2 項から第 4 項までの規定により求められる情報を本人に提供しなければならない（法第 24 条第 2 項）とされています。</p> <p>委託先（国内企業）の再委託先が外国事業者であった場合、委託元が本人に対して情報提供をする義務があるかどうかについて解説いただけることを望みます。</p> <p>【株式会社シーピーデザインコンサルティング】</p>	<p>個別の事案ごとに判断されますが、例えば、委託元が国内の事業者である委託先に対して法第 23 条第 5 項第 1 号に基づき個人データの取扱いを委託し、当該委託先が委託に伴って取得した当該個人データを、外国にある事業者に対して再委託に伴って再提供した場合には、改正後の法第 24 条第 1 項及び第 2 項の義務は、原則として当該委託先に課されると考えられます。ただし、この場合でも、委託元は当該委託先に対する監督義務を負うため（法第 22 条）、当該委託先が再委託先に対して適法に個人データの提供を行っているか等を含め、当該委託先による個人データの取扱いについて、適切に把握し監督する必要があります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
38	5 同意取得時の情報提供	<p><該当箇所> 5 同意取得時の情報提供 (P. 53)</p> <p><意見> 「個人データの越境移転に当たっては、…リスクを評価し、…」について、リスク評価のフォーマット例をホームページなどで公開していただきたい。</p> <p><理由> 必要事項が網羅されていることが担保されたフォーマット例があると、企業として個人情報保護にかかる工数が削減できるため。</p> <p>【一般社団法人 電子情報技術産業協会 法務・知的財産部会 個人データ保護専門委員会】</p>	<p>改正後の法第 24 条第 2 項の趣旨には、個人データの越境移転を行う事業者においても、従前以上に、提供先の外国にある第三者における事業環境等を認識することを促すという点もあります。</p> <p>そのため、改正後の法第 24 条第 2 項の情報提供の前提として、個人データの越境移転を行う事業者の責任において、移転先の外国の法制度と我が国の法制度の相違等、個人データの越境移転に伴うリスクについて、適切に評価・検討いただくことが重要であると考えます。</p>
39	5 同意取得時の情報提供	<p><該当箇所> 5 同意取得時の情報提供 (P. 53)</p> <p><意見> 「個人データの越境移転に当たっては、…個人データの移転の必要性について吟味した上で、…」について、移転の必要性を吟味したとするためには、具体的にどのようなことが必要か、また、吟味したことの証跡が必要か、明確にしていきたい。</p>	<p>改正後の法第 24 条第 2 項の趣旨には、個人データの越境移転を行う事業者においても、従前以上に、提供先の外国にある第三者における事業環境等を認識することを促すという点もあります。</p> <p>御指摘の箇所は、改正後の法第 24 条第 2 項の情報提供の前提として、個人データの越境移転を行う事業者の責任において、移転先の外国の法制度と我が国の法</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			<p><理由> 各社の対応にバラつきが生じるおそれがあるため。</p> <p>【一般社団法人 電子情報技術産業協会 法務・知的財産部会 個人データ保護専門委員会】</p>	<p>制度の相違等、個人データの越境移転に伴うリスクについて、適切に評価・検討いただくことが重要である旨を記載するものであり、当該評価・検討についての証跡を保存することを義務付ける趣旨ではありません。</p>
40	5	同意取得時の情報提供	<p>(外国にある第三者への提供編)</p> <p>5 同意取得時の情報提供</p> <p>(5-1) 情報提供の方法 (規則第11条の3第1項関係)</p> <p>(5-2) 提供すべき情報 (規則第11条の3第2項関係)</p> <p>(5-3) 同意取得時に移転先が特定できない場合等の取扱い (規則第11条の3第3項・第4項関係)</p> <p>越境移転する場合、同意の取得時に、本人への情報提供を求め、移転先による個人データの適正な取扱いの継続的な確保のための「必要な措置」及び本人の求めに応じた情報提供を求めるよう改正し、ガイドライン案で、同意取得時の情報提供、体制整備要件に基づく越境移転時に移転元が講ずべき「必要な措置」について、事例を含め解釈を具体的に記載することとしています。今後、ますます越境移転が活発になると予測される一方で、個人はまだその認識が低いことから、今回のガイドライン案について、賛成します。</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			<p>中でも、本人がリスクを適切に把握できるよう、①移転先が所在する外国の名称、②個人情報保護制度等に関して、我が国の制度や我が国事業者に求められる措置との本質的な差異についての情報提供を求めることとされていますが、個人情報を提供するかどうか判断するための情報として、大変重要で有益です。</p> <p>国によって個人情報保護制度が異なり、提供先によってはリスクが大きいことを理解し、どの程度の制度であれば安心なのかを判断するためには、情報提供に工夫が必要です。オンライン上での表記であることを生かして、こうした規定があることの意味も含め、できる限りわかりやすく書き方に工夫をしていただくよう要望します。</p> <p>【公益社団法人全国消費生活相談員協会】</p>	
41	5	同意取得時の情報提供	<p><ページ> P. 53</p> <p><該当規定> 5 同意取得時の情報提供</p> <p><意見> 同意取得時の情報提供に関する第 24 条第 2 項の規定は、改正法令施行後に同意を取得しようとする場合から適用するとのことだが、当該法令に紐づき求められる本ガイドラインの対応も、改正法令施行後に同意を取得しようとする</p>	<p>同意取得時の情報提供に関する改正後の法第 24 条第 2 項の規定は、個人情報取扱事業者が令和 2 年改正法の施行日以後に法第 24 条第 1 項の規定により本人の同意を得る場合について適用されます（令和 2 年改正法附則第 4 条第 1 項）。</p> <p>そのため、改正後の法第 24 条第 2 項は、令和 2 年改正法の施行日前に既に外国にある第三者への個人データの提供を</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			<p>る顧客にのみ提供されるという理解でよいか（例えば、同意取得時に提供先となる外国が特定できない場合に、事後的に提供先の第三者が所在する外国が特定できたときは、本人の求めに応じて情報提供を行うことが本ガイドライン上望ましいとされているが、ここで言う「本人」というのは改正法令施行後に同意を取得した本人に限定されるという理解でよいか。）。</p> <p>【日本証券業協会】</p>	<p>認める旨の本人の同意を取得している場合には、適用されません。</p> <p>もっとも、この場合であっても、本人の求めがあった場合には、事業者において情報提供を行うことが望ましいと考えられます。</p>
42	5-1	<p>情報提供の方法 （規則第11条の3第1項関係）</p>	<p><条文> 5-1（P.54・9行目）</p> <p><意見・理由></p> <ul style="list-style-type: none"> 情報提供の方法として事例4にある「必要な情報をホームページに掲載し、本人に閲覧させる方法」を取る場合に、「我が国又は外国の行政機関等が公表している情報」が掲載された行政機関等のホームページのURLを、事業者のホームページに掲載する方法が認められると解してよいか。 <p>【一般社団法人 日本損害保険協会】</p>	<p>同意取得時の情報提供により、個人データの越境移転に係るリスクについての本人の予測可能性を向上させ、本人が同意の可否を適切に判断できるようにするという改正後の法第24条第2項の趣旨を踏まえると、本人に対する情報提供は、改正後の施行規則第11条の3第2項から第4項までの規定により求められる情報を本人が確実に認識できると考えられる適切な方法で行う必要があります。</p> <p>個別の事案ごとに判断されますが、改正後の施行規則第11条の3第2項から第4項までの規定により求められる情報が掲載されたWebページが存在する場合には、当該WebページのURLを自社の</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
				<p>ホームページに掲載し、当該URLに掲載された情報を本人に閲覧させる方法も、改正後の施行規則第11条の3第1項における「適切な方法」に該当すると考えられます。</p> <p>なお、この場合であっても、例えば、当該URLを本人にとって分かりやすい場所に掲載した上で、同意の可否の判断の前提として、本人に対して当該情報の確認を明示的に求めるなど、本人が当該URLに掲載された情報を閲覧すると合理的に考えられる形で、情報提供を行う必要があると考えられます。</p>
43	5-1	<p>情報提供の方法 (規則第11条の3第1項関係)</p>	<p><該当箇所> 個人情報保護法ガイドライン(外国にある第三者への提供編)の一部を改正する告示(案) 5-1 情報提供の方法(規則第11条の3第1項関係)</p> <p><意見> 「事例4) 必要な情報をホームページに掲載し、本人に閲覧させる方法」とされているが、これは、ホームページ上の本人が閲覧することが容易な場所に必要な情報を掲載すれば当該方法に該当し、実際に本人が閲覧したことの</p>	<p>同意取得時の情報提供により、個人データの越境移転に係るリスクについての本人の予測可能性を向上させ、本人が同意の可否を適切に判断できるようにするという改正後の法第24条第2項の趣旨を踏まえると、本人に対する情報提供は、改正後の施行規則第11条の3第2項から第4項までの規定により求められる情報</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>確認までは不要との理解でよいか。仮に、これでは足りないと言われる場合において、「本人に閲覧させる」とは、例えば、必要となる情報が掲載された画面に1回程度の操作で遷移するよう設定したリンクやボタンを示すことでも足りるか。</p> <p><理由> ホームページに掲載しただけでは足りず、実際に本人が閲覧したことまで確認が必要とすると、他の掲載事例との比較や「提供」という法文の文言から過度に厳格ではないかと考えられるため。</p> <p>【一般社団法人全国銀行協会】</p>	<p>を本人が確実に認識できると考えられる適切な方法で行う必要があります。</p> <p>そのため、個別の事案ごとに判断されますが、ホームページに必要な情報を掲載する場合においても、例えば、必要な情報を本人にとって分かりやすい場所に掲載した上で、同意の可否の判断の前提として、本人に対して当該情報の確認を明示的に求めるなど、本人が当該情報を閲覧すると合理的に考えられる形で、情報提供を行う必要があると考えられます。</p>
44	5-2 提供すべき情報 (規則第11条の3第2項関係)	<p>【該当箇所】 5-1 情報提供の方法(規則第11条の3第1項関係)(53頁～)</p> <p>【意見】 1 『『個人情報の保護に関する法律施行令及び個人情報保護委員会事務局組織令の一部を改正する政令(案)』及び『個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則(案)』に関する意見募集結果』264番(159頁)において、「当委員会においても、外国の個人情報の保護に関する制度について、事業者の参考となる一定の情報を取りまとめて公表する予定です」とあるが、個人情報保護委員会が公表する情報の内容(骨子)および</p>	<p>改正後の法第24条第2項の趣旨には、個人データの越境移転を行う事業者においても、従前以上に、提供先の外国にある第三者における事業環境等を認識することを促すという点もありますので、当該外国における個人情報の保護に関する制度についての確認は、提供元の事業者の責任において行っていただくべきものであると考えております。</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			<p>公表のスケジュール（どの国の情報をどのスケジュールで公表するか）について、明らかにされたい。</p> <p>2 また、その公表される情報の中には、ガバメントアクセスやデータローカリゼーション等の個人情報保護法以外の周辺の法制度の情報も含まれるか確認したい。</p> <p>【理由】 これらの公表情報をどの程度活用できるのかにより、事業者側のガイドラインへの対応の方法も変わり、当該情報の公表内容や公表に至るマイルストーンが提示されないことは、事業者の改正法対応のスケジュールを不安定なものにし、結果として事業者に過度な負担を強いることになるためである。</p> <p>【経営法友会】</p>	<p>もっとも、当委員会においても、外国の個人情報の保護に関する制度について、事業者の参考となる一定の情報をとりまとめて公表する予定です。対象予定国や公表に向けたスケジュール等については、本年の秋頃を目途にお示しすることを検討してまいります。</p>
45	5-2	<p>提供すべき情報 (規則第 11 条の 3 第 2 項関係)</p>	<p>(該当箇所) 外国にある第三者への提供編の 54 ページ・14 行目～62 ページ・5 行目</p> <p>(御意見) 5-2 関係</p> <p>規則第 11 条の 3 第 2 項各号規定の情報の提供に関して、本人の依頼に基づき当該個人の情報を外国にある第三者に提供する場合、状況によっては本人においても同項各号規定の情報に関する事項をあらかじめ了知しているケー</p>	<p>改正後の法第 24 条第 2 項の情報提供義務の趣旨は、個人データの越境移転に伴うリスクについて本人の予測可能性を向上させる点にあるところ、本人が自ら個人データの提供について要請する場面においても、本人は、提供先の第三者が所在する外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報や、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			<p>スも考えられる（例えば、弁護士等が、外国の金融機関に対して、本人を代理して照会を行う場合など）。</p> <p>このような場合にも常に同項各号規定の情報を提供したうえでの同意取得が必要とすると、同項各号規定の情報提供の手續に時間を要し、却って本人の利益を損なう懸念もある。</p> <p>そこで、「本人が外国にある第三者とあらかじめ契約関係があるなどの事情により、規則第 11 条の 3 第 2 項各号規定の情報をあらかじめ了知していると合理的に判断できる場合であり、本人の依頼に基づき外国にある第三者に対して個人情報の提供をする場合」については、当該事情を以って規則第 11 条の 3 第 2 項各号規定の情報の提供がすでに行われていると整理すべきと考える。</p> <p>【個人】</p>	<p>報について、認識していないことが通常であると考えられます。</p> <p>そのため、個別の事案ごとに判断されますが、本人の要請によって外国にある第三者に当該本人の個人データを提供する場合であっても、「外国にある第三者への個人データの提供を認める旨」の本人の同意を得ようとする時点において、当該本人が、提供先の第三者が所在する外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報、及び当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報を適切に認識していることを確認できた場合等の例外的な事由がある場合を除き、個人情報取扱事業者は、改正後の法第 24 条第 2 項により求められる情報を当該本人に対して提供する必要があります。</p>
46	5-2	提供すべき情報 (規則第 11 条の 3 第 2 項関係)	<p><ページ、行> P55、L8</p> <p><記載></p>	<p>個別の事案ごとに判断されますが、例えば、本人が移転先の外国を決めている場合のように、本人が移転先国の名称を認識していることが確実である場合に</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>提供先の第三者が所在する外国（※1）の名称をいう（※2）。必ずしも正式名称を求めるものではないが、本人が自己の個人データの移転先を合理的に認識できると考えられる名称でなければならない。</p> <p><意見> 海外ホテルの予約に伴う予約先ホテルへの提供など、実質的に本人が提供先国名を認識している場合、明示的に外国の名称を同意取得時に明記していないとしても、法 24 条の同意を取得しているものと評価してよいか、ご教示いただきたい。</p> <p><理由> 明示が無くても、本人は移転先を合理的に認識できるものと考えられるため。</p> <p>【楽天グループ株式会社】</p>	<p>は、事業者側から重ねて情報提供する必要はないと考えられます。</p> <p>もともと、この場合でも、提供先の第三者が所在する外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報や、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報について、認識していないことが通常であると考えられるため、「外国にある第三者への個人データの提供を認める旨」の本人の同意を得ようとする時点において、当該本人が、提供先の第三者が所在する外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報、及び当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報を適切に認識していることを確認できた場合等の例外的な事由がある場合を除き、個人情報取扱事業者は、これらの情報を当該本人に対して提供する必要があります。</p>
47	5-2 提供すべき情報 (規則第 11 条の 3 第 2 項関係)	<p><該当箇所> 5-2 提供すべき情報(1) (P. 55)</p>	<p>1) 個別の事案ごとに判断する必要がありますが、国内にある提供元の事業者が、日本法人の外国支店に直接個</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			<p><意見> 提供先の第三者が所在する外国の名称について、「所在」の定義を明確に示していただきたい。 例えば、下記のように具体的に示していただきたい。</p> <p>1) 提供先の第三者が日本法人であって、当該日本法人の支店がインドにあり、提供した日本人の個人データがそのインドにある支店で取り扱われている場合は、外国にある第三者への提供に該当しないと考えるか？</p> <p>2) また、提供先の米国法人が運営するデータセンターがインドにあり、日本人の個人データがそのインドにあるデータセンターで取り扱われている場合は、本人同意を取得するときに本人へ情報提供する外国名としては米国で良いか？</p> <p><理由> 外国に所在するデータセンター等で個人情報が取り扱われる場合、情報提供の対象が、データセンター等を運営する法人が所在する外国名なのか、データセンター等が置かれている外国名なのかが判然としないため。</p> <p>【一般社団法人 電子情報技術産業協会 法務・知的財産部会 個人データ保護専門委員会】</p>	<p>人データを提供する場合には、「外国にある第三者」への提供に該当し得ると考えられます。</p> <p>2) 改正後の施行規則第11条の3第2項第1号の「当該外国の名称」における外国とは、提供先の第三者が個人データを保存するサーバが所在する外国ではなく、提供先の第三者が所在する外国をいいます。そのため、御指摘のケースでは、「当該外国の名称」として米国である旨を情報提供することが求められます。</p> <p>なお、提供先の第三者が所在する外国の名称に加え、当該第三者が個人データを取り扱うサーバの所在国についても情報提供することは、望ましい取組であると考えられます。</p>
48	5-2	提供すべき情報 (規則第11条の	【該当箇所】	1 御理解のとおり、改正後の施行規則第11条の3第2項第1号の「当該外

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	3 第 2 項関係)	<p>5-2(1) 「当該外国の名称」(規則第 11 条の 3 第 2 項第 1 号関係) ※2 (55 頁～)</p> <p>【意見】</p> <p>1 「提供先の第三者が所在する外国」とは、提供先の第三者が法人や組合の場合は当該第三者の登記上の本店所在地がある国でよいのか確認したい</p> <p>2 その第三者の支店等がある国についても提供する必要があるのか、以下の場合に分けて明示されたい。</p> <p>① 同一法人の支店</p> <p>② 同一法人の駐在員</p> <p>③ 海外子会社</p> <p>④ 海外関連会社</p> <p>⑤ 組合の場合の組合員</p> <p>【理由】</p> <p>提供先の第三者がグローバル展開する事業者の場合、それらの海外拠点等の所在地も当該「外国」に含まれるとすると、開示すべき外国の範囲が無制限に広がり、事業者に過度な負担となるため、ガイドラインの中で明確な線引きを示す必要があるためである。</p> <p>【経営法友会】</p>	<p>国の名称」における外国とは、提供先の第三者が所在する外国をいい、当該第三者が法人である場合には、通常、当該第三者の本店所在地がある国がこれに該当すると考えられます。</p> <p>2 提供先である外国にある第三者が別の国に支店や現地子会社等を有する場合において、当該支店や現地子会社等を有する国の名称について情報提供すべきかは、日本にある個人情報取扱事業者が直接当該支店や現地子会社等に対して個人データを提供するものか又は外国にある第三者を経由して提供するものか等の個人データの提供のフローや、提供された個人データの取扱状況等を踏まえて個別の事案ごとに判断する必要があると考えられます。</p> <p>もっとも、例えば、日本にある個人情報取扱事業者が外国にある第三者に個人データを提供した上で、その</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
				<p>後に当該外国にある第三者が当該個人データを別の外国に所在する支店等に再提供し、取り扱わせる場合においては、改正後の法第 24 条第 2 項、改正後の施行規則第 11 条の 3 第 2 項第 1 号により日本にある個人情報取扱事業者が情報提供する必要のある「当該外国の名称」は、当該外国にある第三者が所在する外国の名称であり、支店等が所在する外国の名称はこれに該当しないと考えられます。</p>
49	5-2	<p>提供すべき情報 (規則第 11 条の 3 第 2 項関係)</p>	<p><条文> 5-2(2) (P. 56・7 行目)</p> <p><意見・理由></p> <ul style="list-style-type: none"> 「当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報」の調査方法について具体的な説明が無いが、例えば委託先に対して OECD8 原則に対応する措置を講じる義務を委託契約等で課していれば、その旨を情報提供すれば足りると解してよいか。 <p>【一般社団法人 日本損害保険協会】</p>	<p>御理解のとおりです。</p> <p>日本にある個人情報取扱事業者が外国にある第三者に対して個人データの取扱いの委託を行う場合において、委託契約において OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する措置を講ずる義務を課している場合には、改正後の施行規則第 11 条の 3 第 2 項第 3 号の「当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
				に関する情報」として、その旨の情報提供を行うことで足りると考えられます。
50	5-2	提供すべき情報 (規則第 11 条の 3 第 2 項関係)	<p>【該当箇所】 5-2(2)① 【適切かつ合理的な方法に該当する事例】(56 頁)</p> <p>【意見】 事例 1)、事例 2) とともに、事業者側が「適切かつ合理的な方法」の範囲を判断する説明としては不十分であり、より具体的な事例を追加列挙されたい。</p> <p>【理由】 改正案の事例だけでは、具体的な検討において事業者側で具体的な判断を下す際の判断基準として不十分であり、検討している方法が適切か合理的かの判断は難しいと考えるためである。</p> <p>【経営法友会】</p>	一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。
51	5-2	提供すべき情報 (規則第 11 条の 3 第 2 項関係)	<p>(該当箇所)</p> <p>○外国にある第三者への提供編の 56 ページ・19 行目～62 ページ・5 行目 5 同意取得時の情報提供/5-2 提供すべき情報/ (2) ②「当該外国における個人情報の保護に関する情報」</p> <p>(意見)</p>	改正後の法第 24 条第 2 項の趣旨には、個人データの越境移転を行う事業者においても、従前以上に、提供先の外国にある第三者における事業環境等を認識することを促すという点もありますので、当該外国における個人情報の保護に関する

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>提供先の第三者が所在する外国の個人情報保護制度については、企業ごとが異なる情報を提供するのではなく、個人情報保護委員会がウェブサイトで公開する情報に基づいて提供されることを推奨します。</p> <p>(理由)</p> <p>個人データの国際的な移転が可能になることは、あらゆる規模や産業分野の企業にとって極めて重要です。ガイドライン案では、国際的なデータ移転に関し、一定の情報を本人に提供するという改正個人情報保護法により課せられた要件を記しています。</p> <p>ガイドライン案では、提供先の第三者が所在する外国の個人情報保護制度について、本人に提供すべき情報の例が挙げられています。しかし、このような方法では、企業ごとに異なる情報が提供され、本人の混乱を招き、結果的に個人情報の利用に支障をきたすことになるのではないかと我々は懸念しております。従って、外国の個人情報保護制度に関する情報が、貴委員会が貴委員会のウェブサイトで提供する情報に基づいて提供されることを推奨します。</p> <p>【BSA ザ・ソフトウェア・アライアンス】</p>	<p>制度についての確認は、提供元の事業者の責任において行っていただくべきものであると考えております。</p> <p>もともと、当委員会においても、外国の個人情報の保護に関する制度について、事業者の参考となる一定の情報をとりまとめて公表する予定です。</p>
52	5-2 提供すべき情報 (規則第 11 条の 3 第 2 項関係)	<p>(該当箇所)</p> <p>○外国にある第三者への提供編の 56 ページ・19 行目～62 ページ・5 行目</p>	<p>改正後の法第 24 条第 2 項の趣旨には、個人データの越境移転を行う事業者においても、従前以上に、提供先の外国にあ</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>5 同意取得時の情報提供/5-2 提供すべき情報/ (2) ②「当該外国における個人情報の保護に関する情報」</p> <p>(意見) 提供先の第三者が所在する外国の個人情報保護制度については、企業ごとが異なる情報を提供するのではなく、個人情報保護委員会がウェブサイトで公開する情報に基づいて提供されることを推奨します。</p> <p>(理由) ガイドライン案では、国際的なデータ移転に関し、一定の情報を本人に提供するという改正個人情報保護法により課せられた要件を記しています。</p> <p>さらに、ガイドライン案では、提供先の第三者が所在する外国の個人情報保護制度について、本人に提供すべき情報の例が挙げられています。しかし、このような方法では、企業ごとに異なる情報が提供され、本人の混乱を招き、結果的に個人情報の利用に支障をきたすことになるのではないかと我々は懸念しております。従って、外国の個人情報保護制度に関する情報が、貴委員会が貴委員会のウェブサイトを提供する情報に基づいて提供されることを推奨します。</p> <p>【グローバル・データ・アライアンス】</p>	<p>る第三者における事業環境等を認識することを促すという点もありますので、当該外国における個人情報の保護に関する制度についての確認は、提供元の事業者の責任において行っていただくべきものであると考えております。</p> <p>もっとも、当委員会においても、外国の個人情報の保護に関する制度について、事業者の参考となる一定の情報をとりまとめて公表する予定です。</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
53	5-2	提供すべき情報 (規則第 11 条の 3 第 2 項関係)	<p>5-2 提供すべき情報 56 ページ (2)①</p> <p>➤ 「当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」の確認における「適切かつ合理的な方法」の事例について、個人データ提供先である外国の第三者から法制度に関する十分な情報を得ることは困難であるほか、外国の行政機関が公表している情報を民間事業者がタイムリーに収集することは非常に大きな負担となるため、より現実的な運用を目指すべき。</p> <p>【一般社団法人日本経済団体連合会 デジタルエコノミー推進委員会企画部 会データ戦略WG】</p>	<p>改正後の法第 24 条第 2 項の趣旨には、個人データの越境移転を行う事業者においても、従前以上に、提供先の外国にある第三者における事業環境等を認識することを促すという点もありますので、当該外国における個人情報の保護に関する制度についての確認は、提供元の事業者の責任において行っていただくべきものであると考えております。</p> <p>もっとも、当委員会においても、外国の個人情報の保護に関する制度について、事業者の参考となる一定の情報をとりまとめて公表する予定です。</p>
54	5-2	提供すべき情報 (規則第 11 条の 3 第 2 項関係)	<p><ページ、行> P56、L8</p> <p><記載> 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報（規則第 11 条の 3 第 2 項第 2 号関係）</p> <p>・・・事例 2）我が国又は外国の行政機関等が公表している情報を確認する方法</p>	<p>改正後の法第 24 条第 2 項の趣旨には、個人データの越境移転を行う事業者においても、従前以上に、提供先の外国にある第三者における事業環境等を認識することを促すという点もありますので、当該外国における個人情報の保護に関する制度についての確認は、提供元の事業者の責任において行っていただくべきものであると考えております。</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			<p><意見> 外国の制度について、改めて、個人情報保護委員会からも情報提供いただくことをお願いしたい。事業者において提供先国に関する情報のリサーチをさせて保護の状況を把握させるという趣旨は理解できるが、各事業者個別に各国法制度をリサーチさせるのではなく、当局から提示される情報をリサーチして把握するというのも十分趣旨は達成され、非効率性や過度な負担も低減される。</p> <p><理由> 全ての提供先国の外国法制度を個別にリサーチすることは、事業者の規模も大小様々であり、現実的には相当程度の負担となり得るもので、当局からの情報提供を改めてお願いしたい。</p> <p>【楽天グループ株式会社】</p>	<p>もっとも、当委員会においても、外国の個人情報の保護に関する制度について、事業者の参考となる一定の情報をとりまとめて公表する予定です。</p>
55	5-2	提供すべき情報 (規則第 11 条の 3 第 2 項関係)	21-5 外国の制度を調査するために、事業者はどの程度の調査を行えばよいのか。提供先の第三者からのヒアリングで足りるか。当該外国の行政機関等がウェブサイト等において公表している情報を確認する程度で足りるか。当該外国政府に対して照会を行う（あるいは提供先を通じて照会させる）必要があるか。現地の弁護士等から意見書を取得する必要があるか。外国にある第三者への提供編 6-1 に記載されている程度で足りるのであれば、その旨を明示されたい。	改正後の施行規則第 11 条の 3 第 2 項第 2 号の「外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」は、一般的な注意力をもって適切かつ合理的な方法により確認したものである必要があります。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			<p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>具体的な手法については、個別の事案ごとに判断する必要がありますが、例えば、提供先の外国にある第三者に照会する方法や、我が国又は外国の行政機関等が公表している情報を確認する方法等が考えられます。必ずしも現地の弁護士等からの意見書等の取得までを求めるものではありません。</p>
56	5-2	<p>提供すべき情報 (規則第 11 条の 3 第 2 項関係)</p>	<p>21-6 (2)①事例 2)は「我が国又は外国の行政機関等が公表している情報を確認する方法」としているが、これは、PPC が各国の情報を公表するという趣旨で良いか。具体的にどの国の情報が公表される予定か。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>改正後の法第 24 条第 2 項の趣旨には、個人データの越境移転を行う事業者においても、従前以上に、提供先の外国にある第三者における事業環境等を認識することを促すという点もありますので、当該外国における個人情報の保護に関する制度についての確認は、提供元の事業者の責任において行っていただくべきものであると考えております。</p> <p>もっとも、当委員会においても、外国の個人情報の保護に関する制度について、事業者の参考となる一定の情報をとりまとめて公表する予定です。対象予定国や公表に向けたスケジュール等について</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
				ては、本年の秋頃を目途にお示しすることを検討してまいります。
57	5-2	提供すべき情報 (規則第 11 条の 3 第 2 項関係)	<p><該当箇所> 個人情報保護法ガイドライン（外国にある第三者への提供編）の一部を改正する告示（案） 5-2 提供すべき情報（規則第 11 条の 3 第 2 項関係）</p> <p><意見> 規則第 11 条の 3 第 2 項第 2 号において、「適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」の提供が求められているが、この情報について、個人情報保護委員会において、参考情報としてではなく、顧客に直接交付できる定型フォーム（ひな型）としてとりまとめのうえ、公表する考えはないか。 あるいは、個人情報保護委員会のホームページに掲載されている調査報告書を示すことで情報提供として充足されるか。</p> <p><理由> 個人情報取扱事業者が各々情報収集し、個別に提供する方法は、我が国全体で見た場合、不経済であり、そのコストは消費者に転嫁されることも起こり得る。また、事業者によって異なる情報が提供されることがあれば、混乱も生じかねない。主要な国・地域だけでも、個人情報保護委員会が公表することが望ましい。</p>	<p>改正後の法第 24 条第 2 項の趣旨には、個人データの越境移転を行う事業者においても、従前以上に、提供先の外国にある第三者における事業環境等を認識することを促すという点もありますので、当該外国における個人情報の保護に関する制度についての確認は、提供元の事業者の責任において行っていただくべきものであると考えております。</p> <p>もっとも、当委員会においても、外国の個人情報の保護に関する制度について、事業者の参考となる一定の情報をとりまとめて公表する予定です。</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			【一般社団法人全国銀行協会】	
58	5-2	提供すべき情報 (規則第 11 条の 3 第 2 項関係)	<p><該当箇所> 5-2 (提供すべき情報)</p> <p><意見・要望等> 3月24日に公表された、パブリック・コメント意見募集結果(概要)8頁の 項番25に、「当委員会においても、外国の個人情報の保護に関する制度につ いて、事業者の参考となる一定の情報を取りまとめ公表する予定です。」とあ る。</p> <p>個人情報保護委員会がとりまとめ公表する予定の、外国の個人情報の保護に 関する制度については、我が国の個人情報取扱事業者が幅広く利用できるよ うに、改正法施行日までに、個人情報の移転が想定されるすべての国の制度 を網羅的に公表していただきたい。</p> <p>【一般社団法人国際銀行協会】</p>	<p>改正後の法第 24 条第 2 項の趣旨には、 個人データの越境移転を行う事業者にお いても、従前以上に、提供先の外国にあ る第三者における事業環境等を認識する ことを促すという点もありますので、当 該外国における個人情報の保護に関する 制度についての確認は、提供元の事業者 の責任において行っていただくべきもの であると考えております。</p> <p>もっとも、当委員会においても、外国 の個人情報の保護に関する制度につい て、事業者の参考となる一定の情報をと りまとめて公表する予定です。対象予定 国や公表に向けたスケジュール等につい ては、本年の秋頃を目途にお示しするこ とを検討してまいります。</p>
59	5-2	提供すべき情報 (規則第 11 条の 3 第 2 項関係)	2. 外国にある第三者への提供編(案) (番号) 5-2(2)	(ア)御理解のとおりです。なお、提供先 の第三者が所在する外国において、 個人情報の保護に関する制度が存在 する場合には、当該制度に係る法令

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>(項目) 「適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」</p> <p>【確認】</p> <p>(具体的な内容) (2)の(ア)～(エ)について、個人情報取扱事業者の提供すべき内容について以下ご教示いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(ア) 当該外国における個人情報の保護に関する制度の有無は、「個人情報の保護に関する制度」の有無のみを記載すればよいという理解で良いか。 ・(イ) 当該外国の個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報の存在は、「指標となり得る情報」が存在する場合のみ記載すればよいという理解で良いか。また、「当該指標となり得る情報が個人データの越境移転に伴うリスクとの関係でどのような意味を持つかについても、本人に対して情報提供を行うことが望ましい」とある。この点、当該外国の個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報に該当する事例は示されているが、『個人データの越境移転に伴うリスクとの関係でどのような意味を持つかについての本人への情報提供』の事例を追記してはどうか。 ・(ウ) OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する事業者の義務又は本人の権利の不存在は(イ)を記載する場合は不要であり、また、OEC 	<p>の個別の名称を本人に情報提供することは求められないものの、本人の求めがあった場合に情報提供できるようにしておくことが望ましいと考えられます。</p> <p>(イ)前段については、御理解のとおりです。「指標となり得る情報」については存在する場合にのみ提供すれば足りります。</p> <p>後段については、例えば、「GDPR第45条に基づく十分性認定の取得国であること」については、当委員会が我が国と同等の保護水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有する外国等として指定しているEU（EU加盟国及び欧州経済領域の一部であるアイスランド、ノルウェー、リヒテンシュタイン）の個人情報の保護に関する制度であるGDPRに基づき、欧州委員会が十分なデータ保護の水準を有していると認められる旨の決定を行っている</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>D プライバシーガイドライン8原則に対応する事業者の義務又は本人の権利の存在有無（無の場合はその内容）を記載すれば良いという理解でよいか。</p> <p>・（エ） その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度の存在は、「その他本人の権利利益に重大影響を及ぼす可能性のある制度」が存在する場合のみ記載すればよいという理解で良いか。</p> <p>【一般社団法人 生命保険協会】</p>	<p>国であることから、概ね我が国と同等の個人情報の保護が期待できるという意味で、「指標となり得る情報」に該当すると考えられます。</p> <p>この場合、「指標となり得る情報」の意味に関する本人への情報提供としては、例えば、「GDPRに基づき、欧州委員会が十分なデータ保護の水準を有していると認められる旨の決定を行っている国であることから、概ね我が国と同等の個人情報の保護が期待できる」といった情報提供を行うことが考えられます。</p> <p>(ウ)前段については、「指標となり得る情報」について情報提供することで、個人データの越境移転に伴うリスクについての本人の予測可能性は一定程度担保されると考えられるため、この場合には、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する事業者の義務又は本人の権利の不存在</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
				<p>に関する情報提供は求められません。</p> <p>後段については、提供先の第三者が所在する個人情報の保護に関する制度において、OECDプライバシーガイドライン8原則に対する事業者の義務又は本人の権利の不存在がある場合には、その内容について情報提供する必要があります。なお、提供先の第三者が所在する外国の個人情報の保護に関する制度に、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する事業者の義務及び本人の権利が全て含まれる場合には、その旨を本人に情報提供すれば足りると考えられます。</p> <p>(エ)御理解のとおりです。</p>
60	5-2	提供すべき情報 (規則第11条の3第2項関係)	<p><該当箇所> 5-2 提供すべき情報(2)(P.56-60)</p> <p><意見></p>	<p>改正後の法第24条第2項の趣旨には、個人データの越境移転を行う事業者においても、従前以上に、提供先の外国にある第三者における事業環境等を認識することを促すという点もありますので、当</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			<p>「適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」は、個人情報保護委員会が主要な国々の制度について最新の情報を集約して公開し、事業者は当該情報のある URL のリンクを貼るのみで足りるものとするなど、配慮していただきたい。</p> <p><理由></p> <p>外国にある第三者に個人データを提供している日本企業は多数あり、提供先の外国の制度に関する情報を収集するためにコンプライアンス・コストの増加が大きな問題となる。結果として企業収益が圧迫され、国際競争力の低下に繋がることを危惧する。また、外国の制度に関する情報の（ア）から（エ）（特に（ウ）及び（エ）は解釈を含む）の観点について、各個社から個別の異なる情報が提供された場合、却って消費者に混乱が生じ、個人情報の利用を著しく阻害してしまう可能性があるため。</p> <p>【一般社団法人 電子情報技術産業協会 法務・知的財産部会 個人データ保護専門委員会】</p>	<p>該外国における個人情報の保護に関する制度についての確認は、提供元の事業者の責任において行っていただくべきものであると考えております。</p> <p>もっとも、当委員会においても、外国の個人情報の保護に関する制度について、事業者の参考となる一定の情報をとりまとめて公表する予定です。</p>
61	5-2	提供すべき情報 (規則第 11 条の 3 第 2 項関係)	<p><該当箇所></p> <p>5 (同意取得時の情報提供)</p> <p>5-1 (情報提供の方法)</p> <p><意見・要望等></p>	<p>本人に対する情報提供は、改正後の施行規則第 11 条の 3 第 2 項から第 4 項までの規定により求められる情報を本人が確実に認識できると考えられる適切な方法で行う必要があります。</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			<p>5-2（提供すべき情報）の事例として、「事例2） 我が国又は外国の行政機関等が公表している情報を確認する方法」とあることから、以下のとおり追記して頂きたい。</p> <p>【適切な方法に該当する事例】</p> <p>事例1) 必要な情報を電子メールにより本人に送付する方法 <u>（当該情報のURLでも可）</u></p> <p>事例2) 必要な情報を記載した書面を本人に直接交付する方法 <u>（当該情報のURLでも可）</u></p> <p>事例3) 必要な情報を本人に口頭で説明する方法 <u>（当該情報のURLでも可）</u></p> <p>事例4) 必要な情報をホームページに掲載し、本人に閲覧させる方法 <u>（当該情報のURLでも可）</u></p> <p>【一般社団法人国際銀行協会】</p>	<p>例えば、改正後の施行規則第11条の3第2項から第4項までの規定により求められる情報が掲載されたWebページが存在する場合に、当該WebページのURLを本人に対して提供し、当該URLに掲載された情報を本人に閲覧させる方法も、改正後の施行規則第11条の3第1項における「適切な方法」に該当すると考えられます。</p> <p>改正後の法第24条第2項に基づく情報提供の方法の更なる具体例等については、Q&Aでお示しすることを検討してまいります。</p>
62	5-2	提供すべき情報（規則第11条の3第2項関係）	<p>【該当箇所】</p> <p>5-1 【適切な方法に該当する事例】（54頁）</p> <p>【意見】</p> <p>1 たとえば、個人情報保護委員会が提供を予定している、外国の制度の概要等についての情報のリンクを本人に知らせて閲覧させる方法でも、その中で必要な情報が記載されていれば、適切な情報提供方法であると考えてよいか確認したい。</p>	<p>同意取得時の情報提供により、個人データの越境移転に係るリスクについての本人の予測可能性を向上させ、本人が同意の可否を適切に判断できるようにするという改正後の法第24条第2項の趣旨を踏まえると、本人に対する情報提供は、改正後の施行規則第11条の3第2項から第4項までの規定により求められる情報</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			<p>2 また、個人情報保護委員会以外の公的機関や、海外の公的機関が公表する関連情報へのリンク、または、第三者機関・民間団体・事業者等が提供する情報へのリンクを本人に知らせて閲覧させる方法でも、必要な情報が記載されていればそれで足りると考えてよいか確認したい。</p> <p>【理由】 外国の制度概要等の情報提供を事業者ごとに行わせることは、事業者にとって過大な負担となり、また社会経済的にも効率がよいとはいえず、個人情報保護委員会のような公的な機関等が必要な情報を取りまとめ、開示する方法が望ましいと考えるためである。</p> <p>【経営法友会】</p>	<p>を本人が確実に認識できると考えられる適切な方法で行う必要があります。</p> <p>個別の事案ごとに判断されますが、改正後の施行規則第11条の3第2項から第4項までの規定により求められる情報が掲載されたWebページが存在する場合には、当該WebページのURLを自社のホームページに掲載し、当該URLに掲載された情報を本人に閲覧させる方法も、改正後の施行規則第11条の3第1項における「適切な方法」に該当すると考えられます。</p> <p>なお、この場合であっても、例えば、当該URLを本人にとって分かりやすい場所に掲載した上で、同意の可否の判断の前提として、本人に対して当該情報の確認を明示的に求めるなど、本人が当該URLに掲載された情報を閲覧すると合理的に考えられる形で、情報提供を行う必要があると考えられます。</p>
63	5-2	提供すべき情報 (規則第11条の	<p>【該当箇所】 5-1 【適切な方法に該当する事例】 (54頁)</p>	同意取得時の情報提供により、個人データの越境移転に係るリスクについての

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	3 第 2 項関係)	<p>【意見】</p> <p>「事例 4）必要な情報をホームページに掲載し、本人に閲覧させる方法」の「本人に閲覧させる方法」について、本人に提供される情報（外国の名称、外国における個人情報の保護に関する制度、第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報）をプライバシーポリシーに記載し、その URL（またはプライバシーポリシーへのリンクが掲載されたホームページへの URL）を本人に伝達する方法（電子メール本文への URL 記載、本人に交付する書面への URL 記載等）が含まれることを明確にされたい。</p> <p>【理由】</p> <p>「本人に閲覧させる」の意義が不明瞭であるが、事例 1）や事例 2）では、当該情報の内容を個人情報取扱事業者が本人に現実に確認させることまでは要求していないところ、事例 4）の「本人に閲覧させる」という方法についても、当該情報の内容を本人に現実に確認させること（ウェブサイトの画面を本人に実際に見せること等）までは不要であり、本人が当該情報にアクセスしようと思えば容易にアクセスできるという状況を確保すれば足りると考えられるので、文言の解釈を明確化すべきと考えるためである。</p> <p>【経営法友会】</p>	<p>本人の予測可能性を向上させ、本人が同意の可否を適切に判断できるようにするという改正後の法第 24 条第 2 項の趣旨を踏まえると、本人に対する情報提供は、改正後の施行規則第 11 条の 3 第 2 項から第 4 項までの規定により求められる情報を本人が確実に認識できると考えられる適切な方法で行う必要があります。</p> <p>個別の事案ごとに判断されますが、改正後の施行規則第 11 条の 3 第 2 項から第 4 項までの規定により求められる情報が掲載された Web ページが存在する場合には、当該 Web ページの URL を自社のホームページに掲載し、当該 URL に掲載された情報を本人に閲覧させる方法も、改正後の施行規則第 11 条の 3 第 1 項における「適切な方法」に該当すると考えられます。</p> <p>なお、この場合であっても、例えば、当該 URL を本人にとって分かりやすい場所に掲載した上で、同意の可否の判断の前提として、本人に対して当該情報の</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
				<p>確認を明示的に求めるなど、本人が当該URLに掲載された情報を閲覧すると合理的に考えられる形で、情報提供を行う必要があると考えられます。</p>
64	5-2	<p>提供すべき情報 (規則第11条の3第2項関係)</p>	<p>No. 6 【ガイドライン】 外国にある第三者への提供編</p> <p>【ページ】 P. 56, 60</p> <p>【該当箇所】 5-2(2) 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報 5-2(3) 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報</p> <p>【意見】 二国間の法律の本質的差異について、本人が合理的に認識できる情報とはどのようなものか事例を記載していただきたい。</p> <p>【理由】</p>	<p>改正後の施行規則第11条の3第2項第2号における「当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」について、我が国の法との間の本質的な差異を本人が合理的に認識できる情報は、 (ア) 当該外国における個人情報の保護に関する制度の有無、(イ) 当該外国の個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報、(ウ) OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する事業者の義務又は本人の権利の不存在、 (エ) その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度の存在の各観点を踏まえて、個別の制度ごとに判断されます。</p> <p>改正後の法第24条第2項の趣旨には、個人データの越境移転を行う事業者においても、従前以上に、提供先の外国にあ</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>データ主体が合理的に認識できるかについて、事業者の判断にバラツキがあるため。</p> <p>【一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）】</p>	<p>る第三者における事業環境等を認識することを促すという点もありますので、当該外国における個人情報の保護に関する制度についての確認は、提供元の事業者の責任において行っていただくべきものであると考えておりますが、当委員会においても、外国の個人情報の保護に関する制度について、事業者の参考となる一定の情報をとりまとめて公表する予定です。</p> <p>また、改正後の施行規則第11条の3第2項第3号における「当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報」について、我が国の法により個人データの取扱いについて個人情報取扱事業者に求められる措置との間の本質的な差異を本人が合理的に認識できる情報としては、具体的には、外国にある第三者において、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する措置を講じていない場合における当該講じていない措置の内容を想定しています。</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
				<p>例えば、提供先の外国にある第三者が利用目的の通知・公表を行っていない場合には、「提供先が、概ね個人データの取扱いについて我が国の個人情報取扱事業者に求められる措置と同水準の措置を講じているものの、取得した個人情報についての利用目的の通知・公表を行っていない」旨の情報提供を行うことが考えられます。</p>
65	5-2	<p>提供すべき情報 (規則第 11 条の 3 第 2 項関係)</p>	<p>No. 5 【ガイドライン】 外国にある第三者への提供編</p> <p>【ページ】 P. 54</p> <p>【該当箇所】 5-2 提供すべき情報</p> <p>【意見】</p>	<p>改正後の法第 24 条第 2 項の趣旨には、個人データの越境移転を行う事業者においても、従前以上に、提供先の外国にある第三者における事業環境等を認識することを促すという点もありますので、当該外国における個人情報の保護に関する制度についての確認は、提供元の事業者の責任において行っていただくべきものであると考えております。</p> <p>もともと、当委員会においても、外国の個人情報の保護に関する制度について、事業者の参考となる一定の情報をとりまとめて公表する予定です。</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			<p>「適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」は、個人情報保護委員会が主要な国々の制度について、一定程度情報を集約して公開していただきたい。</p> <p>【理由】 提供先の制度に関する情報を収集するためのコスト負担が増加すること、また、個々の事業者によって情報の粒度や濃淡にバラツキがでるため。</p> <p>【一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）】</p>	
66	5-2	提供すべき情報 (規則第 11 条の 3 第 2 項関係)	<p>8. Stricter restrictions on cross-border transfers (Art 24(2) and (3) of the APPI)</p> <p>外国にある第三者への提供編 5-2 提供すべき情報（規則第 11 条の 3 第 2 項関係） (2) 「適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」（規則第 11 条の 3 第 2 項第 2 号関係）(p. 56)</p> <p>Comments</p> <ul style="list-style-type: none"> The PPC should provide sufficient information on what the “personal information protection system in the relevant foreign country” includes. 	<p>改正後の施行規則第 11 条の 3 第 2 項第 2 号における「当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」として提供すべき情報やその考え方等については、本ガイドライン（外国にある第三者への提供編）案 5-2（2）において記載しております。</p> <p>なお、改正後の法第 24 条第 2 項の趣旨には、個人データの越境移転を行う事業者においても、従前以上に、提供先の外国にある第三者における事業環境等を認識することを促すという点もありますので、当該外国における個人情報の保護に</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<ul style="list-style-type: none"> • We would request the PPC to provide more clarification regarding the contents and the details of the information which Handling Operators must provide to data subjects, especially on government access and data localization. <p>コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> • 個人情報保護委員会は、「外国の個人情報の保護に関する制度」の対象がどのようなものであるかについて、十分な情報を提供すべきである。 • また、個人情報保護委員会は、個人情報取扱事業者が「本人」（データ主体）に提供しなければならない情報の内容や詳細に関連し、特に政府のアクセスやデータのローカライズについてより明確に説明されたい。 <p>Reasons</p> <ul style="list-style-type: none"> • Given that data basically travels abroad almost instantly everyday, in this digital era, this requirement is not easily compatible with business reality. Even if a Handling Operator in Japan has done all the steps required, it does not mean that the data transferred is safe. What is more important is that the Handling Operator in Japan remains liable as it is very difficult for Japan users to go after foreign parties that process their data. 	<p>関する制度についての確認は、提供元の事業者の責任において行っていただくべきものであると考えておりますが、当委員会においても、外国の個人情報の保護に関する制度について、事業者の参考となる一定の情報をとりまとめて公表する予定です。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<ul style="list-style-type: none"> • It is not practically feasible for each company to assess the legal system in each country, and it is not reasonable for them to do so. • As for “appropriate and reasonable method,” it is difficult to obtain sufficient information on the legal systems from third parties in foreign countries to which personal data is provided. Also, it is an extremely heavy burden for a private company to collect information published by foreign administrative agencies in a timely manner, and many companies do not have enough capacity and resources to do so. • Confirming the implementation status of equivalent measures and the contents of foreign systems more than once a year would be a considerable burden for companies • Regarding government access, data localization, etc., for which every country more or less has a certain framework, if it is not made clear enough how much information must be provided, it will be a major obstacle to cross-border transfers and is likely to have an attrition effect. <p>理由</p> <ul style="list-style-type: none"> • このデジタル時代において、データは基本的に日々瞬時に海外へ移動していることを考えると、この要件はビジネスの現実とは容易に一致 	

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			<p>しない。日本の個人情報取扱業者が必要な手続きをすべて行ったとしても、転送されたデータが安全であることを意味することにはならない。さらに重要なことは、日本のユーザーが自分のデータを処理する外国の当事者を追及することは非常に困難であるため、日本の個人情報取扱業者が責任を負うことである。</p> <ul style="list-style-type: none"> • それぞれの民間事業者が各国の法制度を評価することは現実的には不可能であり、また、そうすることは合理的ではない。 • 「適切かつ合理的な方法」については、個人データの提供先である外国の第三者から、法制度に関する十分な情報を得ることは困難である。また、外国の行政機関が公表している情報を民間企業がタイムリーに収集することは非常に負担が大きく、十分な能力やリソースを備えた民間事業者は決して多くない。 • 同等の措置の実施状況や外国のシステムの内容を年に1回以上確認することは、企業にとって相当な負担となる。 • 各国が多かれ少なかれ一定の枠組みを持っている政府アクセスやデータのローカリゼーションなどについては、どの程度の情報を提供しなければならないかを十分に明確にしておかないと、国境を越えた移転の大きな障害となり、萎縮効果をもたらす可能性が高いと思われる。 <p>【Asia Internet Coalition (AIC)】</p>	
67	5-2	提供すべき情報 (規則第11条の	(該当箇所) 外国にある第三者への提供編 56頁	改正後の法第24条第2項の趣旨には、 個人データの越境移転を行う事業者にお

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	3 第 2 項関係)	<p>5-2 提供すべき情報（規則第 11 条の 3 第 2 項関係）</p> <p>(2)「適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」（規則第 11 条の 3 第 2 項第 2 号関係）</p> <p>（意見）</p> <p>ガイドライン案 56 頁では、「適切かつ合理的な方法」の具体例の 1 つとして「我が国又は外国の行政機関等が公表している情報を確認する方法」が掲げられている。この点に関して、貴委員会令和 2 年 11 月 4 日付「改正法に関連する政令・規則等の整備に向けた論点について（越境移転に係る情報提供の充実等）」8 頁及び 2021 年 3 月 24 日付公示「『個人情報の保護に関する法律施行令及び個人情報保護委員会事務局組織令の一部を改正する政令（案）』及び『個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則（案）』に関する意見募集結果」（以下「施行令・施行規則パブコメ」という。）の 292 番の意見に対する貴委員会の考え方として、「委員会においても、外国の個人情報の保護に関する制度を調査した上で、事業者の参考になる一定の情報を取りまとめて公表することを予定している。」旨の記載があるが、公表予定の情報の内容、対象国及び公表時期についての貴委員会のご想定を回答いただきたい。</p> <p>この点に関して、公表いただく情報の対象国として、特に、海外進出日系企業の拠点数や日本との貿易額の上位国は、情報を公表いただくことによる便益が極めて大きいものと考えられ、こうした点もご考慮の上で、対象国を決定いただきたい。</p>	<p>いても、従前以上に、提供先の外国にある第三者における事業環境等を認識することを促すという点もありますので、当該外国における個人情報の保護に関する制度についての確認は、提供元の事業者の責任において行っていただくべきものであると考えております。</p> <p>もっとも、当委員会においても、外国の個人情報の保護に関する制度について、事業者の参考となる一定の情報をとりまとめて公表する予定です。対象予定国や公表に向けたスケジュール等については、本年の秋頃を目途にお示しすることを検討してまいります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>(理由)</p> <p>ガイドライン案 56 頁では、「適切かつ合理的な方法」の具体例の 1 つとして、「我が国又は外国の行政機関等が公表している情報を確認する方法」が掲げられている。</p> <p>しかし、施行令・施行規則パブコメの 292 番の意見中の理由のとおり、「提供先の外国にある第三者に対して照会する方法」や「外国の行政機関等が公表している情報を確認する方法」によっては、情報の取得が困難な場合もありうる。</p> <p>上述の「委員会においても、外国の個人情報の保護に関する制度について、事業者の参考となる一定の情報を取りまとめて公表する予定」との点に関して、公表予定の情報の内容、対象国及び公表時期についての貴委員会のご想定を回答いただきたい。海外法制の調査は情報の取得が困難で長期の時間を要する場合もあるところ、早期のご回答により、個人情報取扱事業者としては、貴委員会の公表予定のない対象について注力した情報の収集を行うことが可能となり、本人に対してより適切な情報を提供することに繋がるものと考えられる。</p> <p>外国にある第三者への提供については、特に、海外進出日系企業の拠点数や日本との貿易額等の上位国にある第三者に対する提供の可能性が高く、情報公表による便益が大きいものと思料される。</p> <p>【株式会社ユーザベース】</p>	

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
68	5-2	提供すべき情報 (規則第 11 条の 3 第 2 項関係)	<p>(該当箇所) 外国にある第三者への提供編の 56 ページ 8 行目以降 『適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報(規則第 11 条の 3 第 2 項第 2 号関係) ・・・事例 2) 我が国又は外国の行政機関等が公表している情報を確認する方法』</p> <p>(意見) 上記の事例 2 を支える制度として、外国の制度について、個人情報保護委員会から定期的に情報提供される仕組みを制度化し、それに基づく情報を確認することで法令の要求を満たしていることを明確化していただきたい。</p> <p>(理由) 全ての提供先国の外国法制度を個別に網羅的かつ詳細に事業者が調査することは、事業者の規模も大小様々であり、現実的には相当程度の負担となり得るもので、当局からの情報提供が必要不可欠である。</p> <p>【一般社団法人新経済連盟】</p>	<p>改正後の法第 24 条第 2 項の趣旨には、個人データの越境移転を行う事業者においても、従前以上に、提供先の外国にある第三者における事業環境等を認識することを促すという点もありますので、当該外国における個人情報の保護に関する制度についての確認は、提供元の事業者の責任において行っていただくべきものであると考えております。</p> <p>もっとも、当委員会においても、外国の個人情報の保護に関する制度について、事業者の参考となる一定の情報をとりまとめて公表する予定です。</p>
69	5-2	提供すべき情報 (規則第 11 条の 3 第 2 項関係)	<p><頁 行目> 56 頁 20 行目</p> <p><意見></p>	<p>当委員会においても、外国の個人情報の保護に関する制度について、事業者の参考となる一定の情報をとりまとめて公表する予定ですが、対象予定国や公表に</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>意見③<5-2 提供すべき情報> (2) 外国制度の情報①適切かつ合理的な方法 【適切かつ合理的な方法に該当する事例】 事例 2) 我が国又は外国の行政機関等が公表している情報を確認する方法</p> <p>我が国の行政機関等がいつ、どこで、どのように公表されるか、また、最新情報の更新周知方法について、施行の半年以上前にお示しいただくことを希望します。</p> <p>(関連弊社意見：通則編 意見⑥)</p> <p><理由> 情報提供にあたり、各種社内準備にあたり、一定の期間が必要なため。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>向けたスケジュール等については、本年の秋頃を目途にお示しすることを検討してまいります。</p>
70	5-2 提供すべき情報 (規則第 11 条の 3 第 2 項関係)	<p>(該当箇所) 外国にある第三者への提供編：5-2 提供すべき情報 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報 (56 ページ)</p> <p>(意見) 外国にある第三者への提供について、監督省庁等が海外の法制度を調査し情報開示するという点について、今後の調査計画等をご教示いただきたい。</p> <p>【一般社団法人日本資金決済業協会】</p>	<p>当委員会においても、外国の個人情報の保護に関する制度について、事業者の参考となる一定の情報をとりまとめて公表する予定ですが、対象予定国や公表に向けたスケジュール等については、本年の秋頃を目途にお示しすることを検討してまいります。</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
71	5-2	提供すべき情報 (規則第 11 条の 3 第 2 項関係)	<p>■個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）の一部を改正する告示（案） 5-2 提供すべき情報（56 ページ）</p> <p>●外国における個人情報の保護に関する制度が新たに制定・改正された場合、または、当該外国に所在する個人データの提供先である第三者に対する法の適用等に変更があった場合で、利用目的については変更がない場合、従前本人から取得していた同意の有効性に影響はあるのか、ご記載いただきたい。</p> <p>利用目的に変更はなく、外国の制度等に変更があった場合に、同意を取り直す必要があるのか、あるいは、同意を取り直さなくても良い範囲がどこまでなのか（我が国の法との間の本質的な差異に変更がなければ良いのか等）、詳細にご記載いただきたい。</p> <p>【匿名】</p>	<p>改正後の施行規則第 11 条の 3 第 2 項第 2 号の「外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」は、一般的な注意力をもって適切かつ合理的な方法により確認したものである必要がありますが、「外国にある第三者への個人データの提供を認める」旨の本人の同意を取得した後に、当該外国における個人情報の保護に関する制度についての変更があった場合であっても、既に取得された同意の有効性には影響を及ぼさないものと考えられます。</p> <p>もっとも、個別の事案ごとに判断されますが、例えば、当該外国における個人情報の保護に関する制度について、我が国の法との間の本質的な差異の認識に影響を及ぼすような重要な変更がなされたことを提供元の事業者が認識した場合には、本人に情報提供することが望ましいと考えられます</p>
72	5-2	提供すべき情報 (規則第 11 条の	<p><該当箇所> 5-2 提供すべき情報(2) (P. 58)</p>	<p>「GDPR 第 45 条に基づく十分性認定の取得国であること」については、当委</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	3 第 2 項関係)	<p><意見> 「当該指標となり得る情報が個人データの越境移転に伴うリスクとの関係でどのような意味を持つか」は抽象的に過ぎるので具体化・例示をしていただきたい。</p> <p><理由> 実際にどのように本人に情報提供すればよいか、分かりにくいため。</p> <p>【一般社団法人 電子情報技術産業協会 法務・知的財産部会 個人データ保護専門委員会】</p>	<p>員会が我が国と同等の保護水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有する外国等として指定しているEU（EU加盟国及び欧州経済領域の一部であるアイスランド、ノルウェー、リヒテンシュタイン）の個人情報の保護に関する制度であるGDPRに基づき、欧州委員会が十分なデータ保護の水準を有していると認められる旨の決定を行っている国であることから、概ね我が国と同等の個人情報の保護が期待できるという意味で、「指標となり得る情報」に該当すると考えられます。</p> <p>この場合、「指標となり得る情報」の意味に関する本人への情報提供としては、例えば、「GDPRに基づき、欧州委員会が十分なデータ保護の水準を有していると認められる旨の決定を行っている国であることから、概ね我が国と同等の個人情報の保護が期待できる」といった情報提供を行うことが考えられます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			<p>また、「APECのCBPRシステムの加盟国であること」については、CBPRシステム加盟の前提として、APECのプライバシーフレームワークに準拠した法令を有していること、及びCBPR認証を受けた事業者やアカウントビリティエージェントにおいて解決できない苦情・問題が生じた場合に執行機関が調査・是正する権限を有していること等が規定されていることから、CBPRシステムに加盟している外国においては、APECのプライバシーフレームワークに準拠した法令と当該法令を執行する執行機関を有していると考えられるため、個人情報の保護について概ね我が国と同等の保護が期待できるという意味で、「指標となり得る情報」に該当すると考えられます。</p> <p>この場合、「指標となり得る情報」の意味に関する本人への情報提供としては、例えば、「CBPRシステムに加盟しており、APECのプライバシーフレームワ</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			<p>一々に準拠した法令及び当該法令を執行する執行機関を有していると考えられることから、概ね我が国と同等の個人情報の保護が期待できる」といった情報提供を行うことが考えられます。</p>
73	<p>5-2 提供すべき情報 (規則第 11 条の 3 第 2 項関係)</p>	<p>【該当箇所】 5-2(2)② 「当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」 (56 頁～)</p> <p>【意見】 「当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」の具体的な開示例を示されたい。</p> <p>【理由】 自社でどこまでの情報を集めて開示すべきかの目安が、現在の改正案の記載だけでは必ずしも明らかではなく、開示情報に過不足が生じる可能性があるためである。</p> <p>【経営法友会】</p>	<p>改正後の施行規則第 11 条の 3 第 2 項第 2 号における「当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」として提供すべき情報やその考え方等については、本ガイドライン（外国にある第三者への提供編）案 5-2(2)において記載しており、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p> <p>なお、改正後の法第 24 条第 2 項の趣旨には、個人データの越境移転を行う事業者においても、従前以上に、提供先の外国にある第三者における事業環境等を認識することを促すという点もありますので、当該外国における個人情報の保護に関する制度についての確認は、提供元の事業者の責任において行っていただくべきものであると考えておりますが、当委</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
				員会においても、外国の個人情報の保護に関する制度について、事業者の参考となる一定の情報をとりまとめて公表する予定です。
74	5-2	提供すべき情報 (規則第 11 条の 3 第 2 項関係)	<p>該当箇所：外国にある第三者への提供繕、56 ページ、19 行目</p> <p>意見：</p> <p>②「当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」について、同意取得時の本人への情報提供については、事業者が個人情報保護委員会のウェブサイトへのリンクを掲載するなどの方法により適切な対応ができるよう、各国の個人情報保護制度についての最新情報を個人情報保護委員会より情報提供いただきたい。</p> <p>理由：</p> <p>事業者の負担軽減、及び独自調査による不正確な情報提供の回避のため。</p> <p>【日本製薬工業協会】</p>	<p>改正後の法第 24 条第 2 項の趣旨には、個人データの越境移転を行う事業者においても、従前以上に、提供先の外国にある第三者における事業環境等を認識することを促すという点もありますので、当該外国における個人情報の保護に関する制度についての確認は、提供元の事業者の責任において行っていただくべきものであると考えております。</p> <p>もっとも、当委員会においても、外国の個人情報の保護に関する制度について、事業者の参考となる一定の情報をとりまとめて公表する予定です。</p>
75	5-2	提供すべき情報 (規則第 11 条の 3 第 2 項関係)	<p><頁 行目></p> <p>56 頁 23 行目から 60 頁</p> <p><意見></p>	<p>改正後の法第 24 条第 2 項の趣旨には、個人データの越境移転を行う事業者においても、従前以上に、提供先の外国にある第三者における事業環境等を認識することを促すという点もありますので、当</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>意見④<5-2 提供すべき情報>②「当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」</p> <p>(ア) 当該外国における個人情報の保護に関する制度の有無</p> <p>(イ) 当該外国の個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報の存在</p> <p>(ウ) OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する事業者の義務又は本人の権利の不存在</p> <p>(エ) その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度の存在</p> <p>個人情報保護委員会等日本の行政機関から、わかりやすく提供いただくことを希望します。</p> <p>(関連弊社意見：通則編 意見⑥)</p> <p><理由></p> <p>事業者単体では情報収集が困難であるため。</p> <p>また、当該情報は、国ごとの制度情報であり、事業者が個々に調べるのが合理的ではないため。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>当該外国における個人情報の保護に関する制度についての確認は、提供元の事業者の責任において行っていただくべきものであると考えております。</p> <p>もっとも、当委員会においても、外国の個人情報の保護に関する制度について、事業者の参考となる一定の情報をとりまとめて公表する予定です。</p>
76	5-2 提供すべき情報 (規則第 11 条の 3 第 2 項関係)	3. 外国にある第三者への提供編 5-2(2) マル 2 について 当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報として列挙される(ア)ないし(エ)の情報について、各事業者の情報収集能力に差があり、	改正後の法第 24 条第 2 項の趣旨には、個人データの越境移転を行う事業者においても、従前以上に、提供先の外国にあ

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>本人へ必要十分かつ正確な情報の提供が確保されるか疑義がある。主要な国と地域については、情報提供において参照可能な資料を個人情報保護委員会において公表されることを期待する。</p> <p>【一般社団法人医療データベース協会】</p>	<p>る第三者における事業環境等を認識することを促すという点もありますので、当該外国における個人情報の保護に関する制度についての確認は、提供元の事業者の責任において行っていただくべきものであると考えております。</p> <p>もっとも、当委員会においても、外国の個人情報の保護に関する制度について、事業者の参考となる一定の情報をとりまとめて公表する予定です。</p>
77	5-2 提供すべき情報 (規則第 11 条の 3 第 2 項関係)	<p>21-7 (2)② (イ) 事例 1 に準じて「韓国は現在 GDPR の十分性認定に向けたプロセスが進んでいます (https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_21_2964)」と説明することで、「当該外国の個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報」を提供したといえるか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>「指標となり得る情報」については、既にGDPR第 45 条に基づく十分性認定を取得していることのように、当該外国の制度について一定の評価等が完了していることを想定しているため、十分性認定の取得に向けた手続きが継続中である旨は、「指標となり得る情報」には該当しないものと考えられます。</p>
78	5-2 提供すべき情報 (規則第 11 条の 3 第 2 項関係)	<p>No. 7 【ガイドライン】 外国にある第三者への提供編</p>	<p>御指摘の事例 2 は「指標となり得る情報」の例であり、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			<p>【ページ】 P. 57</p> <p>【該当箇所】 5-2 (2) (まる 2) (イ) 当該外国の個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報の存在</p> <p>【意見】 事例 2) に「APEC の CBPR システムの加盟国であること」の「加盟国」は「加盟国・地域」の方が適切ではないか。</p> <p>【理由】 CBPR システムには台湾も参加しているため。</p> <p>【一般財団法人日本情報経済社会推進協会 (JIPDEC)】</p>	
79	5-2	提供すべき情報 (規則第 11 条の 3 第 2 項関係)	<p><箇所番号> 5-2</p> <p><文言> [当該外国の個人情報の保護に関する制度についての資料となり得る情報に該当する事例]</p>	<p>「APEC の CBPR システムの加盟国であること」については、提供先の外国における個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報として記載しています。</p> <p>CBPR システム加盟の前提として、APEC のプライバシーフレームワーク</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			<p>事例 2) 当該第三者が所在する外国が APEC の CBPR システムの加盟国であること</p> <p><コメント></p> <p>『ここでいう「当該外国における個人情報の保護に関する制度」は、当該外国における制度のうち、提供先の外国にある第三者に適用される制度に限られ、当該第三者に適用されない制度は含まれない。』とありますが、そのような情報は「適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」ではなく、「当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報」に含めるのが適切ではないでしょうか。当該国が CBPR に加盟しているからといって、必ずしも当該国における第三者提供先が CBPR の認証を保有している訳ではないことが考えられるためです。または、左記のような事例は「当該第三者が所在する外国が APEC の CBPR システムの加盟国であり、当該第三者は APEC の CBPR システムの認定を受けている」などにするのが適切ではないでしょうか。</p> <p>【個人】</p>	<p>に準拠した法令を有していること、及び CBPR 認証を受けた事業者やアカウントビリティエージェントにおいて解決できない苦情・問題が生じた場合に執行機関が調査・是正する権限を有していること等が規定されていることから、CBPR システムに加盟している外国においては、APEC のプライバシーフレームワークに準拠した法令と当該法令を執行する執行機関を有していると考えられるため、個人情報の保護について概ね我が国と同等の保護が期待できるという意味で、「指標となり得る情報」に該当すると考えられます。</p>
80	5-2	提供すべき情報 (規則第 11 条の 3 第 2 項関係)	<p>【該当箇所】</p> <p>5-2(2)②(イ) 当該外国の個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報の存在 (57 頁～)</p> <p>【意見】</p>	<p>1 御指摘の箇所は、「指標となり得る情報」の提供に際して、その意味を本人に対して分かりやすく情報提供することが望ましい旨を記載するものです。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>1 「当該指標となり得る情報の提供を行う場合、当該指標となり得る情報が個人データの越境移転に伴うリスクとの関係でどのような意味を持つかについても、本人に対して情報提供を行うことが望ましい」とされている(58頁)。これは具体的にどのような意味が明らかにするとともに、事例にもその説明の例を明記されたい(たとえば、「当該第三者が所在する外国がGDPR第45条に基づく十分性認定の取得国であるため、日本と同等の個人情報の保護が期待できる」などでよいのであればその旨)。</p> <p>2 【当該外国の個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報に該当する事例】として2つ挙げられているが(58頁)、これ以外の事例で個人情報保護委員会が現状で認識している事例の有無およびその事例を明示されたい。</p> <p>【理由】</p> <p>1 改正案ではどのような説明が望ましいのか不明確なためである。</p> <p>2 この指標の有無は、情報提供に関する事業者への負担の軽重に大きく影響するので、個人情報保護委員会が認識している事例はすべて公表すべきと考えるためである。</p> <p>【経営法友会】</p>	<p>「GDPR第45条に基づく十分性認定の取得国であること」については、当委員会が我が国と同等の保護水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有する外国等として指定しているEU(EU加盟国及び欧州経済領域の一部であるアイスランド、ノルウェー、リヒテンシュタイン)の個人情報の保護に関する制度であるGDPRに基づき、欧州委員会が十分なデータ保護の水準を有していると認められる旨の決定を行っている国であることから、概ね我が国と同等の個人情報の保護が期待できるという意味で、「指標となり得る情報」に該当すると考えられます。</p> <p>この場合、「指標となり得る情報」の意味に関する本人への情報提供としては、例えば、「GDPRに基づき、欧州委員会が十分なデータ保護の水準を有していると認められる旨の決</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
				<p>定を行っている国であることから、概ね我が国と同等の個人情報の保護が期待できる」といった情報提供を行うことが考えられます。</p> <p>2 現時点では、「当該外国の個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報に該当する事例」としては、事例1及び事例2に記載の2つを想定しています。</p>
81	5-2	提供すべき情報 (規則第11条の3第2項関係)	<p>【該当箇所】 5-2(2)②(イ) 当該外国の個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報の存在(57頁～)、(ウ)OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する事業者の義務又は本人の権利の不存在(58頁～)</p> <p>【意見】 改正案では、CBPRの加盟国であることや、GDPR十分性認定国であること(58頁)、OECDプライバシーガイドラインの8原則に対応する措置の有無等を開示すること(59頁)が提案されているが、事業者がそれらの各制度や内容についての説明までする必要はないと考えてよいか確認したい。</p> <p>【理由】</p>	<p>「外国における個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報」として、移転先の外国がGDPR第45条に基づく十分性認定を取得している旨や、APECのCBPRシステムに加盟している旨についての情報提供を行う場合には、それぞれの「指標となり得る情報」の意味合いについても説明することが望ましいと考えられますが、その一環として、必要に応じて各制度についても説明することが考えられます。</p> <p>また、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する事業者の義務又は</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			<p>情報開示対象である個人が、すべて、CBPR、GDPR または OECD プライバシーガイドラインといったものを把握しているとは考えられないが、それらの説明まで事業者に求められるとしたら過大な負担となるためである。</p> <p>【経営法友会】</p>	<p>本人の権利の不存在についての説明に際しては、必ずしも OECD プライバシーガイドライン 8 原則の内容についての説明は求められませんが、情報提供に際しては、本人に分かりやすい情報が提供されることが重要であると考えます。</p>
82	5-2	<p>提供すべき情報 (規則第 11 条の 3 第 2 項関係)</p>	<p>58-59 ページ</p> <p>➤ GDPR 第 45 条に基づく十分性認定の取得国、②APEC の CBPR システムの加盟国、③OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する制度を有する国について、リストを個人情報保護委員会で公開し、定期的に更新すべき。</p> <p>【一般社団法人日本経済団体連合会 デジタルエコノミー推進委員会企画部 会データ戦略 WG】</p>	<p>改正後の法第 24 条第 2 項の趣旨には、個人データの越境移転を行う事業者においても、従前以上に、提供先の外国にある第三者における事業環境等を認識することを促すという点もありますので、当該外国における個人情報の保護に関する制度についての確認は、提供元の事業者の責任において行っていただくべきものであると考えております。</p> <p>もっとも、当委員会においても、外国の個人情報の保護に関する制度について、事業者の参考となる一定の情報をとりまとめて公表する予定です。</p>
83	5-2	<p>提供すべき情報 (規則第 11 条の 3 第 2 項関係)</p>	<p>9. Volume on provision to a third party in a foreign country</p> <p>外国にある第三者への提供編/</p>	<p>改正後の法第 24 条第 2 項の趣旨には、個人データの越境移転を行う事業者においても、従前以上に、提供先の外国にあ</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>5-2 Information to be provided (P58, 59)</p> <p>(2) Information on the regulations for the protection of personal information in the relevant foreign country, which is obtained by an appropriate and reasonable method</p> <p>5-2 提供すべき情報 (P58, 59)</p> <p>(2) 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報</p> <p>Comments/意見 内容</p> <p>We would like the PPC to publish and periodically update the list of countries that</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. have obtained sufficiency certification under Article 45 of the GDPR 2. are members of the CBPR system of APEC, and 3. have relevant regulations that include all the obligations corresponding to the eight principles of the OECD Privacy Guidelines. 	<p>る第三者における事業環境等を認識することを促すという点もありますので、当該外国における個人情報の保護に関する制度についての確認は、提供元の事業者の責任において行っていただくべきものであると考えております。</p> <p>もともと、当委員会においても、外国の個人情報の保護に関する制度について、事業者の参考となる一定の情報をとりまとめて公表する予定です。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>In addition, for countries that do not fall into these categories but where many companies provide information across the border, we would like the PPC to publish and regularly update the countries' regulatory information that may have significant impacts on the rights and interests of the individuals concerned.</p> <p>While we fully share the importance that each company providing personal information to third countries understand the privacy regulations of the countries, it will be inefficient for each company to individually research them and prepare the outline.</p> <p>①GDPR 第45条に基づく十分性認定の取得国、②APECのCBPRシステムの加盟国、③OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する事業者の義務及び本人の権利がすべて含まれる制度を有する国、のそれぞれのリストを個人情報保護委員会で公開し、また定期的に更新していただきたい。また、それらには当てはまらないものの、多くの企業が第三者提供を行っている国については、その本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度等を、個人情報保護委員会で公表し、また定期的に更新していただきたい。</p> <p>各社が第三国の制度を十分理解することの重要性は共有するものの、各事業者が個別に各国の制度を調査し、また概要を作成することは非効率であることから。</p>	

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			【Asia Internet Coalition (AIC)】	
84	5-2	提供すべき情報 (規則第 11 条の 3 第 2 項関係)	<p>【該当箇所】 5-2(2)②(ウ) OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する事業者の義務又は本人の権利の不存在 (58 頁～)</p> <p>【意見】</p> <p>1 OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する事業者の義務または本人の権利の不存在についての情報提供を求めているが、60 頁の注記 (※2) に 8 原則の項目を挙げるだけでなく、ガイドラインの中で、8 原則の内容および日本の個人情報保護法のどの条項が各原則に該当するのかなどのわかりやすい説明をされたい。</p> <p>2 OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する事業者の義務または本人の権利の不存在に該当する事例および本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度に関し、個人情報保護委員会が主要国の法令と同原則の差異を公表すべきである。</p> <p>【理由】</p> <p>1 すべての事業者が OECD プライバシーガイドラインに精通しているわけではなく、また、ある国の法令が OECD プライバシーガイドラインに沿っているかどうか分析する能力があるわけではない。こうしたことを全事業者に課すのは過度な負担となるためである。</p>	<p>改正後の法第 24 条第 2 項の趣旨には、個人データの越境移転を行う事業者においても、従前以上に、提供先の外国にある第三者における事業環境等を認識することを促すという点もありますので、当該外国における個人情報の保護に関する制度についての確認は、提供元の事業者の責任において行っていただくべきものであると考えております。</p> <p>もっとも、当委員会においても、外国の個人情報の保護に関する制度について、事業者の参考となる一定の情報をとりまとめて公表する予定です。</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			<p>2 各事業者において調査することとなると、全体としてきわめて不経済であるし、内容や正確性に差が生じ得る。また、一部の真面目な事業者が提供した情報へのフリーライドが生じる可能性がきわめて高い。したがって、このような情報の調査は個人情報保護委員会がすべきと考えるためである。</p> <p>【経営法友会】</p>	
85	5-2	提供すべき情報 (規則第 11 条の 3 第 2 項関係)	<p>21-8 (2)②(ウ)について、「OECD プライバシーガイドライン 8 原則」の義務又は本人の権利が、国家安全・公共安全等の名目で制約される可能性がある制度である場合にその旨を本人に情報提供すべきと思われるが、いかがか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度が存在する場合には、当該制度が存在する旨について本人に情報提供する必要があります。</p>
86	5-2	提供すべき情報 (規則第 11 条の 3 第 2 項関係)	<p>21-1 (2)②「(ウ) OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する事業者の義務又は本人の権利の不存在」について、OECD8 原則に対応する事業者の義務又は本人の権利が存在していれば、その具体的な内容(条文の内容、執行状況等)まで踏み込んで情報提供する必要はないと理解してよいか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>御理解のとおりです。</p>
87	5-2	提供すべき情報 (規則第 11 条の	<p><該当箇所> 5-2 提供すべき情報(2) (P. 58-59)</p>	<p>前段については、OECD プライバシーガイドラインは、OECD 加盟国に対</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	3 第 2 項関係)	<p>②「当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」 (ウ)OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する事業者の義務または本人の権利の不存在</p> <p><意見> 第三者の所在する外国が OECD 加盟 30 カ国に該当していれば本要件を満たすのか、あるいは OECD への加盟国か否かには関わらず、当該外国の個人情報保護制度が OECD プライバシーガイドライン 8 原則に準拠しているかを個別に判断する必要があるかを明確にして頂きたい。 また、後者の場合には、個人情報保護委員会として、OECD プライバシーガイドライン 8 原則に準拠した制度を有する外国を公表して頂きたい。</p> <p><理由> 外国の第三者への個人情報提供にあたり、本人への情報提供を適切かつ確実にを行うため。</p> <p>【一般社団法人 電子情報技術産業協会 法務・知的財産部会 個人データ保護専門委員会】</p>	<p>する法的拘束力を有するものではないため、提供先の第三者が所在する外国が OECD 加盟国である場合にであっても、当該外国の個人情報の保護に関する制度について、OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する事業者の義務又は本人の権利の不存在の有無について確認いただく必要があると考えます。</p> <p>後段については、改正後の法第 24 条第 2 項の趣旨には、個人データの越境移転を行う事業者においても、従前以上に、提供先の外国にある第三者における事業環境等を認識することを促すという点もありますので、当該外国における個人情報の保護に関する制度についての確認は、提供元の事業者の責任において行っていただくべきものであると考えております。</p> <p>もっとも、当委員会においても、外国の個人情報の保護に関する制度について、事業者の参考となる一定の情報をとりまとめて公表する予定です。</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
88	5-2	提供すべき情報 (規則第 11 条の 3 第 2 項関係)	<p>No. 8</p> <p>【ガイドライン】 外国にある第三者への提供編</p> <p>【ページ】 P. 59, 69, 79</p> <p>【該当箇所】 5-2(2) (まる 2) (エ) その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度の存在 6-1 相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置 6-2-2(5) 当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその概要</p> <p>【意見】 個人情報保護委員会が主要な国々の状況について、重大な影響を及ぼすリスクについて情報公開していただきたい。</p> <p>【理由】 事例 1) ではガバメントアクセス、事例 2) ではデータローカライゼーションに関する制度が事例として記載されているが、事業者が国々の法制度を確認し、個人の権利利益に重大な影響があるかを判断するのは難しいため。</p>	<p>改正後の法第 24 条第 2 項の趣旨には、個人データの越境移転を行う事業者においても、従前以上に、提供先の外国にある第三者における事業環境等を認識することを促すという点もありますので、当該外国における個人情報の保護に関する制度についての確認は、提供元の事業者の責任において行っていただくべきものであると考えております。</p> <p>また、改正後の法第 24 条第 3 項は、本人の権利利益の保護の観点から、個人データの越境移転後においても、提供元の事業者は、提供先の外国にある第三者による個人データの適正な取扱いを継続的に確保する責務があることを明確化するものです。そのため、かかる責務を果たす観点から、提供先の第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度についての確認も、提供元の事業者の責任において行っていただくべきものであると考えております。</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			【一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）】	もっとも、当委員会においても、外国の個人情報の保護に関する制度について、事業者の参考となる一定の情報をとりまとめて公表する予定です。
89	5-2	提供すべき情報 (規則第 11 条の 3 第 2 項関係)	<p><該当箇所></p> <p>5-2 提供すべき情報(2) (P. 59-60)</p> <p>6-1 相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置 (P. 72)</p> <p>6-2 相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置に関する情報提供 (P. 80)</p> <p><意見></p> <p>「本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度の存在」や「相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある外国の制度」等の例において、事例 1 では「広範な」協力義務や情報収集としているが、「広範」や「情報収集」の意味が著しく不明瞭であり、どのような場合が該当するのか更に具体化すべきである。また、事例 2 についても、「国内保存義務」と「消去できないおそれ」の関係が明確でないため再検討すべきである。例えば、国内保存義務があっても事業者が消去義務の履行を約している場合には対象外とすべきであるから、「契約を締結しているにもかかわらず、消去等請求の履行に対応することを禁じる国の法令がある場合」など、消去等請求の履行ができないことにフォーカスして記載していただきたい。</p>	<p>「本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度」については、提供先の第三者が所在する外国において、我が国の制度と比較して、当該外国への個人データの越境移転に伴って当該個人データに係る本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性があると考えられる制度を想定しています。また、「相当措置の継続的な実施に影響を及ぼす可能性のある制度」についても、当該制度の存在により、外国にある第三者による相当措置の実施が困難になる等、相当措置の実施に影響がある可能性が具体的・客観的に認められる制度を想定しています。</p> <p>例えば、個人情報の国内保存義務に係る制度については、当該制度の存在により、外国にある第三者が本人からの消去等の請求を受けた場合に、それに対応で</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			<p>また、個人情報保護委員会が主要な国々について、重大な影響を及ぼす可能性のある制度に関して情報公開していただきたい。</p> <p><理由> ガバメントアクセスやデータローカライゼーションに関して、事業者が諸外国の法制度を確認することは工数をかければ可能であると思われるが、個人の権利利益に重大な影響があるかは判断が困難であるため。</p> <p>【一般社団法人 電子情報技術産業協会 法務・知的財産部会 個人データ保護専門委員会】</p>	<p>きないおそれが具体的・客観的に存在する場合を想定しています。なお、この場合、仮に提供先の外国にある第三者が消去等の請求に対応することを契約上定めている場合であっても、当該制度に基づく義務の存在により、契約上の義務の履行が困難となる可能性があることから、提供元の事業者には、改正後の法第 24 条第 2 項に基づく本人への情報提供や、改正後の法第 24 条第 3 項に基づく制度の定期的な確認等が求められるものと考えられます。</p> <p>なお、当委員会においても、外国の個人情報の保護に関する制度について、事業者の参考となる一定の情報をとりまとめて公表する予定です。</p>
90	5-2	提供すべき情報 (規則第 11 条の 3 第 2 項関係)	(該当箇所) 外国にある第三者への提供編の 58、59 ページ 5-2 提供すべき情報 (2) 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報	改正後の法第 24 条第 2 項の趣旨には、個人データの越境移転を行う事業者においても、従前以上に、提供先の外国にある第三者における事業環境等を認識することを促すという点もありますので、当該外国における個人情報の保護に関する

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			<p>(意見)</p> <p>①GDPR 第 4 5 条に基づく十分性認定の取得国、②APEC の CBPR システムの加盟国、③OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する事業者の義務および本人の権利がすべて含まれる制度を有する国のそれぞれについて、個人情報保護委員会でリストを公開し、また定期的に更新していただくよう要望します。また、それらの分類には当てはまらないものの、多くの企業が国境を超えて情報を提供している国については、関連する個人の権利と利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度情報等を、個人情報保護委員会で公表し、また定期的に更新していただくよう要望します。</p> <p>(理由)</p> <p>各社が各国の規制を十分理解することの重要性に対する認識は共有するものの、各事業者が個別に各国の制度を調査し概要を作成することは非効率的であるため。</p> <p>【在日米国商工会議所(The American Chamber of Commerce in Japan)】</p>	<p>制度についての確認は、提供元の事業者の責任において行っていただくべきものであると考えております。</p> <p>もともと、当委員会においても、外国の個人情報の保護に関する制度について、事業者の参考となる一定の情報をとりまとめて公表する予定です。</p>
91	5-2	提供すべき情報 (規則第 11 条の 3 第 2 項関係)	<p>(該当箇所)</p> <p>外国にある第三者への提供編の 59 ページ</p> <p>5-2 提供すべき情報(規則第 11 条の 3 第 2 項関係) ((2)「適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」(規則第 11 条の 3 第 2 項第 2 号関係))</p>	<p>改正後の法第 24 条第 2 項の趣旨には、個人データの越境移転を行う事業者においても、従前以上に、提供先の外国にある第三者における事業環境等を認識することを促すという点もありますので、当</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			<p>(意見) データローライゼーション規制およびガバメントアクセス規制については、(エ)にその他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度と事例として挙げられているが、政府として各国法の評価を付して公開すべき。</p> <p>(理由) 意見中の規制について、その評価は各事業者が行えるものではなく、個人情報を取得される本人の様々な立場・視点によって変わり得るものである。加えて、各事業者の調査能力や立場・視点等の違いからバラバラの評価・価値判断のもとで関連情報が公表されれば、本人に対して混乱を与え、適切な判断が行えなくなり、本人への情報提供の充実の趣旨に反する結果となるおそれがあるため。</p> <p>【一般財団法人 日本データ通信協会 電気通信個人情報保護推進センター】</p>	<p>該外国における個人情報の保護に関する制度についての確認は、提供元の事業者の責任において行っていただくべきものであると考えております。</p> <p>もっとも、当委員会においても、外国の個人情報の保護に関する制度について、事業者の参考となる一定の情報をとりまとめて公表する予定です。</p>
92	5-2	提供すべき情報 (規則第 11 条の 3 第 2 項関係)	<p>・ 5 同意取得時の情報提供</p> <p>5-2 提供すべき情報 (規則第 11 条の 3 第 2 項関係)</p> <p>個人情報保護関連法以外で本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度を各事業者が単独で調査をすることは相当な困難や多額の費用などの負担となる。特にデータローライゼーションやガバメントアクセスについては、制度の存在のみでは影響の有無について判断するのが難し</p>	<p>改正後の法第 24 条第 2 項の趣旨には、個人データの越境移転を行う事業者においても、従前以上に、提供先の外国にある第三者における事業環境等を認識することを促すという点もありますので、当該外国における個人情報の保護に関する</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>い。個人情報保護委員会において、当該情報提供義務の履行に足り得る程度に各国における制度の概要について取りまとめて、公表いただきたい。その際には「事業活動における個人データの越境移転の実態に関する調査について」で明らかになった通り、我が国の事業者はアジア各国への越境移転が多く、今後もこの傾向は続くものと思われるため、これらの国々の情報の充実を強く希望する。</p> <p>また、事業者が個人情報を提供する外国の第三者が、個人情報保護委員会が公表する各国の制度等に含まれている場合、事業者の情報提供は当該サイトの URL へのリンクで事足りるものとしていただきたい。</p> <p>【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】</p>	<p>制度についての確認は、提供元の事業者の責任において行っていただくべきものであると考えております。</p> <p>もともと、当委員会においても、外国の個人情報の保護に関する制度について、事業者の参考となる一定の情報をとりまとめて公表する予定です。</p> <p>改正後の施行規則第 11 条の 3 第 2 項から第 4 項までの規定により求められる情報が掲載された Web ページが存在する場合に、当該 Web ページの URL を自社のホームページに掲載し、当該 URL に掲載された情報を本人に閲覧させる方法も、改正後の施行規則第 11 条の 3 第 1 項における「適切な方法」に該当すると考えられます。</p> <p>なお、この場合であっても、例えば、当該 URL を本人にとって分かりやすい場所に掲載した上で、同意の可否の判断の前提として、本人に対して当該情報の確認を明示的に求めるなど、本人が当該 URL に掲載された情報を閲覧すると合</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
				理的に考えられる形で、情報提供を行う必要があると考えられます。
93	5-2	提供すべき情報 (規則第 11 条の 3 第 2 項関係)	<p>【該当箇所】 5-2(2)②(エ) その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度の存在 (59 頁～)</p> <p>【意見】 【本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度に該当する事例】として、「事例 1) 事業者に対し政府の情報収集活動への広範な協力義務を課すことにより、事業者が保有する個人情報について政府による広範な情報収集が可能となる制度」が挙げられている (60 頁)。「広範な協力義務を課すことにより」や「広範な情報収集が可能となる制度」という例示は非常にあいまいなため、具体的にどういった場合が該当するのか明らかにされたい。</p> <p>また、個人情報保護委員会が提供を予定している外国の制度の概要等の中に、「本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度」についても含まれたい。</p> <p>【理由】 日本でも、令状に基づく個人情報の収集が認められており、令状がない場合でも、事業者は任意に協力することが求められている (個人情報保護法 23 条 1 項 1 号、刑事訴訟法 197 条 2 項等)。このことは多くの国においても同様</p>	<p>「本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度」については、提供先の第三者が所在する外国において、我が国の制度と比較して、当該外国への個人データの越境移転に伴って当該個人データに係る本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性があると考えられる制度を想定しています。</p> <p>個別の制度ごとに判断する必要がありますが、例えば、捜査機関による情報収集を可能にする制度についても、我が国における制度と比較して、本人の権利利益の保護の観点から本質的な差異があるものでない場合には、「本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度」には含まれないと考えられます。</p> <p>改正後の法第 24 条第 2 項の趣旨には、個人データの越境移転を行う事業者においても、従前以上に、提供先の外国にある第三者における事業環境等を認識する</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			<p>だと思われる。そうした制度すべてを記載することは必要ないと思われるが、改正案の事例の記載は明確でなく、事業者が提供すべき情報の範囲を正しく判断することができない。</p> <p>そもそも、外国の制度概要等の情報提供を事業者ごとに行わせることは事業者にとって過大な負担となり、また社会経済的にも効率がよいとはいえ、個人情報保護委員会のような公的な機関等が必要な情報を取りまとめ、開示する方法が望ましい。また、本人への情報提供内容が事業者ごとに異なることにより、本人において情報提供に関する適切な判断が困難となる可能性がある。</p> <p>【経営法友会】</p>	<p>ことを促すという点もありますので、当該外国における個人情報の保護に関する制度についての確認は、提供元の事業者の責任において行っていただくべきものであると考えております。</p> <p>もっとも、当委員会においても、外国の個人情報の保護に関する制度について、事業者の参考となる一定の情報をとりまとめて公表する予定です。</p>
94	5-2	提供すべき情報（規則第 11 条の 3 第 2 項関係）	<p>21-2 (2) ②「(エ) その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度の存在」事例 1) について、「広範な協力義務」が何を指すのか、具体的に明らかにされたい。裁判所による令状がなければ捜査機関等が情報収集できない制度があれば、その例外的運用が認められているとしても「広範な協力義務」には当たらないのか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>「本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度」については、提供先の第三者が所在する外国において、我が国の制度と比較して、当該外国への個人データの越境移転に伴って当該個人データに係る本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性があると考えられる制度を想定しています。</p> <p>個別の制度ごとに判断する必要がありますが、かかる観点から、例えば、捜査機関による情報収集を可能にする制度に</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
				<p>についても、我が国における制度と比較して、本人の権利利益の保護の観点から本質的な差異があるものでない場合には、「本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度」には含まれないと考えられます。</p>
95	5-2	<p>提供すべき情報 (規則第 11 条の 3 第 2 項関係)</p>	<p>21-3 (2) ②「(エ) その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度の存在」事例 2「事業者が本人からの消去等の請求に対応できないおそれがある個人情報の国内保存義務に係る制度」について、例えば労働法や租税法の関係で保存義務が課されている情報について一定期間事業者に保存義務が課されている場合は該当するのか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>「本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度」については、提供先の第三者が所在する外国において、我が国の制度と比較して、当該外国への個人データの越境移転に伴って当該個人データに係る本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性があると考えられる制度を想定しています。</p> <p>個別の制度ごとに判断する必要がありますが、例えば、国内保存義務についても、我が国における制度と比較して、本人の権利利益の保護の観点から本質的な差異があるものでない場合には、「本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度」には含まれないと考えられます。</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
96	5-2	提供すべき情報 (規則第 11 条の 3 第 2 項関係)	<p>21-4 (2) ②「(エ) その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度の存在」事例 2)「事業者が本人からの消去等の請求に対応できないおそれがある個人情報の国内保存義務に係る制度」について、おそれが認められないのはどのような場合か具体的に明らかにされたい。国内保存義務に関する制度があるものの、個人情報を対象に含むと明示されておらず、そのような実例も存在しない場合、おそれはないと判断してよいか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>「本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度」については、提供先の第三者が所在する外国において、我が国の制度と比較して、当該外国への個人データの越境移転に伴って当該個人データに係る本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性があると考えられる制度を想定しています。</p> <p>例えば、個人情報の国内保存義務に係る制度については、当該制度の存在により、外国にある第三者が本人からの消去等の請求を受けた場合に、それに対応できないおそれが具体的・客観的に存在する場合を想定しています。</p>
97	5-2	提供すべき情報 (規則第 11 条の 3 第 2 項関係)	<p>21-9 (2) ② (エ) の事例 1) 及び事例 2) はロシア、中国、ベトナムが該当すると思われるが、その理解でよいか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>個別の外国の制度については回答しかねます。</p>
98	5-2	提供すべき情報 (規則第 11 条の 3 第 2 項関係)	<p>(該当箇所)</p> <p>○外国にある第三者への提供編の 59 ページ・13 行目～60 ページ 6 行目</p> <p>(エ)「本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある他の制度の存在」</p>	<p>「本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度」については、提供先の第三者が所在する外国において、我が国の制度と比較して、当該外国への個</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>(意見)</p> <p>事例1の「その他重大な影響を及ぼす可能性のある制度」については、「政府の情報収集活動への広範な協力義務を課すことにより、事業者が保有する個人情報について政府による広範な情報収集が可能となる制度」の意味するところを明確化することを奨めます。また、事例2については、「国の法律により、企業が消去等の請求に応じたり、消去実施をすることが禁止されている場合」と記すなど、本人の消去請求に事業者が応じられない事態に焦点を当てて記述することを奨めます。</p> <p>(理由)</p> <p>ガイドライン案では、(エ)「本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある他の制度の存在」を含む、提供すべき情報の範囲を特定しております。そのような影響を与える可能性のある制度として記されている二つの事例について、以下、意見を述べます。</p> <p>事例1)では、「政府の情報収集活動への広範な協力義務を課すことにより、事業者が保有する個人情報について政府による広範な情報収集が可能となる制度」と記されていますが、この例では、何が「広範な情報」また「政府による情報収集活動」に分類されるのかが明確でないため、いくつかの不明確な点があります。</p>	<p>人データの越境移転に伴って当該個人データに係る本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性があると考えられる制度を想定しています。</p> <p>事例1については、個別の制度ごとに判断する必要がありますが、例えば、捜査機関による情報収集を可能にする制度についても、我が国における制度と比較して、本人の権利利益の保護の観点から本質的な差異があるものでない場合には、「本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度」には含まれないと考えられます。</p> <p>また、事例2については、個人情報の国内保存義務に係る制度の存在により、外国にある第三者が本人からの消去等の請求を受けた場合に、それに対応できないおそれが具体的・客観的に存在する場合を想定しています。</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			<p>事例 2) では、「事業者が本人からの消去等の請求に対応できないおそれがある個人情報の国内保存義務に係る制度」と記されています。しかし、「国内保存義務」と「消去等の請求に対応できないおそれがある」との関連が、ガイドライン案では明確になっていません。</p> <p>「その他重大な影響を及ぼす可能性のある制度」に関連してガイドライン案の規定を実施するにあたっては、「国の法律により、企業が消去等の請求に応じたり、消去実施をすることが禁止されている場合」と記すなど、本人の消去請求に事業者が応じられない事態に焦点を当てて記述することを奨めます。</p> <p>【BSA ザ・ソフトウェア・アライアンス】</p>	
99	5-2	提供すべき情報 (規則第 11 条の 3 第 2 項関係)	<p>(該当箇所)</p> <p>○<u>外国にある第三者への提供</u>編の 59 ページ・13 行目～60 ページ 6 行目</p> <p>(エ) 「本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある他の制度の存在」</p> <p>(意見)</p> <p>事例 1 の「その他重大な影響を及ぼす可能性のある制度」については、「政府の情報収集活動への広範な協力義務を課すことにより、事業者が保有する個人情報について政府による広範な情報収集が可能となる制度」の意味するところを明確化することを奨めます。また、事例 2 については、「国の法律によ</p>	<p>「本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度」については、提供先の第三者が所在する外国において、我が国の制度と比較して、当該外国への個人データの越境移転に伴って当該個人データに係る本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性があると考えられる制度を想定しています。</p> <p>事例 1 については、個別の制度ごとに判断する必要がありますが、例えば、搜</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>り、企業が消去等の請求に応じたり、消去実施をすることが禁止されている場合」と記すなど、本人の消去請求に事業者が応じられない事態に焦点を当てて記述することを奨めます。</p> <p>(理由)</p> <p>ガイドライン案では、(エ)「本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある他の制度の存在」を含む、提供すべき情報の範囲を特定しております。そのような影響を与える可能性のある制度として記されている二つの事例について、以下、意見を述べます。</p> <p>事例1)では、「政府の情報収集活動への広範な協力義務を課すことにより、事業者が保有する個人情報について政府による広範な情報収集が可能となる制度」と記されていますが、この例では、何が「広範な情報」また「政府による情報収集活動」に分類されるのかが明確でないため、いくつかの不明確な点があります。</p> <p>事例2)では、「事業者が本人からの消去等の請求に対応できないおそれがある個人情報の国内保存義務に係る制度」と記されています。しかし、「国内保存義務」と「消去等の請求に対応できないおそれがある」との関連が、ガイドライン案では明確になっていません。</p>	<p>査機関による情報収集を可能にする制度についても、我が国における制度と比較して、本人の権利利益の保護の観点から本質的な差異があるものでない場合には、「本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度」には含まれないと考えられます。</p> <p>また、事例2については、個人情報の国内保存義務に係る制度の存在により、外国にある第三者が本人からの消去等の請求を受けた場合に、それに対応できないおそれが具体的・客観的に存在する場合を想定しています。</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			<p>「その他重大な影響を及ぼす可能性のある制度」に関連してガイドライン案の規定を実施するにあたっては、「国の法律により、企業が消去等の請求に応じたり、消去実施をすることが禁止されている場合」と記すなど、本人の消去請求に事業者が応じられない事態に焦点を当てて記述することを奨めます。</p> <p>【グローバル・データ・アライアンス】</p>	
100	5-2	<p>提供すべき情報（規則第 11 条の 3 第 2 項関係）</p>	<p>■個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）の一部を改正する告示（案） 5-2 提供すべき情報（59 ページ）</p> <p>●事例 1）において政府の広範な情報収集活動に関する制度について、事例 2）において個人情報の国内保存義務に係る制度について記載されているところ、これら制度の根拠法令や規定が、必ずしも各国の「個人情報の保護に関する制度」に規定されている訳ではない。そこで、ここで求められている情報が、これら制度に関する根拠法令や規定なのか、または、「個人情報の保護に関する制度」に規定された、それら制度に対する保護措置を意味するのか、詳細にご記載いただきたい。</p> <p>●次に、外国における政府の広範な情報収集活動や個人情報の国内保存義務に関する根拠法令や規定に変更があった場合、従前本人から取得している同意の有効性に影響はあるのか、詳細にご記載いただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度」については、提供先の第三者が所在する外国において、我が国の制度と比較して、当該外国への個人データの越境移転に伴って当該個人データに係る本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性があると考えられる制度を想定していますが、提供先の外国にある第三者に適用される制度であれば、当該外国の個人情報保護法に規定されているものに限られません。 改正後の施行規則第 11 条の 3 第 2 項第 2 号の「外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			<p>利用目的に変更はなく、外国のこうした制度等に変更があった場合に、同意を取り直す必要があるのか、或いは、同意を取り直さなくても良い範囲がどこまでなのか（我が国の法との間の本質的な差異に変更がなければ良いのか等）、詳細にご記載いただきたい。</p> <p>【匿名】</p>	<p>は、一般的な注意力をもって適切かつ合理的な方法により確認したものである必要がありますが、「外国にある第三者への個人データの提供を認める」旨の本人の同意を取得した後に、当該外国における個人情報の保護に関する制度についての変更があった場合であっても、既に取得された同意の有効性には影響を及ぼさないものと考えられます。</p> <p>もともと、個別の事案ごとに判断されますが、例えば、当該外国における個人情報の保護に関する制度について、我が国の法との間の本質的な差異の認識に影響を及ぼすような重要な変更がなされたことを提供元の事業者が認識した場合には、本人に情報提供することが望ましいと考えられます。</p>
101	5-2	提供すべき情報 (規則第 11 条の 3 第 2 項関係)	<p><頁 行目> 57 頁 5 行目 61 頁 7 行目</p>	<p>改正後の法第 24 条第 2 項の趣旨は、外国にある第三者への個人データの提供がなされる場合に、当該外国における制度</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p><意見> 意見⑤<5-2 提供すべき情報> (2)「適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」および (3)「当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報」 個人データの越境移転に伴うリスクについて、本人の予測可能性を高めるという制度趣旨に鑑み、「当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報」は、当該外国にある第三者が講ずる個人情報の保護のための措置と我が国の法（個人情報の保護に関する法律）により個人データの取扱いについて個人情報取扱事業者に求められる措置との間の本質的な差異を本人が合理的に認識できる情報でなければならない。</p> <p>「本質的な差異」について、補足説明を希望します。 例えば、その差異によって本人にもたらされる可能性のあるリスクやアウトカムという理解でよいか、ご確認をお願いします。</p> <p><理由> 準備にあたり、実効性を確保したいため。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>や、当該第三者による個人データの取扱いに関する相違に起因するリスクについて、本人の予測可能性を高める点にありますので、本人に対する情報提供に際しては、かかる趣旨を踏まえ、分かりやすい情報を提供することが重要であると考えられます。</p> <p>改正後の施行規則第 11 条の 3 第 2 項第 2 号における「当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」について、我が国の法との間の本質的な差異を本人が合理的に認識できる情報は、</p> <p>(ア) 当該外国における個人情報の保護に関する制度の有無、(イ) 当該外国の個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報、(ウ) OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する事業者の義務又は本人の権利の不存在、</p> <p>(エ) その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度の存在の各観点を踏まえて、個別の制度ごとに判断されます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			<p>また、改正後の施行規則第11条の3第2項第3号における「当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報」について、我が国の法により個人データの取扱いについて個人情報取扱事業者に求められる措置との間の本質的な差異を本人が合理的に認識できる情報としては、具体的には、外国にある第三者において、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する措置を講じていない場合における当該講じていない措置の内容を想定しています。</p> <p>例えば、提供先の外国にある第三者が利用目的の通知・公表を行っていない場合には、「提供先が、概ね個人データの取扱いについて我が国の個人情報取扱事業者に求められる措置と同水準の措置を講じているものの、取得した個人情報についての利用目的の通知・公表を行っていない」旨の情報提供を行うことが考えられます。</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
102	5-2	提供すべき情報 (規則第 11 条の 3 第 2 項関係)	21-10 「(3) 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報(規則第 11 条の 3 第 2 項第 3 号関係)」について、第三者の講ずる措置はどのように確認すれば足りるのか。当該第三者からヒアリングをすればよいか。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	個別の事案ごとに判断する必要がありますが、例えば、提供先の外国にある第三者に確認する方法や、提供先の外国にある第三者との間で締結している契約において、当該第三者による個人データの取扱いについて定めている場合に、当該契約を確認する方法等が考えられます。
103	5-2	提供すべき情報 (規則第 11 条の 3 第 2 項関係)	21-11 「(3) 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報(規則第 11 条の 3 第 2 項第 3 号関係)」について、何を確認すればよいか。OECD プライバシーガイドライン 8 原則について確認すればよいか。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	改正後の施行規則第 11 条の 3 第 2 項第 3 号における「当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報」について、我が国の法により個人データの取扱いについて個人情報取扱事業者に求められる措置との間の本質的な差異を本人が合理的に認識できる情報としては、具体的には、外国にある第三者において、OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する措置を講じていない場合における当該講じていない措置の内容を想定しています。 そのため、提供元が提供する個人データの取扱いについて、提供先の外国にある第三者がOECD プライバシーガイド

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			ライン8原則に対応する措置を講じているか否かを確認することが考えられます。
104	5-2 提供すべき情報 (規則第11条の3第2項関係)	<p>【該当箇所】 5-2(3) 「当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報」 (規則第11条の3第2項第3号関係)(60頁～)</p> <p>【意見】 個別の提供先ごとの記載はせずに、たとえば、「当社のすべての個人情報の提供先第三者はOECDプライバシーガイドライン8原則のすべてに対応する措置を講じています」といった包括的な記載だけで提供すべき情報としては十分か、それとも、個別の提供先ごとの記載が必要か確認したい。</p> <p>【理由】 提供先が多数の場合に、それぞれの提供先について措置状況を個別に列挙するのは現実的ではないため、上記のような包括的な情報の提供で十分としないと、事業者側の負担が多すぎるためである。</p> <p>【経営法友会】</p>	提供先の外国にある第三者が現にOECDプライバシーガイドライン8原則に対応する措置を全て講じている場合には、改正後の施行規則第11条の3第2項第3号における「当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報」として、その旨を包括的に情報提供することも可能であると考えられます。
105	5-2 提供すべき情報 (規則第11条の3第2項関係)	<p><ページ、行> P60、L21</p> <p><記載></p>	個別の事案ごとに判断する必要がありますが、例えば、提供先の外国にある第三者に確認する方法や、提供先の外国に

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>(3)「当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報」(規則第11条の3第2項第3号関係)</p> <p><意見> どのようにして事業者が講ずる措置の確認をすれば足りるか、例えば事業者からの申告により判断すればよいかをご教示いただきたい。</p> <p><理由> 本人同意に基づいて外国にある第三者への提供を行う場合、基準適合体制整備のような契約締結等が要件とされていない。この場合において、当該第三者が講ずる措置については、どの程度の確認義務が求められるのか、確認させていただきたい。</p> <p>【楽天グループ株式会社】</p>	<p>ある第三者との間で締結している契約において、当該第三者による個人データの取扱いについて定めている場合に、当該契約を確認する方法等が考えられます。</p>
106	5-2 提供すべき情報 (規則第11条の3第2項関係)	<p>(該当箇所) 外国にある第三者への提供編の60ページ21行目以降</p> <p>(3)「当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報」(規則第11条の3第2項第3号関係)</p> <p>(意見)</p>	<p>個別の事案ごとに判断する必要がありますが、例えば、提供先の外国にある第三者に確認する方法や、提供先の外国にある第三者との間で締結している契約において、当該第三者による個人データの取扱いについて定めている場合に、当該契約を確認する方法等が考えられます。</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			<p>どのようにして事業者が講ずる措置の確認をすれば足りるか、例えば事業者からの申告により判断すればよいかなど教示いただきたい。過度な確認義務を課すようなことになるのは実効的でなく適切ではない。</p> <p>(理由) 本人同意に基づいて外国にある第三者への提供を行う場合、基準適合体制整備のような契約締結等が要件とされていない。したがって、この場合において、当該第三者が講ずる措置についてどのように情報を把握するのか明らかでないため。</p> <p>【一般社団法人新経済連盟】</p>	
107	5-2	提供すべき情報 (規則第 11 条の 3 第 2 項関係)	<p><条文> 5-2(3) (P. 61・11 行目～)</p> <p><意見・理由></p> <ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護委員会において、「外国の個人情報の保護に関する制度について、事業者の参考となる一定の情報」を取りまとめて公表する予定とされているが、OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する事業者の義務または本人の権利の不存在、また、その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度の存在についても、「外国の個人情報の保護に関する制度について、事業者の参考となる一定の情報」に含めて公表していただきたい。 	<p>改正後の法第 24 条第 2 項の趣旨には、個人データの越境移転を行う事業者においても、従前以上に、提供先の外国にある第三者における事業環境等を認識することを促すという点もありますので、当該外国における個人情報の保護に関する制度についての確認は、提供元の事業者の責任において行っていただくべきものであると考えております。</p> <p>もっとも、当委員会においても、外国の個人情報の保護に関する制度につい</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護委員会において、「外国の個人情報の保護に関する制度について、事業者の参考となる一定の情報」を取りまとめて公表する予定とされているが、ここでどのような内容がどのように公表される予定であるか、前広に公表いただきたい。 <p>【一般社団法人 日本損害保険協会】</p>	<p>て、事業者の参考となる一定の情報をとりまとめて公表する予定です。対象予定国や公表に向けたスケジュール等については、本年の秋頃を目途にお示しすることを検討してまいります。</p>
108	5-3-1	<p>提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合（規則第11条の3第3項関係）</p>	<p>（該当箇所）外国にある第三者への提供編：ガイドライン5、5-3 同意取得時に移転先が特定できない場合等の取扱い（62ページ）</p> <p>（意見）国際送金サービスでは、送金先国ではない第三国に所在する中継金融機関を経由して送金することがあり、また、送金先国の提携金融機関が複数存在することもあるため、国際送金サービスにおいて、顧客からの個人データの越境移転の同意をサービスの利用規約への同意と同時に取得する場合、その時点でどの国/事業者に個人データを提供するのかを特定することはできません。</p> <p>①一方、国際送金において送金先国に個人データを提供することは、顧客である個人本人の指示に基づくものであり、中継金融機関を経由することもその指示の一部と考えられるため、そもそも海外企業に顧客データの入力業務を委託するような場合と異なり、個別の送金依頼とは別に本人からの同意を取得する必要はないことを明確にして頂きたいと考えております。</p>	<p>個別のサービスについては、より具体的な情報に基づき個別の事案ごとに判断する必要がありますが、一般論として、本人の指示に基づいて外国にある第三者に個人データを提供する場合において、当該指示が「外国にある第三者への個人データの提供を認める」旨の本人の意思表示を兼ねると認められる場合には、当該指示とは別に、本人の同意を得る必要はないと考えられます。</p> <p>ただし、この場合においても、提供元の事業者は、改正後の法第24条第2項に基づく同意取得時の情報提供義務を負うため、原則として、改正後の施行規則第11条の3第2項に基づく情報提供が必要となります。</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			<p>②そのため、国際送金サービスを規則 11 条の 3 第 4 項の提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合/提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報が提供できない場合であり、この場合、中継金融機関のリスト、送金先国の提携金融機関のリスト等をウェブサイト上に示すことで、本人への情報提供としては十分であること等をガイドライン 5-3-1、5-3-2 で明確にしていきたいと考えております。</p> <p>【一般社団法人日本資金決済業協会】</p>	<p>もっとも、同意取得時点において、提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合には、改正後の施行規則第 11 条の 3 第 3 項に基づき、外国の名称及び当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報に代えて、特定できない旨及びその理由、並びに外国の名称に代わる本人に参考になるべき情報が存在する場合には当該情報を提供する必要があります。</p> <p>また、同意取得時点において、提供先の外国にある第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報の提供ができない場合には、当該情報に代えて、情報提供できない旨及びその理由について情報提供する必要があります。</p>
109	5-3-1	提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合（規則第 11 条の 3 第 3 項関係）	<p>【該当箇所】</p> <p>5-3-1 提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合（規則第 11 条の 3 第 3 項関係）（63 頁～）</p> <p>【意見】</p>	<p>改正後の法第 24 条第 2 項の趣旨は、外国にある第三者への個人データの提供がなされる場合に、当該外国における制度や、当該第三者による個人データの取扱いに関する相違に起因するリスクについて、本人の予測可能性を高める点にあり</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>「提供先の第三者が所在する外国を特定できない場合」には、たとえば、①グループ会社間で情報共有する場合において、今後どの国に拠点を作るか同意取得時点でわからない場合や、②個人データの取扱いを海外の業者に委託する予定であるが、どの国のどの業者に委託するか同意取得時点で決定していない場合も該当するという理解でよいか確認したい。もしそうであれば、その事例も追加されたい。</p> <p>【理由】 上記の事例は実際も多いと思われ、ガイドラインで明示する実益があると考えられるためである。</p> <p>【経営法友会】</p>	<p>ますので、提供先の第三者が所在する外国を特定した上で、本人に対する情報提供を行うことが原則であると考えます。</p> <p>その上で、「提供先の第三者が所在する外国を特定できない場合」の該当性は、上記の情報提供義務の趣旨を踏まえつつ、個別の事案ごとに判断する必要がありますが、例えば、一定の目的で個人データの取扱いを外国にある第三者に委託する予定であるものの、本人の同意を得ようとする時点において、委託先の候補が具体的に定まっていない等により、提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合は、ここでいう「提供先の第三者が所在する外国を特定できない場合」に該当し得ると考えられます。</p> <p>ただし、この場合であっても、特定できない旨及びその理由を情報提供するとともに、提供先の第三者が所在する外国の範囲を特定できる場合の当該範囲に関する情報など、外国の名称に代わる本人に参考となるべき情報の提供が可能であ</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
				<p>る場合には、当該情報を提供する必要があります。</p> <p>「提供先の第三者が所在する外国を特定できない場合」の具体例等については、Q & Aでお示しすることを検討してまいります。</p>
110	5-3-1	<p>提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合（規則第 11 条の 3 第 3 項関係）</p>	<p><ページ> P. 63</p> <p><該当規定> 5-3-1 提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合</p> <p><意見> 「事後的に提供先の第三者が所在する外国が特定された場合には、」とあるが、提供先となり得る外国が複数ある場合等、提供可能性のある全ての外国が確定することが見込まれないことも想定される。一方で、実際に海外規制当局等から顧客情報の提供要請を受けた場合、少なくとも当該海外規制当局が所在する外国は提供先として確定することになり、段階的に一部の外国が特定できる場合もあると想定される。このような場合であっても、「事後的に提供先の第三者が所在する外国が特定された場合」に該当し、本人の求めに応じて、提供先として確定した外国のみに関する情報を提供することが求められるか。</p>	<p>御指摘の箇所は、本人の同意を得ようとする時点において、提供先の第三者が所在する外国の名称が特定できず、改正後の施行規則第 11 条の 3 第 3 項に基づく情報提供を行った場合であっても、本人の予測可能性を高める観点から、事後的に提供先の第三者が所在する外国を特定できた場合には、本人の求めに応じて情報提供を行うことが望ましい旨を記載するものです。</p> <p>段階的に一部の外国について事後的に特定できた場合であっても、特定できた外国について、本人の求めに応じて情報提供を行うことは、望ましい取組であると考えられます。</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			【日本証券業協会】	
111	5-3-1	提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合（規則第 11 条の 3 第 3 項関係）	<p><ページ> P. 63</p> <p><該当規定> 5-3-1 提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合</p> <p><意見> 「事後的に提供先の第三者が所在する外国が特定された場合には、本人の求めに応じて情報提供を行うことが望ましい。」とあるが、個人データの提供要請のあった海外規制当局から、個人データを提供した事実を本人に開示しないことを要請されることもあり得る。この場合は、個人情報取扱事業者において対応を判断すべきとの理解でよいか。</p> <p>【日本証券業協会】</p>	<p>御指摘の箇所については、事業者における望ましい取組を記載するものです。そのため、改正後の法第 24 条第 1 項の同意を得ようとする時点において、提供先の第三者が所在する外国が特定できないとして、改正後の施行規則第 11 条の 3 第 3 項各号に基づく情報提供を行って本人の同意を取得した後に、提供先の第三者が所在する外国が特定された場合において、海外規制当局から本人への情報提供をしないよう要請されている場合には、各事業者において本人への情報提供の可否を判断いただくことになると考えられます。なお、例えば、海外規制当局から本人への情報提供をしないよう要請されることがあらかじめ合理的に予測できる場合には、本人の同意を取得する時点において、事後的に情報提供できない可能性がある旨を説明しておくことも、望ましい取組の一つであると考えられます。</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
				<p>ただし、当該海外規制当局への個人データの第三者提供についても、原則として改正後の法第 25 条に基づく記録義務の対象となるところ、本人から第三者提供記録の開示請求（改正後の法第 28 条第 5 項）がなされた場合には、原則として、提供先の第三者の名称等を含む第三者提供記録を開示する必要がある点に留意が必要です。</p>
112	5-3-1	<p>提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合（規則第 11 条の 3 第 3 項関係）</p>	<p><ページ> P. 63</p> <p><該当規定> 5-3-1 提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合</p> <p><意見> 例えば、海外規制当局からの要請に基づいて顧客情報の提供を行うようなケースにおいては、口座開設等の契約時点で事前に得た本人の同意に基づき、外国にある第三者へ情報提供をすることがある。このような場合、本人は自己に関する個人データが外国にある第三者に提供されたことについて認識し得る機会がないが、個人情報取扱事業者としては、あくまで本人からの求めをきっかけとすることとし、受け身でよいという理解でよいか。</p>	<p>本人の同意を得ようとする時点において、提供先の第三者が所在する外国の名称が特定できず、改正後の施行規則第 11 条の 3 第 3 項に基づく情報提供を行った上で本人の同意を取得した場合、提供元の事業者は、事後的に提供先の第三者が所在する外国を特定できた場合であっても、本人に対してその旨を通知等する義務はありません。</p> <p>もっとも、事後的に提供先の第三者が所在する外国を特定できた場合には、本人の予測可能性を高める観点から、本人の求めに応じて情報提供を行うことが望</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			<p>【日本証券業協会】</p>	<p>ましい取組であると考えられます。その前提として、特定できた場合に、その旨を本人に通知等することにより、本人が情報提供の求めを行いやすいようにすることも、望ましい取組であると考えられます。</p>
113	5-3-1	<p>提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合（規則第11条の3第3項関係）</p>	<p><ページ> P. 63</p> <p><該当規定> 5-3-1 提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合</p> <p><意見> 「本人の同意を取得しようとする時点において、提供先の第三者が所在する外国を特定できない場合」の事例として、「日本にある銀行または金融商品取引業者が海外規制当局からの顧客情報の提供要請を受ける場合において、口座開設時点ではどの海外規制当局から情報提供要請を受けるか想定できない場合」を追加してほしい。</p> <p>【日本証券業協会】</p>	<p>改正後の法第24条第2項の趣旨は、外国にある第三者への個人データの提供がなされる場合に、当該外国における制度や、当該第三者による個人データの取扱いに関する相違に起因するリスクについて、本人の予測可能性を高める点にありますので、提供先の第三者が所在する外国を特定した上で、本人に対する情報提供を行うことが原則であると考えます。</p> <p>その上で、「提供先の第三者が所在する外国を特定できない場合」の該当性は、上記の情報提供義務の趣旨を踏まえつつ、個別の事案ごとに判断する必要がありますが、例えば、日本にある金融機関が、外国にある当局から顧客情報の提供要請を受けることが想定されるものの、</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
				<p>本人の同意を得ようとする時点において、どの外国の当局から提供要請がなされるかが不明である等により、提供先の第三者が所在する外国を特定できない場合も、ここでいう「提供先の第三者が所在する外国を特定できない場合」に該当し得ると考えられます。</p> <p>ただし、この場合であっても、特定できない旨及びその理由を情報提供するとともに、提供先の第三者が所在する外国の範囲を特定できる場合の当該範囲に関する情報など、外国の名称に代わる本人に参考となるべき情報の提供が可能である場合には、当該情報を提供する必要があるとあります。</p> <p>「提供先の第三者が所在する外国を特定できない場合」の具体例等については、Q & Aでお示しすることを検討してまいります。</p>
114	5-3-1	提供先の第三者が所在する外国が特定できない	<該当箇所> P63	改正後の法第 24 条第 2 項の趣旨は、外国にある第三者への個人データの提供がなされる場合に、当該外国における制度

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	<p>場合（規則第 11 条の 3 第 3 項関係）</p>	<p>[5-3-1 提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合（規則第 11 条の 3 第 3 項関係）]</p> <p>【提供先の第三者が所在する外国を特定できない場合に該当する事例】</p> <p>事例 1) 日本にある製薬会社が医薬品等の研究開発を行う場合において、被験者への説明及び同意取得を行う時点では、最終的にどの国の審査当局等に承認申請するかが未確定であり、当該被験者の個人データを移転する外国を特定できない場合</p> <p>事例 2) 日本にある保険会社が保険引受リスクの分散等の観点から外国の再保険会社に再保険を行う場合において、日本にある保険会社による顧客からの保険引受及び同意取得の時点では、最終的にどの再保険会社に再保険を行うかが未確定であり、当該顧客の個人データを移転する外国を特定できない場合</p> <p><意見内容></p> <p>提供先の第三者の属性は特定できているが、具体的な提供先が確定していないか若しくは同意取得の時点以降も当該属性の範囲で提供先の第三者が追加される可能性があること等により、提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合等も [5-3-1 提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合] に該当するという理解で良いか。その理解で良い場合、事例として明確に示して頂きたい。その他、[5-3-1 提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合] に該当する事例について、より一般的な事例を追加で示して頂きたい。</p>	<p>や、当該第三者による個人データの取扱いに関する相違に起因するリスクについて、本人の予測可能性を高める点にありますので、提供先の第三者が所在する外国を特定した上で、本人に対する情報提供を行うことが原則であると考えます。</p> <p>その上で、「提供先の第三者が所在する外国を特定できない場合」の該当性は、上記の情報提供義務の趣旨を踏まえつつ、個別の事案ごとに判断する必要がありますが、例えば、一定の目的で個人データの取扱いを外国にある第三者に委託する予定であるものの、本人の同意を得ようとする時点において、委託先の候補が具体的に定まっていない等により、提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合は、ここでいう「提供先の第三者が所在する外国を特定できない場合」に該当し得ると考えられます。</p> <p>ただし、この場合であっても、特定できない旨及びその理由を情報提供するとともに、提供先の第三者が所在する外国</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			<p><理由> 提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合については様々なケースが考えられるところ、事例として示されているケースは非常に特殊なケースであることから、事業者において事案の当て嵌め・判断が容易に行えるよう、より一般的な事例を追加で示して頂きたい。</p> <p>【株式会社 NTT ドコモ】</p>	<p>の範囲を特定できる場合の当該範囲に関する情報など、外国の名称に代わる本人に参考となるべき情報の提供が可能である場合には、当該情報を提供する必要があります。</p> <p>「提供先の第三者が所在する外国を特定できない場合」の具体例等については、Q & Aでお示しすることを検討してまいります。</p>
115	5-3-1	提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合（規則第 11 条の 3 第 3 項関係）	<p>該当箇所：外国にある第三者への提供続、63 ページ、8 行目、及び 65 ページ 20 行目</p> <p>意見： 事例 1) に関し、下記の下線部を追記いただきたい。</p> <p>「事例 1) 日本にある製薬会社が医薬品等の研究開発を行う場合において、<u>治験責任医師等が被験者への説明及び同意取得を行う時点では、最終的にどの国の審査当局等に承認申請するか、あるいはどの組織等と提携等をするか</u>が未確定であり、当該被験者の個人データを移転する外国を特定できない場合」</p> <p>理由：</p>	<p>御意見を踏まえ、次のとおり修正いたします（下線部が修正箇所）。なお、御指摘の事例 1 は、同意取得時に提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合や提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報の提供ができない場合の例を示すものであり、提供先について、事例 1 に記載する外国の審査当局等のみに限定する趣旨ではありません。</p> <p>○本ガイドライン（外国にある第三者への提供編）案 5-3-1</p> <p>【修正前】</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>記載内容を明確化するため。製薬会社が直接被験者への説明を行うことは無く、また外国の組織等との提携等は一般的であるので、誤解を避けるため。</p> <p>【日本製薬工業協会】</p>	<p>事例 1) 日本にある製薬会社が医薬品等の研究開発を行う場合において、<u>被験者への説明及び同意取得を行う時点では、最終的にどの国の審査当局等に承認申請するかが未確定であり、当該被験者の個人データを移転する外国を特定できない場合</u></p> <p>【修正後】</p> <p>事例 1) 日本にある製薬会社が医薬品等の研究開発を行う場合において、<u>治験責任医師等が被験者への説明及び同意取得を行う時点では、最終的にどの国の審査当局等に承認申請するかが未確定であり、当該被験者の個人データを移転する外国を特定できない場合</u></p> <p>○本ガイドライン(外国にある第三者への提供編)案5-3-2</p> <p>【修正前】</p> <p>事例 1) 日本にある製薬会社が医薬品等の研究開発を行う場合において、<u>被験者への説明及び同意取得を行う時点では、最</u></p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
				<p>最終的にどの国の審査当局等に承認申請するかが未確定であり、当該被験者の個人データの提供先を特定できない場合</p> <p>【修正後】</p> <p>事例 1) 日本にある製薬会社が医薬品等の研究開発を行う場合において、<u>治験責任医師等が被験者への説明及び同意取得を行う時点では</u>、最終的にどの国の審査当局等に承認申請するかが未確定であり、当該被験者の個人データの提供先を特定できない場合</p>
116	5-3-1	提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合（規則第 11 条の 3 第 3 項関係）	<p>No. 9</p> <p>【ガイドライン】</p> <p>外国にある第三者への提供編</p> <p>【ページ】</p> <p>P. 63, 66</p> <p>【該当箇所】</p> <p>5-3-1 【提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合】事例 2)</p>	<p>改正後の法第 24 条第 2 項の趣旨は、外国にある第三者への個人データの提供がなされる場合に、当該外国における制度や、当該第三者による個人データの取扱いに関する相違に起因するリスクについて、本人の予測可能性を高める点にありますので、提供先の第三者が所在する外国を特定した上で、本人に対する情報提供を行うことが原則であると考えます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>5-3-2【提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報が提供できない場合】事例2)</p> <p>【意見】 「再保険」は該当事例が限定的であるため、「委託先が追加されるケース」など、一般的な事例に変更するか、他の一般的な事例を追加していただきたい。</p> <p>【理由】 事例は、汎用性のあるものが分かりやすいと思われるため。限定的な事例はQ&Aで記載すると良いのではないか。</p> <p>【一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）】</p>	<p>その上で、「提供先の第三者が所在する外国を特定できない場合」の該当性は、上記の情報提供義務の趣旨を踏まえつつ、個別の事案ごとに判断する必要がありますが、例えば、一定の目的で個人データの取扱いを外国にある第三者に委託する予定であるものの、本人の同意を得ようとする時点において、委託先の候補が具体的に定まっていない等により、提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合は、ここでいう「提供先の第三者が所在する外国を特定できない場合」に該当し得ると考えられます。</p> <p>ただし、この場合であっても、特定できない旨及びその理由を情報提供するとともに、提供先の第三者が所在する外国の範囲を特定できる場合の当該範囲に関する情報など、外国の名称に代わる本人に参考となるべき情報の提供が可能である場合には、当該情報を提供する必要があります。</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
				<p>「提供先の第三者が所在する外国を特定できない場合」の具体例等については、Q&Aでお示しすることを検討してまいります。</p>
117	5-3-1	<p>提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合（規則第11条の3第3項関係）</p>	<p><該当箇所> 5-3-1 提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合 (P. 63) 5-3-2 提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報が提供できない場合 (P. 66)</p> <p><意見> 事例2) の事例のみならず、委託先が追加されるケースなど、一般的な事例を追加していただきたい。</p> <p><理由> 事例2) 外国の再保険会社に再保険を行う場合の例示は、一般的でないため直感的に理解し難いため。</p> <p>【一般社団法人 電子情報技術産業協会 法務・知的財産部会 個人データ保護専門委員会】</p>	<p>改正後の法第24条第2項の趣旨は、外国にある第三者への個人データの提供がなされる場合に、当該外国における制度や、当該第三者による個人データの取扱いに関する相違に起因するリスクについて、本人の予測可能性を高める点にありますので、提供先の第三者が所在する外国を特定した上で、本人に対する情報提供を行うことが原則であると考えます。</p> <p>その上で、「提供先の第三者が所在する外国を特定できない場合」の該当性は、上記の情報提供義務の趣旨を踏まえつつ、個別の事案ごとに判断する必要がありますが、例えば、一定の目的で個人データの取扱いを外国にある第三者に委託する予定であるものの、本人の同意を得ようとする時点において、委託先の候補が具体的に定まっていない等により、提</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
				<p>供先の第三者が所在する外国が特定できない場合は、ここでいう「提供先の第三者が所在する外国を特定できない場合」に該当し得ると考えられます。</p> <p>ただし、この場合であっても、特定できない旨及びその理由を情報提供するとともに、提供先の第三者が所在する外国の範囲を特定できる場合の当該範囲に関する情報など、外国の名称に代わる本人に参考となるべき情報の提供が可能である場合には、当該情報を提供する必要がある場合があります。</p> <p>「提供先の第三者が所在する外国を特定できない場合」の具体例等については、Q & Aでお示しすることを検討してまいります。</p>
118	5-3-1	提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合（規則第11条の3第3項関係）	<p><該当箇所> 5-3-1（提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合）</p> <p><意見・要望等> 多国籍企業においては、顧客の依頼等に基づいて、個人情報を取り扱う場合に、複数の海外グループ企業と共同利用することや、グループ内外の複数の</p>	<p>改正後の法第24条第2項の趣旨は、外国にある第三者への個人データの提供がなされる場合に、当該外国における制度や、当該第三者による個人データの取扱いに関する相違に起因するリスクについて、本人の予測可能性を高める点にあり</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>委託先に委託することがあり、同意取得の時点で、当該顧客の個人データの提供先を特定することが困難な場合がある。特に、顧客から、取引開始時に、包括的に同意取得する場合は、個別の案件ごとに、個人データを移転する外国は異なるので、当該顧客の個人データの提供先となる外国を特定できない。事例 1)、事例 2)は特定の業種の特定の業務に関する事例であるので、ここに記載したような、多くの業種に当てはまるような一般的な事例を記載していただきたい。</p> <p>【一般社団法人国際銀行協会】</p>	<p>ますので、提供先の第三者が所在する外国を特定した上で、本人に対する情報提供を行うことが原則であると考えます。</p> <p>その上で、「提供先の第三者が所在する外国を特定できない場合」の該当性は、上記の情報提供義務の趣旨を踏まえつつ、個別の事案ごとに判断する必要がありますが、例えば、一定の目的で個人データの取扱いを外国にある第三者に委託する予定であるものの、本人の同意を得ようとする時点において、委託先の候補が具体的に定まっていない等により、提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合は、ここでいう「提供先の第三者が所在する外国を特定できない場合」に該当し得ると考えられます。</p> <p>ただし、この場合であっても、特定できない旨及びその理由を情報提供するとともに、提供先の第三者が所在する外国の範囲を特定できる場合の当該範囲に関する情報など、外国の名称に代わる本人に参考となるべき情報の提供が可能であ</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
				<p>る場合には、当該情報を提供する必要があるとあります。</p> <p>「提供先の第三者が所在する外国を特定できない場合」の具体例等については、Q & Aでお示しすることを検討してまいります。</p>
119	5-3-1	<p>提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合（規則第11条の3第3項関係）</p>	<p>5-3-1 提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合（規則第11条の3第3項関係）</p> <p>（1）特定できない旨及びその理由（規則第11条の3第3項第1号関係）</p> <p>個人情報取扱事業者は、提供先の第三者が所在する外国を特定できない場合であっても、個人データの越境移転に伴うリスクに関する本人の予測可能性の向上という趣旨を踏まえ、提供先の第三者が所在する外国を特定できない旨及びその理由を情報提供しなければならない。</p> <p>なお、情報提供に際しては、どのような場面で外国にある第三者に個人データの提供を行うかについて、具体的に説明することが望ましい。</p> <p>上記の記載に関連し、下記についてご教示いただきたい。</p> <p>例えば以下のような場合、提供先の第三者が所在する外国を特定できない理由として、本人にどのようなことを情報提供することが考えられるか。</p>	<p>改正後の施行規則第11条の3第2項第1号の「当該外国の名称」における外国とは、提供先の第三者が個人データを保存するサーバが所在する外国ではなく、提供先の第三者が所在する外国をいいます。そのため、提供先の第三者が個人データを保存するサーバが所在する外国が特定できない場合でも、提供先の第三者が所在する外国が特定できる場合には、改正後の施行規則第11条の3第3項における「前項第1号に定める事項が特定できない場合」には該当しません。</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			<p>世界各国に拠点やサーバーがある外国の事業者が運営するサービスを利用するに際し、実際に個人データが提供される拠点のある外国は機密情報として非開示であるということが当該外国の事業者の方針であるため、提供元では外国を特定することができない場合がありうる。その場合、外国を特定できない理由として、例えば「機密情報のため開示しないことがサービス提供者の方針である」と説明したとしても、個人データの越境移転に伴うリスクに関する本人の予測可能性の向上という趣旨には沿わないと考えられる。このような外国の事業者が提供するサービスを利用するにあたり、実務上の対応例をお示しいただきたい。</p> <p>【匿名】</p>	
120	5-3-1	提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合（規則第11条の3第3項関係）	<p>22-1 「(1) 特定できない旨及びその理由」について、どの程度具体的に情報提供する必要があるか。5-3-1 柱書に挙げられている2つの事例程度の内容で足りるか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>改正後の施行規則第11条の3第3項第1号の「前項第1号に定める事項が特定できない旨及びその理由」として提供すべき情報は、個別の事案ごとに判断されますが、一般論として、本人が「外国にある第三者への個人データの提供を認める」旨の同意に係る判断に資するよう、合理的かつ適切な情報提供を行う必要があると考えられます。</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
121	5-3-1	提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合（規則第11条の3第3項関係）	<p>22-2 「(2) 提供先の第三者が所在する外国の名称に代わる本人に参考となるべき情報」について、例示されている移転先の外国の範囲のほかに、どのようなケースを想定しているのか、具体的に明らかにされたい。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>改正後の施行規則第11条の3第3項第2号における「前項第1号に定める事項に代わる本人に参考となるべき情報」としては、提供先の第三者が所在する外国の範囲が定まっている場合における当該範囲に関する情報や、提供先の第三者が所在する外国の候補が定まっている場合における当該候補国の名称等が考えられます。</p>
122	5-3-1	提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合（規則第11条の3第3項関係）	<p>22-3 「(2) 提供先の第三者が所在する外国の名称に代わる本人に参考となるべき情報」について、例えば、「当社グループ会社に提供する」という説明が（本当に、当社グループ会社のみを提供する限り）該当することを確認されたい。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	<p>個別の事案ごとに判断されますが、例えば、ホームページにおいてグループ会社の所在国が公表されている場合など、「当社のグループ会社に提供する」旨の情報提供により、本人が提供先の第三者が所在する外国の範囲を認識できる場合には、「当社のグループ会社に提供する」旨は、改正後の施行規則第11条の3第3項第2号における「前項第1号に定める事項に代わる本人に参考となるべき情報」に該当し得ると考えられます。</p> <p>ただし、御理解のとおり、この場合、本人の同意の範囲は、「当社のグループ会</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
				社」の範囲に限定されると考えられますので、「当社のグループ会社」以外の外国にある第三者に個人データを提供する場合には、別途改正後の法第 24 条第 2 項に基づく情報提供を行った上で、本人の同意を得る必要があると考えられます。
123	5-3-1	提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合（規則第 11 条の 3 第 3 項関係）	<p>該当箇所：外国にある第三者への提供編、64 ページ、4 行目</p> <p>意見： 「提供先の第三者が所在する外国の名称に代わる本人に参考となるべき情報」に関し、治験においては、ICH-GCP に準拠した治験依頼者と医療機関の契約により、データの取り扱いの取り決めを行い、監査などがなされるため、提供先の国、企業が特定できない場合でも、その措置に関する情報の提供は可能である。このような情報の提供は「提供先の第三者が所在する外国の名称に代わる本人に参考となるべき情報」に該当するか確認したい。</p> <p>理由： 解釈の明確化のため。なお、治験における被験者の身元に関する情報は、ICH-GCP の 1.16 において保全が義務づけられており、ICH 準拠各国 (US、EU、スイス、カナダ、ブラジル、韓国、中国、シンガポール、台湾、トルコ) では法令等によって制度が実装されている。</p>	<p>改正後の施行規則第 11 条の 3 第 3 項第 2 号は、同意取得時に提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合でも、その範囲が定まっている場合など、提供先の第三者が所在する地理的範囲についての参考情報の提供が可能である場合には、当該情報提供を求める趣旨です。</p> <p>そのため、提供先の外国にある第三者が講ずる個人情報の保護のための具体的な措置に関する情報は、改正後の施行規則第 11 条の 3 第 3 項第 2 号における「前項第 1 号に定める事項に代わる本人に参考となるべき情報」には該当しないと考えられます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		【日本製薬工業協会】	
124	5-3-1 提供先の第三者 が所在する外国 が特定できない 場合（規則第 11 条の 3 第 3 項関 係）	<p><ページ> P. 64</p> <p><該当規定> 5-3-1 提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合</p> <p><意見> 金融機関においては、個人データを提供する可能性のある外国は、保有資産状況等により、顧客ごとに異なることから、「移転先となる外国の候補」を参考として外国の名称を提供するとなると、想定される外国の名称を一律に提供せざるを得ないことから、かえって顧客に対する情報提供の明確性を損なうと考えられる。従って、例えば「保有資産の発行体及び保管機関が属する国」のような包括的な表現で情報提供することも考えられることから、ガイドラインの事例として追加してほしい。</p> <p>【日本証券業協会】</p>	<p>個別の事案ごとに判断されますが、例えば、本人が提供先の第三者が所在する外国の候補を合理的に認識できる場合には、当該候補の名称を個別に示す形ではなく、包括的な表現を用いる形で情報提供することも、改正後の施行規則第 11 条の 3 第 3 項第 2 号における「前項第 1 号に定める事項に代わる本人に参考となるべき情報」に係る情報提供として認められると考えられます。</p>
125	5-3-2 提供先の第三者 が講ずる個人情報 の保護のための 措置に関する 情報が提供でき	<p>23-1 提供できない旨及びその理由についてどの程度具体的に情報提供する必要があるか。2 つの事例程度の内容で足りるか。</p>	<p>改正後の施行規則第 11 条の 3 第 4 項の「その旨及びその理由」として提供すべき情報は、個別の事案ごとに判断されますが、一般論として、本人が「外国にある第三者への個人データの提供を認め</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		ない場合（規則第11条の3第4項関係）	【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	る」旨の同意に係る判断に資するよう、合理的かつ適切な情報提供を行う必要があると考えられます。
126	5-3-2	提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報が提供できない場合（規則第11条の3第4項関係）	23-2 「どのような場面で外国にある第三者に個人データの提供を行うかについて、具体的に説明することが望ましい。」とあるが、これはどういう趣旨か。 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	本人の同意を得ようとする時点において、提供先の外国にある第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報の提供ができない場合に、その旨及びその理由について情報提供を行うに際しては、どのような場合に自己の個人データが外国にある第三者に提供され得るのか等について本人が予測できるよう、外国にある第三者に個人データを提供する場合について具体的に説明することが望ましいという趣旨です。
127	5-3-2	提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報が提供できない場合（規則第11条の3第4項関係）	<該当箇所> P65～P66 [5-3-2 提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報が提供できない場合（規則第11条の3第4項関係）] 【提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報の提供ができない場合に該当する事例】 事例1) 日本にある製薬会社が医薬品等の研究開発を行う場合において、被験者への説明及び同意取得を行う時点では、最終的にどの国の審査当局等に	改正後の法第24条第2項の趣旨は、外国にある第三者への個人データの提供がなされる場合に、当該外国における制度や、当該第三者による個人データの取扱いに関する相違に起因するリスクについて、本人の予測可能性を高める点にありますので、提供先の外国にある第三者を

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>承認申請するかが未確定であり、当該被験者の個人データの提供先を特定できない場合</p> <p>事例 2) 日本にある保険会社が保険引受リスクの分散等の観点から外国の再保険会社に再保険を行う場合において、日本にある保険会社による顧客からの保険引受及び同意取得の時点では、最終的にどの再保険会社に再保険を行うかが未確定であり、当該顧客の個人データの提供先を特定できない場合</p> <p><意見内容></p> <p>提供先の第三者の属性は特定できているが、具体的な提供先が確定していないか若しくは同意取得の時点以降も当該属性の範囲で提供先の第三者が追加される可能性があること等により、提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報が提供できない場合等も[5-3-2 提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報が提供できない場合]に該当するという理解で良いか。その理解で良い場合、事例として明確に示して頂きたい。</p> <p>また、提供先の第三者が講ずる個人情報保護のための措置の内容について、当該提供先の第三者から十分な情報提供を得られない場合（例：「適切な措置を講じている」等の包括的な情報提供のみで、OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する形式による情報提供が得られないことにより、当該 8 原則のうちどの原則に対応する措置を講じている／講じていないかを明確に示すことができない場合等）についても[5-3-2 提供先の第三者が講ずる個人情報</p>	<p>特定した上で、本人に対する情報提供を行うことが原則であると考えます。</p> <p>その上で、「提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報の提供ができない場合」の該当性は、上記の情報提供義務の趣旨を踏まえつつ、個別の事案ごとに判断する必要がありますが、例えば、一定の目的で個人データの取扱いを外国にある第三者に委託する予定であるものの、本人の同意を得ようとする時点において、委託先の候補が具体的に定まっていない等により、提供先の第三者が特定できず、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報が提供できない場合は、ここでいう「提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報の提供ができない場合」に該当し得ると考えられます。</p> <p>また、個別の事案ごとに判断する必要がありますが、提供先の外国にある第三者が特定できている場合であっても、例</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>報の保護のための措置に関する情報が提供できない場合]に該当するという理解で良いか。その理解で良い場合、事例として明確に示して頂きたい。</p> <p>その他、[5-3-2 提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報が提供できない場合]に該当する事例について、より一般的な事例を追加で示して頂きたい。</p> <p><理由></p> <p>提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報が提供できない場合については様々なケースが考えられるところ、事例として示されているケースは非常に特殊なケースであることから、事業者において事案の当て嵌め・判断が容易に行えるよう、より一般的な事例を追加で示して頂きたい。</p> <p>【株式会社 NTT ドコモ】</p>	<p>例えば、合理的な手段を尽くした上で、提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報が十分に得られていない場合にも、ここでいう「提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報の提供ができない場合」に該当し得ると考えられます。</p> <p>「提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報の提供ができない場合」の具体例等については、Q & Aでお示しすることを検討してまいります。</p>
128	5-3-2 提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報が提供できない場合（規則第11条の3第4項関係）	<p><該当箇所></p> <p>5-3-2（提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報が提供できない場合）</p> <p><意見・要望等></p> <p>多国籍企業においては、顧客の依頼等に基づいて、個人情報を取り扱う場合に、複数の海外グループ企業と共同利用することや、グループ内外の複数の委託先に委託することがあり、同意取得の時点で、当該顧客の個人データの</p>	<p>改正後の法第24条第2項の趣旨は、外国にある第三者への個人データの提供がなされる場合に、当該外国における制度や、当該第三者による個人データの取扱いに関する相違に起因するリスクについて、本人の予測可能性を高める点にありますので、提供先の外国にある第三者を</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>提供先となる第三者を特定することが困難な場合がある。特に、顧客から、取引開始時に、包括的に同意取得する場合は、個別の案件ごとに、個人データを移転する外国は異なるので、当該顧客の個人データの提供先を特定できない。事例 1)、事例 2)は特定の業種の特定の業務に関する事例であるので、ここに記載したような、多くの業種に当てはまるような一般的な事例を記載していただきたい。</p> <p>【一般社団法人国際銀行協会】</p>	<p>特定した上で、本人に対する情報提供を行うことが原則であると考えます。</p> <p>その上で、「提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報の提供ができない場合」の該当性は、上記の情報提供義務の趣旨を踏まえつつ、個別の事案ごとに判断する必要がありますが、例えば、一定の目的で個人データの取扱いを外国にある第三者に委託する予定であるものの、本人の同意を得ようとする時点において、委託先の候補が具体的に定まっていない等により、提供先の第三者が特定できず、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報が提供できない場合は、ここでいう「提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報の提供ができない場合」に該当し得ると考えられます。</p> <p>「提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報の提供ができない場合」の具体例等については、</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
				Q & Aでお示しすることを検討してまいります。
129	5-3-2	提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報が提供できない場合（規則第11条の3第4項関係）	<p>【該当箇所】 5-3-2 提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報が提供できない場合（規則第11条の3第4項関係）（65頁～）</p> <p>【意見】 「提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報が提供できない場合」には、たとえば、①グループ会社間で情報共有する場合において、今後どの国に拠点を作るか同意取得時点でわからない場合や②個人情報の取扱いを海外の業者に委託する予定であるが、どの国のどの業者に委託するか同意取得時点で決定していない場合も該当するという理解でよいか確認したい。もしそうであれば、その事例も追加されたい。</p> <p>【理由】 上記の事例は実際も多いと思われ、ガイドラインで明示する実益があると考えられるためである。</p> <p>【経営法友会】</p>	<p>改正後の法第24条第2項の趣旨は、外国にある第三者への個人データの提供がなされる場合に、当該外国における制度や、当該第三者による個人データの取扱いに関する相違に起因するリスクについて、本人の予測可能性を高める点にありますので、提供先の外国にある第三者を特定した上で、本人に対する情報提供を行うことが原則であると考えます。</p> <p>その上で、「提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報の提供ができない場合」の該当性は、上記の情報提供義務の趣旨を踏まえつつ、個別の事案ごとに判断する必要がありますが、例えば、一定の目的で個人データの取扱いを外国にある第三者に委託する予定であるものの、本人の同意を得ようとする時点において、委託先の候補が具体的に定まっていな等により、提供先の第三者が特定できず、当該第三者が講</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
				<p>ずる個人情報の保護のための措置に関する情報が提供できない場合は、ここでいう「提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報の提供ができない場合」に該当し得ると考えられます。</p> <p>「提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報の提供ができない場合」の具体例等については、Q & Aでお示しすることを検討してまいります。</p>
130	6	<p>個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制を整備している者に個人データを提供した場合に講ずべき措置等</p>	<p><ページ、行> P66、67</p> <p><記載> 法 24 条第 3 項、規則 11 条の 4 第 1 項第 1 号</p> <p><意見> 日本国内の個人情報取扱事業者が日本国内の他の個人情報取扱事業者に個人データの管理を委託し、当該委託先事業者が更に外国にある第三者に当該個人データを再委託した場合、法 24 条 3 項・規則 11 条の 4 第 1 項第 1 号の確</p>	<p>個別の事案ごとに判断されますが、委託元が国内にある事業者である委託先に対して法第 23 条第 5 項第 1 号に基づき個人データの取扱いを委託し、当該委託先が委託に伴って取得した当該個人データを、外国にある事業者に対して再委託に伴って再提供した場合において、委託先である国内にある事業者と再委託先である外国にある事業者との間の契約等により、施行規則第 11 条の 2 第 1 号の基準を満たすための「法第 4 章第 1 節の規定の</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>認主体、及び、法 24 条 3 項に基づく本人による情報提供の求めの対象は、法律上、委託元と委託先のいずれになるか、ご教示いただきたい。</p> <p><理由> 確認及び情報提供の求めへの対応を検討するため、念のため解釈を確認させていただきたい。</p> <p>【楽天グループ株式会社】</p>	<p>趣旨に沿った措置」の実施が確保されている場合には、改正後の法第 24 条第 3 項の義務は、原則として委託先に課されると考えられます。ただし、この場合でも、委託元は委託先に対する監督義務を負うため（法第 22 条）、委託先が再委託先に対して必要かつ適切な監督を行っているか等について、適切に把握し監督する必要があります。</p>
131	6 個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制を整備している者に個人データを提供した場合に講ずべき措置等	<p>(該当箇所) 外国にある第三者への提供編の 66～67 ページ全体 法 24 条第 3 項、規則 11 条の 4 第 1 項第 1 号</p> <p>(意見) 日本国内の個人情報取扱事業者が日本国内の他の個人情報取扱事業者に個人データの管理を委託し、当該委託先事業者が更に外国にある第三者に当該個人データを再委託した場合、法 24 条 3 項・規則 11 条の 4 第 1 項第 1 号の確認主体、及び、法 24 条 3 項に基づく本人による情報提供の求めの対象は、法律上、委託元と委託先のいずれになるか、ご教示いただきたい。</p> <p>(理由) 解釈を明確化してほしい</p>	<p>個別の事案ごとに判断されますが、委託元が国内にある事業者である委託先に対して法第 23 条第 5 項第 1 号に基づき個人データの取扱いを委託し、当該委託先が委託に伴って取得した当該個人データを、外国にある事業者に対して再委託に伴って再提供した場合において、委託先である国内にある事業者と再委託先である外国にある事業者との間の契約等により、施行規則第 11 条の 2 第 1 号の基準を満たすための「法第 4 章第 1 節の規定の趣旨に沿った措置」の実施が確保されている場合には、改正後の法第 24 条第 3 項</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>【一般社団法人新経済連盟】</p>	<p>の義務は、原則として委託先に課されると考えられます。ただし、この場合でも、委託元は委託先に対する監督義務を負うため（法第 22 条）、委託先が再委託先に対して必要かつ適切な監督を行っているか等について、適切に把握し監督する必要があります。</p>
132 6	<p>個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制を整備している者に個人データを提供した場合に講ずべき措置等 P66</p>	<p>外国にある第三者への提供編 P66</p> <p>6 個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制を整備している者に個人データを提供した場合に講ずべき措置等として、「本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。」とされています。</p> <p>委託先（国内企業）の再委託先が外国事業者であった場合、委託元が本人に対して情報提供をする義務があるかどうかについて解説いただけることを望みます。</p> <p>【株式会社シーピーデザインコンサルティング】</p>	<p>個別の事案ごとに判断されますが、委託元が国内にある事業者である委託先に対して法第 23 条第 5 項第 1 号に基づき個人データの取扱いを委託し、当該委託先が委託に伴って取得した当該個人データを、外国にある事業者に対して再委託に伴って再提供した場合において、委託先である国内にある事業者と再委託先である外国にある事業者との間の契約等により、施行規則第 11 条の 2 第 1 号の基準を満たすための「法第 4 章第 1 節の規定の趣旨に沿った措置」の実施が確保されている場合には、改正後の法第 24 条第 3 項の義務は、原則として委託先に課されると考えられます。</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
				<p>この場合、委託元は本人から改正後の法第 24 条第 3 項に基づく情報提供の求めを受けた場合でも、これに応じる義務はありませんが、委託先との関係に鑑み、委託先に通知して対応を促すなど、必要な協力を行うことが望ましいと考えられます。</p> <p>なお、委託元は委託先に対する監督義務を負うため（法第 22 条）、委託先が再委託先に対して必要かつ適切な監督を行っているか等について、適切に把握し監督する必要があります。</p>
133 6	個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制を整備している者に個人データを提供した場合に講ずべき措置等	<p><箇所番号> 6</p> <p><文言> そのため、個人情報取扱事業者は当該第三者において当該個人データの取り扱いが継続する限り、法第 24 条第 3 項に基づく措置等を講ずる必要がある。</p> <p><コメント></p>		<p>改正後の法第 24 条第 3 項は、提供先の外国にある第三者が基準適合体制（法第 4 章第 1 節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制）を整備していることを根拠として当該第三者に個人データを提供した場合、提供元の事業者には、その後も当該第三者による当該</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>これは、仮に、第三者提供が一度きりのものであり、提供先において当該第三者提供にて提供された個人データの取り扱い自体は継続しているものの、第三者提供自体はすでに停止している場合には適用されないと考えてよろしいでしょうか。</p> <p>【個人】</p>	<p>個人データの適正な取扱いを継続的に確保する責務があることを明確化するものです。</p> <p>そのため、提供元の事業者は、当該第三者において当該個人データの取扱いが継続する限り、改正後の法第 24 条第 3 項に基づく措置等を講ずる必要があり、この点は、当該第三者に対する個人データの提供が一度のみである場合も同様です。</p>
134 6	<p>個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制を整備している者に個人データを提供した場合に講ずべき措置等</p>	<p>該当箇所：外国にある第三者への提供編、69 ページ、1 行目</p> <p>意見： 「その後も当該第三者による当該個人データの適正な取扱いを継続的に確保する責務があることを明確化するものである。そのため、個人情報取扱事業者は、当該第三者において当該個人データの取扱いが継続する限り、法第 24 条第 3 項に基づく措置等を講ずる必要がある。」とあるが、例えば、国内での販売受託業務提携の解消のため、購買者情報を管理する製造販売元である外国事業者の措置状況の確認を継続することが困難な場合の対応について説明いただきたい。</p> <p>理由：</p>	<p>改正後の法第 24 条第 3 項は、提供先の外国にある第三者が基準適合体制（法第 4 章第 1 節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制）を整備していることを根拠として当該第三者に個人データを提供した場合、提供元の事業者には、その後も当該第三者による当該個人データの適正な取扱いを継続的に確保</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>例えば、外国にある事業者 A が製造する製品を国内事業者 B が販売する契約を締結（契約内容に規則第 11 条の 2 の体制整備等を含む）し、購入者の情報を A に提供していたが、契約解除され、その後事業者 A が新たに別の国内事業者 C と販売契約を締結する場合においては、当該個人情報は継続的に外国にある事業者において利用されるが、契約解除後の国内事業者 B では措置の継続が困難となるため。</p> <p>【日本製薬工業協会】</p>	<p>保する責務があることを明確化するものです。</p> <p>そのため、提供元の事業者は、当該第三者において当該個人データの取扱いが継続する限り、改正後の法第 24 条第 3 項に基づく措置等を講ずる必要があります、かかる義務は、提供元の事業者と当該第三者との間の契約等が解除された場合でも、免除されるものではありません。</p> <p>契約等を解除した後の対応については、個別の事案ごとに判断する必要がありますが、契約等の解除後に改正後の法第 24 条第 3 項に基づく措置等を講ずることが困難となる場合には、あらかじめ当該契約等において、提供先の第三者に対し、解除がなされた場合の個人データの返還又は削除を義務付けておくことが考えられます。</p>
135 6	個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に	<p>■対象となる記述（外国にある第三者への提供編 69 頁）</p> <p>6 個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制を整備している者に個人データを提供した場合に講ずべき措置等</p>	御指摘の箇所は、提供元の事業者が本人から「外国にある第三者への個人データの提供を認める旨」の本人の同意を取得した上で、外国にある第三者に対して

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	<p>講ずるために必要な体制を整備している者に個人データを提供した場合に講ずべき措置等</p>	<p>「ただし、上記の制度趣旨に鑑み、例えば、個人情報取扱事業者が、本人の同意を根拠として外国にある第三者に個人データを提供した場合には、当該第三者が基準適合体制を整備していると認められる場合であっても、法第24条第3項に基づく措置等は求められない。」</p> <p>提案： このただし書きを削除し、5「同意取得時の情報提供」の関連部分において、「本人から同意を得ようとする際に、24条2項の規定に基づき、本人に提供した当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報について、事後に変更があったことを知ったときは、事業者はそのような変更について本人に通知することが望ましい」旨を加筆すべきです。</p> <p>理由： 基準適合体制整備事業者について、継続的に基準適合体制を確保する措置をとるべきものとし、また、本人の求めに応じて措置に関する情報を本人に提供しなければならないとした、今般の改正における法24条3項の追加は、誠に合理的なものと考えます。しかしながら、24条1項の本人による同意の際に、24条2項に基づいて本人に示した情報に変化があった場合（たとえば、「提供先は基準適合体制整備事業者です」との情報提供をしていたにもかかわらず、後に基準適合体制整備事業者ではなくなる場合）その旨を本人に伝えるとともにオプトアウト等を可能にすることは、望ましいことであること</p>	<p>個人データを提供した場合には、当該第三者が客観的には基準適合体制（法第4章第1節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制）を満たしている場合であっても、提供元の事業者には、改正後の法第24条第3項に基づく措置等は求められない旨を記載するものであり、御指摘のような、同意取得時に本人に提供した情報について事後的に変更があった場合の提供元の事業者の対応とは無関係の記載です。</p> <p>なお、個別の事案ごとに判断されますが、「外国にある第三者への個人データの提供を認める」旨の本人の同意を取得した後に、当該外国における個人情報の保護に関する制度や、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置についての変更があったことを提供元の事業者が認識した場合であって、当該変更が、我が</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>は明らかです。このことを明らかにするとともに、そのような配慮がまったく不要であるかのような誤解を抱かせる前記の対象となる記述を削除すべきです。</p> <p>【一般社団法人 MyDataJapan 公共政策委員会】</p>	<p>国の法との間の本質的な差異の認識や、我が国の法により個人データについて個人情報取扱事業者に求められる措置との間の本質的な差異の認識に影響を及ぼすような重要な変更である場合には、本人に情報提供することが望ましいと考えられます。</p>
136	6-1 相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置（規則第11条の4第1項関係）	<p><該当箇所> 6-1 相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置（P. 70）</p> <p><意見> 「外国の制度の有無及びその内容」を「適切かつ合理的な方法」で年1回以上の頻度で確認するのは事業者にとって多大な負担である。 また、事業者ごとに提供する情報の時点や内容が異なることも考えられ、本人がかえって混乱することが懸念されるため、個人情報保護委員会において最新情報を提供していただきたい。 個人情報保護委員会が最新情報を提供しない場合には、「適切かつ合理的な方法」の水準の解釈は柔軟にされるべきである。</p> <p><理由></p>	<p>改正後の法第24条第3項は、本人の権利利益の保護の観点から、個人データの越境移転後においても、提供元の事業者、提供先の外国にある第三者による個人データの適正な取扱いを継続的に確保する責務があることを明確化するものです。そのため、かかる責務を果たす観点から、提供先の第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度についての確認も、提供元の事業者の責任において行っていただくべきものであると考えております。</p> <p>もっとも、当委員会においても、外国の個人情報の保護に関する制度につい</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>外国にある第三者への確認は地理的要因等により事業者に多大な負担となる可能性があることを懸念するため。また、事業者ごとに提供する情報が異なることにより本人が混乱することが懸念されるため。</p> <p>【一般社団法人 電子情報技術産業協会 法務・知的財産部会 個人データ保護専門委員会】</p>	<p>て、事業者の参考となる一定の情報をとりまとめて公表する予定です。</p>
137	6-1 相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置（規則第11条の4第1項関係）	<p><頁 行目> 70 頁 23 行目</p> <p><意見> 意見⑥<6-1 相当措置の継続確保> (1) 合理的な方法による定期的な確認 「定期的に確認」とは、年に1回程度又はそれ以上の頻度</p> <p>我が国行政機関からの情報提供形式について、当該国の情報ごとに外部リンク可能な形式での情報提供を希望します。</p> <p>国ごとの情報は個々の事業者で異なるものではなく、状況によって変わることを見まえると、情報提供スキームを国が作り、事業者が利用者に紹介する形式が望ましいと考えます。</p> <p>(関連弊社意見：通則編 意見⑤)</p> <p><理由></p>	<p>改正後の法第24条第3項は、本人の権利利益の保護の観点から、個人データの越境移転後においても、提供元の事業者は、提供先の外国にある第三者による個人データの適正な取扱いを継続的に確保する責務があることを明確化するものです。そのため、かかる責務を果たす観点から、提供先の第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度についての確認も、提供元の事業者の責任において行っていただくべきものであると考えております。</p> <p>もっとも、当委員会においても、外国の個人情報の保護に関する制度について、事業者の参考となる一定の情報をとりまとめて公表する予定です。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>当該個人にタイムリーに最新情報をお伝えするため。 また、事業者が定期的に行政機関からの情報を確認の上、個人への通知に反映に比べ、正確性・情報鮮度・効率の面で合理的なため。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	
138	6-1 相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置（規則第11条の4第1項関係）	<p>No. 10</p> <p>【ガイドライン】 外国にある第三者への提供編</p> <p>【ページ】 P. 70</p> <p>【該当箇所】 6-1 相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置</p> <p>【意見】 「個人情報取扱事業者は、（省略）当該外国の制度の有無及び内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認しなければならない」と記載されている。事業者だけでなく、個人情報保護委員会においても、より積極的にその把握・整理・提供に努めていただきたい。</p> <p>【理由】</p>	<p>改正後の法第24条第3項は、本人の権利利益の保護の観点から、個人データの越境移転後においても、提供元の事業者により、提供先の外国にある第三者による個人データの適正な取扱いを継続的に確保する責務があることを明確化するものです。そのため、かかる責務を果たす観点から、提供先の第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度についての確認も、提供元の事業者の責任において行っていただくべきものであると考えております。</p> <p>もっとも、当委員会においても、外国の個人情報の保護に関する制度について、事業者の参考となる一定の情報をとりまとめて公表する予定です。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>外国の制度の有無や内容については広く事業者・消費者等にとって重要な客観的情報であること、及び事業者が確認し提供する制度に関する情報と比較評価することを可能にするため。</p> <p>【一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）】</p>	
139	6-1 相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置（規則第11条の4第1項関係）	<p>（該当箇所）</p> <p>外国にある第三者への提供編 70 頁</p> <p>6-1 相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置（規則第11条の4第1項関係）</p> <p>(1) 当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること（規則第11条の4第1項第1号関係）</p> <p>（意見）</p> <p>ガイドライン案 71 頁の最終段落で、規則第11条の4第1項第1号に関して、「外国にある第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及び内容は、一般的な注意力をもって適切かつ合理的な方法により確認する必要があるが、例えば、当該第三者に対して照会する方法や、我が国又は外国の行政機関等が公表している情報を確認する方法が考えられる」との記載があるが、貴委員会その他行政機関等による情報公表を強く求める。その上で、情報公表予定の有無並びに公表予定である場合の情</p>	<p>改正後の法第24条第3項は、本人の権利利益の保護の観点から、個人データの越境移転後においても、提供元の事業者、提供先の外国にある第三者による個人データの適正な取扱いを継続的に確保する責務があることを明確化するものです。そのため、かかる責務を果たす観点から、提供先の第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度についての確認も、提供元の事業者の責任において行っていただくべきものであると考えております。</p> <p>もっとも、当委員会においても、外国の個人情報の保護に関する制度について、事業者の参考となる一定の情報をとりまとめて公表する予定です。対象予定国や公表に向けたスケジュール等につい</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>報の内容、対象国及び公表時期についての貴委員会のご想定を回答いただきたい。</p> <p>また、「外国にある第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度」は、必ずしも個人情報の保護を目的とする法令に限られず、たとえば安全保障や治安維持を目的とする法令や訴訟法令等に規定される可能性があり、広範な調査を要するおそれがある。そのため、個人情報取扱事業者として、上記例示の行政機関等が公表している情報としてどの範囲までを調査すれば「一般的な注意力をもって適切かつ合理的な方法により確認」したことになるのか、目安をご教示いただきたい。</p> <p>(理由)</p> <p>ガイドライン案 72 頁では、【相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある外国の制度に該当する事例】として、「事業者に対し政府の情報収集活動への広範な協力義務を課すことにより、事業者が保有する個人情報について政府による広範な情報収集が可能となる制度」と「事業者が本人からの消去等の請求に対応できないおそれがある個人情報の国内保存義務に係る制度」の 2 つの事例が掲げられている。</p> <p>しかし、規則第 11 条の 3 第 2 項第 2 号に係る情報は、対象国の個人情報の保護に関する法令を調査すれば取得可能であるのに対して、上記の 2 つの事例をはじめとする「外国にある第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度」は、安全保障や治安維持等の個人情報保護に限定されない様々な目的を有する法令や訴訟法令等に規定されている可能性</p>	<p>ては、本年の秋頃を目途にお示しすることを検討してまいります。</p> <p>改正後の施行規則第 11 条の 4 第 1 項第 1 号の「外国にある第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度」の確認については、一般的な注意力をもって、適切かつ合理的な方法による必要があり、具体的な方法や調査の範囲については、個別の事案ごとに判断する必要があると考えられます。</p> <p>なお、「適切かつ合理的な方法」としては、我が国又は外国の行政機関等が公表している情報を確認する方法のほか、提供先の外国にある第三者に対して照会する方法等も考えられます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>があることから、その制度の存否を回答するためには対象国についての相当数の法令を調査する必要があり、あまりに過大な負担となることが容易に想定される。</p> <p>事業者に対する過大な負担とそれに伴う対応不足により本人に十分な情報が提供されず本人の権利利益保護が不十分となることを防ぐため、貴委員会にて当該情報を公表いただくことを強く求める。</p> <p>また、公表予定の情報の内容、対象国及び公表時期についての貴委員会のご想定を回答いただきたい。海外法制の調査は情報の取得が困難で長期の時間を要する場合もあるところ、早期のご回答により、個人情報取扱事業者としても公表予定のない情報に注力した情報の収集を行うことが可能となり、結果として本人保護に繋がるものと考えられる。公表いただく情報の対象国として、特に、海外進出日系企業の拠点数や日本との貿易額の上位国については、情報を公表いただくことによる便益が極めて大きいものと思料される。</p> <p>そして、調査すべき法令の範囲について目安を設定いただくことにより、個人情報取扱事業者が重大な法令の見落としをすることなく、適切な調査が可能となるため、本人保護のためにもこれを求める。</p> <p>【株式会社ユーザベース】</p>	
140	6-1 相当措置の継続的な実施を確保するために必要	<p><ページ、行> P70、L12 P71、L18</p>	<p>改正後の法第 24 条第 3 項は、本人の権利利益の保護の観点から、個人データの越境移転後においても、提供元の事業者</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	<p>な措置（規則第11条の4第1項関係）</p>	<p><記載> 当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の法制度の有無・・・（規則第11条の4第1項第1号関係）</p> <p>・・・例えば、当該第三者に対して照会する方法や、我が国又は外国の行政機関等が公表している情報を確認する方法が考えられる。</p> <p><意見> 外国の制度について、改めて、個人情報保護委員会からも情報提供いただくことをお願いしたい。事業者において提供先国に関する情報のリサーチをさせて保護の状況を把握させるという趣旨は理解できるが、各事業者個別に各国法制度をリサーチさせるのではなく、当局から提示される情報をリサーチして把握するというのも十分趣旨は達成され、非効率性や過度な負担も低減される。</p> <p><理由> 全ての提供先国の外国法制度を個別にリサーチすることは、事業者の規模も大小様々であり、現実的には相当程度の負担となり得るもので、当局からの情報提供を改めてお願いしたい。</p>	<p>に、提供先の外国にある第三者による個人データの適正な取扱いを継続的に確保する責務があることを明確化するものです。そのため、かかる責務を果たす観点から、提供先の第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度についての確認も、提供元の事業者の責任において行っていただくべきものであると考えております。</p> <p>もっとも、当委員会においても、外国の個人情報の保護に関する制度について、事業者の参考となる一定の情報をとりまとめて公表する予定です。</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			【楽天グループ株式会社】	
141	6-1	相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置（規則第11条の4第1項関係）	<p>（該当箇所）</p> <p>外国にある第三者への提供編の69ページ～73ページ</p> <p>（6-1 相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置（規則第11条の4第1項関係））</p> <p>（御意見）</p> <p>個人情報取扱事業者が、データ入力等を委託する契約に基づき、外国にある第三者（基準適合体制を整備している企業）に個人データを提供しているとして、当該外国で、72ページ記載の事例1の制度注が存在する旨判明した場合、事実上、それを解消又は改善するための必要かつ適切な措置を講じることは極めて困難と考えられる。</p> <p>そのため、事例1のような制度が存在すること自体、相当措置の継続的な実施の確保が困難になるケースと同義であると考えべきか。</p> <p>このような制度が存在する場合でもなお、当該外国の第三者による相当措置の継続的な実施を確保するための必要な措置（当該支障の解消又は改善のために必要かつ適切な措置）として考えられる事例があれば、ご教示いただきたい。</p> <p>注）事業者に対し政府の情報収集活動への広範な協力義務を課すことにより、事業者が保有する個人情報について政府による広範な情報収集が可能となる制度</p>	<p>一般論として、提供先の第三者が所在する外国において、御指摘の事例1のような制度が存在する場合においても、当該制度の存在自体により、直ちに外国にある第三者による「相当措置の継続的な実施の確保が困難となった」に該当するものではなく、当該第三者による個人データの取扱状況や、当該制度の運用の状況等を踏まえて、外国にある第三者による相当措置の継続的な実施の確保が困難となったか否かを個別の事案ごとに判断する必要があると考えられます。</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			<p>(理由)</p> <p>上記の通り、疑問を持ったため照会したいもの。</p> <p>【株式会社ゆうちょ銀行】</p>	
142	6-1	<p>相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置(規則第11条の4第1項関係)</p>	<p>(該当箇所)</p> <p>外国にある第三者への提供編の71ページ</p> <p>6-1 相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置(規則第11条の4第1項関係)</p> <p>(意見)</p> <p>第三者において相当措置の実施状況を確認する際に、「書面により報告を受ける方法又はこれらに代わる合理的な方法」とあるが、外形的な手続き面のみならず、事例として実質的な確認方法をガイドラインまたはQ&A等にて具体例を示すべき。</p> <p>(理由)</p> <p>クラウド化が進む現在、外国にある事業者との関係において、ガイドライン等で標準的な方法を示す事で、より実効的な対応を促進する事が可能と想定されるため。</p>	<p>提供先の外国にある第三者による相当措置の実施状況は、当該外国にある第三者に提供する個人データの内容や規模に応じて、適切かつ合理的な方法により確認する必要がありますが、具体的な確認の方法については、個別の事案における具体的な事情も踏まえて決定すべきものであると考えられます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		【一般財団法人 日本データ通信協会 電気通信個人情報保護推進センター】	
143	6-1 相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置（規則第11条の4第1項関係）	6-1 相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置 70-71 ページ (1) ➤ 外国事業者の積極的な対応を促す観点から、第三者における相当措置の実施状況を確認する際の「書面により報告を受ける方法又はこれらに代わる合理的な方法」について、事例をより充実すべき。 【一般社団法人日本経済団体連合会 デジタルエコノミー推進委員会企画部会データ戦略WG】	提供先の外国にある第三者による相当措置の実施状況は、当該外国にある第三者に提供する個人データの内容や規模に応じて、適切かつ合理的な方法により確認する必要がありますが、具体的な確認の方法については、個別の事案における具体的な事情も踏まえて決定すべきものであると考えられます。
144	6-1 相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置（規則第11条の4第1項関係）	【該当箇所】 6-1(1) 当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること（規則第11条の4第1項第1号関係）（70頁～） 【意見】 書面での確認だけでよいのか、何らかの監査の実施は不要か確認したい。 【理由】	提供先の外国にある第三者による相当措置の実施状況は、当該外国にある第三者に提供する個人データの内容や規模に応じて、適切かつ合理的な方法により確認する必要があります。 具体的な確認の方法については、個別の事案における具体的な事情も踏まえて決定すべきものであると考えられますが、一般論として、相当措置の実施状況について書面による報告を受けて確認す

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>改正案の文言からは、提供元に求められる確認の程度が必ずしも明らかではないためである。</p> <p>【経営法友会】</p>	<p>る方法も、適切かつ合理的な方法に該当し得ると考えられます。</p>
145 6-1	<p>相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置（規則第11条の4第1項関係）</p>	<p>【該当箇所】</p> <p>6-1(1) 当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること（規則第11条の4第1項第1号関係）（70頁～）</p> <p>【意見】</p> <p>さらなる説明が必要であり、具体的な報告例を提示されたい。</p> <p>【理由】</p> <p>「確認」の方法として一番現実的なのは、提供先から書面による報告を受けることであると思われるが、その内容が改正案で十分に示されておらず、提供先にどのような照会をし、どのような報告を受けるべきかが明確ではないためである。</p> <p>【経営法友会】</p>	<p>提供先の外国にある第三者による相当措置の実施状況については、当該外国にある第三者に提供する個人データの内容や規模に応じて、適切かつ合理的な方法により確認する必要があります。</p> <p>具体的な確認の方法については、個別の事案における具体的な事情も踏まえて決定すべきものであると考えられますが、一般論として、相当措置の実施状況について書面による報告を受けて確認する方法も、適切かつ合理的な方法に該当し得ると考えられます。</p> <p>その上で、書面によりどのような報告を求めるべきかについては、個別の事案ごとに判断する必要がありますが、例えば、提供元の事業者が、提供先の外国にある第三者との間で契約を締結することにより当該提供先の基準適合体制（法第</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
				<p>4章第1節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している場合には、当該契約の履行状況（履行に問題が生じた場合の当該問題の内容やそれに対して講じた対応策等を含む。）について、報告を求めることが考えられます。</p>
146	6-1	<p>相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置（規則第11条の4第1項関係）</p>	<p><箇所番号> 6月1日</p> <p><文言> 事例2) 同一の企業グループ内で個人データを移転する場合において、提供元及び提供先に共通して適用されるプライバシーポリシーにより、当該提供先の基準適合体制を整備している場合は、当該プライバシーポリシーの履行状況を確認すること</p> <p><コメント></p>	<p>御理解のとおりです。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>ここでいう「プライバシーポリシー」というのは個人情報の取り扱いに関するグループ共通の内部規定を指しており、「当該グループ規定に遵守状況を確認する」という意味で宜しいでしょうか。</p> <p>【個人】</p>	
147	6-1 相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置（規則第11条の4第1項関係）	<p>【該当箇所】</p> <p>6-1(1) 当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること（規則第11条の4第1項第1号関係）（70頁～）</p> <p>【意見】</p> <p>「相当措置の実施状況の確認」として、同一の企業グループ内で個人データを移転する場合において、提供元（日本）および提供先（外国）に共通して適用されるプライバシーポリシーにより、当該提供先の基準適合体制を整備している場合、たとえば、欧州域内に所在するグループ会社のデータ・プライバシー・オフィサーが各グループ企業のプライバシーポリシーの履行状況を確認し、その確認結果を日本の提供元が確認することにより、相当措置の実施状況を確認したとすることは可能か確認したい。</p> <p>【理由】</p>	<p>同一の企業グループ内で個人データを移転する場合において、提供元及び提供先に共通して適用されるプライバシーポリシーにより、当該提供先の基準適合体制を整備している場合において、他のグループ会社が当該提供先による当該プライバシーポリシーの履行状況を確認している場合は、当該確認結果を確認する方法も、当該提供先による相当措置の実施状況についての適切かつ合理的な方法による確認に該当すると考えられます。</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			<p>改正案においても、提供元自らが直接提供先の「相当措置の実施状況の確認」をすることを要求しているわけではないと思われるが、必ずしも明確でないためである。なお、欧州に拠点があるグローバル企業の場合、同一企業グループ内のプライバシーポリシー遵守状況の確認は、日本の法人が個別に提供先に確認するよりも上記方法の方が効率的な場合も多くあると思われる。</p> <p>【経営法友会】</p>	
148	6-1	相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置（規則第11条の4第1項関係）	<p><ページ、行> P70、P82</p> <p><記載> 「定期的に確認」とは、年に1回程度又はそれ以上の頻度で確認することという。</p> <p><意見> 法施行後1年以内に実施する確認以前に行われた情報提供の申出に対しては、確認事項が存在しないため、提供不可決定を出して問題ないか、ご教示いただきたい。</p> <p><理由></p>	<p>御理解のとおり、改正後の施行規則第11条の4第1項第1号における「定期的」な確認とは、年に1回程度又はそれ以上の頻度で確認することをいいます。</p> <p>もっとも、改正後の施行規則第11条の4第3項第1号から第4号までについては、定期的な確認を実施する以前に情報提供可能であると考えられますので、改正後の法の施行後1年以内に本人から情報提供の求めがあった場合でも、情報提供する必要があります（なお、この場合、改正後の施行規則第11条の4第3項第3号の「確認の頻度及び方法」につい</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>年に1回程度又はそれ以上の頻度で、法24条3項の確認を実施することになるため、法施行後1年の間は、確認が実施されない場合がある。その間の確認事項の情報提供の在り方を確認したい。</p> <p>【楽天グループ株式会社】</p>	<p>ては、今後の見込みについて情報提供することが考えられます。)</p> <p>また、提供先の外国にある第三者が基準適合体制（法第4章第1節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制）を整備していることを根拠として個人データを提供する場合において、例えば、個人データの提供の時点で「相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある制度」が存在し、それにより実質的には提供先の第三者による相当措置の実施が確保できない可能性がある場合、当該提供先は、実質的に基準適合体制を満たしているとはいえないと考えられることから、提供先の外国にある第三者が基準適合体制を整備していることを根拠とする個人データの提供を行う場合には、提供の時点で「相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある制度」の有無及び内容</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			<p>を確認しておく必要があると考えられます。したがって、改正後の施行規則第11条の4第3項第5号についても、改正後の法の施行後1年以内に本人から情報提供の求めがあった場合でも、情報提供する必要があります。</p> <p>さらに、改正後の法の施行後1年以内であっても、提供元の事業者が提供先の外国にある第三者による相当措置の実施に支障が生じていることを認識した場合には、改正後の施行規則第11条の4第1項第2号に基づき、当該支障の解消又は改善のために必要かつ適切な措置を講ずる必要があります。そのため、この場合には、改正後の法の施行後1年以内に本人から情報提供の求めがあった場合でも、改正後の施行規則第11条の4第3項第6号及び第7号についての情報提供する必要があります。</p> <p>なお、改正後の施行規則第11条の4第1項第1号に基づく相当措置の実施状況の定期的な確認を行う前に本人から情報</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
				<p>提供の求めがあった場合であって、その時点で、提供先の外国にある第三者による相当措置の実施に支障が生じていない場合には、改正後の施行規則第11条の4第3項第6号及び第7号については、その時点では該当する事項がない旨を情報提供することになると考えられます。</p>
149	6-1	<p>相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置（規則第11条の4第1項関係）</p>	<p><条文> 6-1(1) (P.71・2行～)</p> <p><意見・理由></p> <ul style="list-style-type: none"> 定期的な確認については、「外国にある第三者に提供する個人データの内容や規模に応じて、適切かつ合理的な方法により確認する必要があるが、例えば、個人データを取り扱う場所に赴く方法、書面により報告を受けする方法又はこれらに代わる合理的な方法（口頭による確認を含む。）により確認することが考えられる。」とあるが、 <p>①「日本にある個人情報取扱事業者が、外国にある親会社に従業員情報を提供する場合」において、提供する個人データの内容や規模によっては、外国親会社の内規に基準適合体制が構築されているといえるだけの規則があるのであれば、外国親会社における情報管理部署において内部点検が機能しており、また内部監査部門における監査が有効に機能していることの、個人データの提供元である日本の個人情報取扱</p>	<p>① 個別の事案ごとに判断されますが、例えば、内規等により提供先の第三者が基準適合体制（法第4章第1節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制）を整備している場合に、当該提供先において当該内規等の遵守状況に関する内部点検が行われている場合には、当該点検の結果を確認することも、当該提供先による相当措置の実施状況についての適切かつ合理</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			<p>事業者（以下「提供元」）における口頭での確認のみによっても、ここにいう相当措置の実施状況に関する確認となりうるという趣旨と解してよいか。</p> <p>②「個人データを取り扱う場所に赴く方法、書面により報告を受ける方法又はこれらに代わる合理的な方法（口頭による確認を含む。）」には、例えば次のような方法で報告を受ける場合も含まれるか。なお、いずれも報告結果については提供元において内容を精査し、必要な場合には追加での確認を依頼するか、または提供元自身で確認することを前提とする。</p> <p>(ア) 提供元の委託に基づき、外部の監査人または提供元の外国親会社もしくはその子会社の従業員が個人データを取り扱う場所に赴いて調査し、書面または口頭で提供元に報告する方法</p> <p>(イ) 提供元と提供先との間で合意した外部の監査人が個人データを取り扱う場所に赴いて調査し、書面または口頭で提供元に報告する方法</p> <p>【一般社団法人 日本損害保険協会】</p>	<p>的な方法による確認に該当すると考えられます。</p> <p>ただし、提供元の事業者は、当該提供先による相当措置の実施状況を確認する必要があることから、内部点検が適切に行われていることのみを確認するにとどまり、点検の内容等についての確認を行わない場合には、当該提供先による相当措置の実施状況についての適切かつ合理的な方法による確認には該当しないと考えられます。</p> <p>② 個別の事案ごとに判断されますが、御指摘のような場合についても、提供先による相当措置の実施状況についての適切かつ合理的な方法による確認に該当すると考えられます。</p>
150	6-1	相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置（規則第11条の4第1項	<p><条文> 6-1(1) (P. 71・2行～)</p> <p><意見・理由></p>	改正後の法第24条第3項は、本人の権利利益の保護の観点から、個人データの越境移転後においても、提供元の事業者は、提供先の外国にある第三者による個人データの適正な取扱いを継続的に確保

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		関係)	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護委員会において、「外国の個人情報の保護に関する制度について、事業者の参考となる一定の情報」を取りまとめて公表する予定とされているが、外国にある第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある外国の制度の有無及び内容についても、「外国の個人情報の保護に関する制度について、事業者の参考となる一定の情報」に含めて公表していただきたい。 <p>【一般社団法人 日本損害保険協会】</p>	<p>する責務があることを明確化するものです。そのため、かかる責務を果たす観点から、提供先の第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度についての確認も、提供元の事業者の責任において行っていただくべきものであると考えております。</p> <p>もっとも、当委員会においても、外国の個人情報の保護に関する制度について、事業者の参考となる一定の情報をとりまとめて公表する予定です。</p>
151	6-1	相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置（規則第11条の4第1項関係）	<p>以下いずれも「個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）の一部を改正する告示（案）」についての意見になります。</p> <p>その1</p> <p>個人情報保護法ガイドライン（外国にある第三者への提供編）の一部を改正する告示（案）のP.72において、相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある外国の制度に該当する事例として、事例1及び2が記載されているが、現時点においてそれぞれどの国の制度に該当するのかが教示頂きたい。</p>	<p>個別の外国の制度については回答しかねます。</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			【個人】	
152	6-1	相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置（規則第11条の4第1項関係）	<p>以下いずれも「個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）の一部を改正する告示（案）」についての意見になります。</p> <p>その2 OECDのプライバシーガイドラインかAPECのプライバシーフレームワークに準拠していれば、法第四章第1節の規定の趣旨にそった措置（相当措置）をとっているといえ、OECDのプライバシーガイドラインかAPECのプライバシーフレームワークに準拠していることの確認をもって相当措置の実施状況を確認しているといえるのか？</p> <p>【個人】</p>	<p>施行規則第11条の2第1号における「法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置」とは、本ガイドライン（外国にある第三者への提供編）案4-2-1から4-2-20までに記述する事項に係る措置をいいます。</p> <p>かかる措置には、例えば、提供先の外国にある事業者において改正後の法第22条の2第1項に定める報告義務の対象となる個人データの漏えい、滅失又は毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態（報告対象事態）が発生した場合における当委員会への報告及び本人通知に係る措置など、提供先の外国にある第三者がOECDプライバシーガイドラインや、APECのプライバシーフレームワークに準拠している場合であっても、それにより直ちに講じられることにはならないと考えられる措置が含まれていません。</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
				<p>したがって、提供先の外国にある第三者がOECDプライバシーガイドラインや、APECのプライバシーフレームワークに準拠している場合であっても、それのみをもって直ちに施行規則第11条の2第1号における「法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置」の実施が確保されているとは認められません。</p>
153	6-1	<p>相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置（規則第11条の4第1項関係）</p>	<p>（該当箇所）外国にある第三者への提供編 69 ページ 6-1 相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置（規則第11条の4第1項関係）の（1）</p> <p>「5 同意取得時の情報提供」、「5-2 提供すべき情報（規則第11条の3第2項関係）」、「(2)「適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」（規則第11条の3第2項第2号関係）」の「②「当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」には、「当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」は、提供先の第三者が所在する外国における個人情報の保護に関する制度と我が国の法（個人情報の保護に関する法律）との間の本質的な差異を本人が合理的に認識できる情報でなければならず、具体的には、次の（ア）から（エ）までの観点を踏まえる必要がある、旨の記載がある。</p>	<p>改正後の施行規則第11条の4第1項第1号において「相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容」の確認を求める趣旨は、提供先の外国にある第三者により個人データが取り扱われる場合においても、我が国の個人情報取扱事業者により個人データが取り扱われる場合に相当する程度の本人の権利利益の保護を図るために、提供元の事業者と提供先の外国にある第三者との間の契約等により、当該提供先による相当措置の実施を確保している場合であっても、当該外国の制度によっては、当該契約等の履行が困難とな</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>(ア) 当該外国における個人情報の保護に関する制度の有無 (イ) 当該外国の個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報の存在 (ウ) OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する事業者の義務又は本人の権利の不存在 (エ) その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度の存在</p> <p>6-1(1)の「当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容」の確認についても、5-2(2)②の(イ)の事例として記載される当該外国が GDPR 第 45 条に基づく十分性認定の取得国や APEC の CBPR システムの加盟国であることを確認することや、(ウ)で記載される「提供先の第三者が所在する外国の個人情報の保護に関する制度に、OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する事業者の義務及び本人の権利が全て含まれる」ことを確認することで足りると考えられるが、その理解で良いか。</p> <p>【一般社団法人 外国損害保険協会】</p>	<p>る可能性があるなど、相当措置の実施に影響が生じる可能性がある点にあります。</p> <p>そのため、「相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度」としては、本ガイドライン（外国にある第三者への提供編）案 6-1 に記載の事例 1 及び事例 2 のように、提供先の外国にある第三者との間で契約等を締結している場合においても、当該外国の制度の存在により、当該契約等の履行が困難となる可能性があり、我が国の個人情報取扱事業者により個人データが取り扱われる場合に相当する程度の本人の権利利益の保護の確保に影響を及ぼす可能性がある制度を想定しています。</p> <p>そのため、当該外国が GDPR 第 45 条に基づく十分性認定の取得国である旨や APEC の CBPR システム加盟国である旨などの確認や、当該外国における個人情報の保護に関する制度に、OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
				<p>する事業者の義務及び本人の権利が全て含まれることの確認は、改正後の施行規則第11条の4第1項第1号における「相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容」の確認には該当しないと考えられます。</p>
154	6-1	<p>相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置（規則第11条の4第1項関係）</p>	<p>■個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）の一部を改正する告示（案）</p> <p>6-1 相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置（70～72 ページ）</p> <p>●本人同意に基づく外国の第三者提供に関する規則第11条の3では、「外国における個人情報の保護に関する制度」という規定ぶりになっている一方、相当措置に基づく外国の第三者提供に関する規則第11条の4では、「相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容」となっている。後者の「当該外国の制度の有無及びその内容」は、「個人情報の保護に関する制度」も包含すると理解して良いか、ご記載いただきたい。</p> <p>●次に、「相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある外国の制度に該当する事例」として、政府による広範な情報収集活動に関する制度並びに個人情報の国内保存義務に係る制度に関する事例が挙げられているところ、これら制度の根拠法令や規定、そして、「個人情報の保護に関する制度」を含むそれらに対する保護措置の有無も確認が求められるのか、詳細にご記載いただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 御理解のとおりです。 改正後の施行規則第11条の4第1項第1号において「相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度」については、提供先の外国にある第三者に適用される制度であれば、当該外国の個人情報保護法に規定されているものに限られません。 ・ 提供先の外国にある第三者による相当措置の実施に影響があるか否かの判断を行う上で必要な範囲の情報を確認すれば足りると考えられます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			【匿名】	
155	6-1	相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置（規則第11条の4第1項関係）	<p><対象項目> 6-1 相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置（規則第11条の4第1項関係）</p> <p><ページ・行> P72</p> <p><意見> 外国にある第三者への提供について、【相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある外国の制度に該当する事例】として2つのケースを明示している。内容は法律や制度面での影響を例示しているが、資本やガバナンス面、例えば外国政府や外国政府が出資している企業が運営しているケース、また、外国政府等関係者（元、もしくは現職）が第三者の経営に影響を及ぼすおそれがあると思われる等は該当するのか。</p> <p>【日本貸金業協会】</p>	改正後の施行規則第11条の4第1項第1号において「相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度」としては、提供先の第三者が所在する外国における制度の存在により提供先による相当措置の実施に影響が生じる可能性がある場合を想定しています。
156	6-1	相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置（規則第	<p><条文> 6-1(2) (P. 73・16行目～)</p> <p><意見・理由></p>	御指摘の「合理的な期間」は、相当措置の実施に生じた支障の内容や本人の権利利益への影響の程度等を踏まえ、個別

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		11条の4第1項関係)	<ul style="list-style-type: none"> 相当措置の継続的な実施の確保が困難となった場合に該当する事例1にて「合理的な期間内にこれを是正しない場合」とあるが、この「合理的な期間」とはどの程度の期間を想定しているか明確化いただきたい。 <p>【一般社団法人 日本損害保険協会】</p>	の事案ごとに判断する必要があると考えられます。
157	6-1	相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置（規則第11条の4第1項関係)	<p>73 ページ</p> <p>➤ 「相当措置の継続的な実施の確保が困難となった場合に該当する事例」における「合理的な期間」について、より具体的に示すべき。</p> <p>【一般社団法人日本経済団体連合会 デジタルエコノミー推進委員会企画部会データ戦略WG】</p>	御指摘の「合理的な期間」は、相当措置の実施に生じた支障の内容や本人の権利利益への影響の程度等を踏まえ、個別の事案ごとに判断する必要があると考えられます。
158	6-1	相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置（規則第11条の4第1項関係)	<p>24-1 (2)「外国にある第三者による相当措置の継続的な実施の確保が困難となった場合、当該第三者は、実質的に、基準適合体制を整備しているとはいえないと考えられることから、それ以降、当該第三者への個人データの提供を停止しなければならない。」という趣旨は、外国にある第三者による相当措置の継続的な実施の確保が困難となっても既に提供済みのデータを当該外国にある第三者は引き続き取り扱うことができるのであり、日本の個人情報取扱事業者は、当該外国にある第三者に対し、既に提供済みのデータの返還、廃棄等を求める必要がないということによいか。</p> <p>【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】</p>	提供元の事業者が提供先の外国にある第三者が基準適合体制（法第4章第1節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制）を整備していることを根拠に、当該提供先に対して個人データの提供を行った場合において、当該提供先による相当措置の実施に支障が生じ

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			<p>た場合には、当該支障の解消又は改善のために必要かつ適切な措置を講ずることが求められます（改正後の施行規則第11条の4第1項第2号）。</p> <p>このような必要かつ適切な措置の一環として、当該提供先による相当措置の継続的な実施の確保が困難となり、既に提供された個人データについて、我が国の個人情報取扱事業者により個人データが取り扱われる場合に相当する程度の本人の権利利益の保護の確保が困難となった場合には、提供元の事業者は、当該提供先に対し、当該個人データの返還又は削除を求める必要があると考えられます。</p> <p>なお、提供元の事業者が、当該提供先に対して法第23条第5項第1号に基づいて個人データの提供を行っている場合、当該提供先に対する監督義務を負いますので（法第22条）、当該提供先による当該個人データの安全管理の確保が困難となっているにもかかわらず、提供元の事業者が当該提供先に対して当該個人デー</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
				<p>タの返還又は削除を求めない場合には、提供元の事業者の監督義務違反となる可能性があります。</p> <p>このような外国にある第三者による相当措置の継続的な実施の確保が困難となった場合の対応の具体例等については、Q & Aでお示しすることを検討してまいります。</p>
159	6-1	<p>相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置（規則第11条の4第1項関係）</p>	<p>No. 11</p> <p>【ガイドライン】</p> <p>外国にある第三者への提供編</p> <p>【ページ】</p> <p>P. 72</p> <p>【該当箇所】</p> <p>6-1（2）当該第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、個人データの当該第三者への提供を停止すること</p> <p>【意見】</p>	<p>提供元の事業者が提供先の外国にある第三者が基準適合体制（法第4章第1節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制）を整備していることを根拠に、当該提供先に対して個人データの提供を行った場合において、当該提供先による相当措置の実施に支障が生じた場合には、当該支障の解消又は改善のために必要かつ適切な措置を講ずることが求められます（改正後の施行規則第11条の4第1項第2号）。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、個人データの提供を停止することが必要不可欠だと考えられるが、既に提供された個人データの回収等取扱いや、その他適切な対応を取ることも求められるのではないかと。</p> <p>【理由】 既に提供された第三者が保有・管理している個人データについて引き続き問題が生じるおそれがあるため。</p> <p>【一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）】</p>	<p>このような必要かつ適切な措置の一環として、当該提供先による相当措置の継続的な実施の確保が困難となり、既に提供された個人データについて、我が国の個人情報取扱事業者により個人データが取り扱われる場合に相当する程度の本人の権利利益の保護の確保が困難となった場合には、提供元の事業者は、当該提供先に対し、当該個人データの返還又は削除を求める必要があると考えられます。</p> <p>なお、提供元の事業者が、当該提供先に対して法第 23 条第 5 項第 1 号に基づいて個人データの提供を行っている場合、当該提供先に対する監督義務を負いますので（法第 22 条）、当該提供先による当該個人データの安全管理の確保が困難となっているにもかかわらず、提供元の事業者が当該提供先に対して当該個人データの返還又は削除を求めない場合には、提供元の事業者の監督義務違反となる可能性があります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			<p>このような外国にある第三者による相当措置の継続的な実施の確保が困難となった場合の対応の具体例等については、Q & Aでお示しすることを検討してまいります。</p>
160	6-1 相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置（規則第11条の4第1項関係）	<p>該当箇所：外国にある第三者への提供編、73 ページ、7 行目</p> <p>意見： 「また、外国にある第三者による・・・(中略)・・・停止しなければならない。」の記載に関して、「相当措置の継続的な実施の確保」は、保有個人データを外国にある第三者に提供する時点までの要件であって、提供後の継続が求められていないとの解釈で良いか確認したい。</p> <p>理由： 「それ以降、当該第三者への個人データの提供を停止しなければならない。」とされているが、提供した個人データの削除の要求はされていないため。</p> <p>【日本製薬工業協会】</p>	<p>改正後の法第 24 条第 3 項は、提供先の外国にある第三者が基準適合体制（法第 4 章第 1 節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制）を整備していることを根拠として当該第三者に個人データを提供した場合、提供元の事業者には、その後も当該第三者による当該個人データの適正な取扱いを継続的に確保する責務があることを明確化するものです。</p> <p>そのため、提供元の事業者は、当該第三者において当該個人データの取扱いが継続する限り、改正後の法第 24 条第 3 項</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
				に基づく措置等を講ずる必要があります。
161	6-2-1	<p>情報提供の方法 (規則第11条の4第2項関係)</p>	<p><該当箇所> 6-2 (相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置に関する情報提供) 6-2-1 (情報提供の方法)</p> <p><意見・要望等> 以下のとおり追記して頂きたい。</p> <p>【適切な方法に該当する事例】 事例1) 必要な情報を電子メールにより本人に送付する方法 <u>(当該情報のURLでも可)</u> 事例2) 必要な情報を記載した書面を本人に直接交付する方法 <u>(当該情報のURLでも可)</u> 事例3) 必要な情報を本人に口頭で説明する方法 <u>(当該情報のURLでも可)</u> 事例4) 必要な情報をホームページに掲載し、本人に閲覧させる方法 <u>(当該情報のURLでも可)</u></p> <p>【一般社団法人国際銀行協会】</p>	<p>本人に対する情報提供は、改正後の施行規則第11条の4第3項の規定により求められる情報を本人が確実に認識できると考えられる適切な方法で行う必要があります。</p> <p>例えば、改正後の施行規則第11条の4第3項の規定により求められる情報が掲載されたWebページが存在する場合に、当該WebページのURLを本人に対して提供する方法も、改正後の施行規則第11条の4第2項における「適切な方法」に該当すると考えられます。</p> <p>改正後の法第24条第3項に基づく情報提供の方法の更なる具体例等については、Q&Aでお示しすることを検討してまいります。</p>
162	6-2-2	<p>提供すべき情報 (規則第11条の4第3項関係)</p>	<p>【該当箇所】 6-2-2 提供すべき情報 (規則第11条の4第3項関係) (75頁～)</p>	<p>本ガイドライン (外国にある第三者への提供編) 案6-2-2においては、改</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	4 第 3 項関係)		<p>【意見】 情報提供の項目を全体的に包括した記載例を示されたい。</p> <p>【理由】 具体的な情報提供のイメージが改正案の記載だとわかりにくいためである。</p> <p>【経営法友会】</p>	<p>正後の施行規則第 11 条の 4 第 3 項各号に定める事項について、それぞれの情報提供の例をお示ししております。</p> <p>今後とも、制度の施行状況等を踏まえつつ、必要に応じてガイドラインや Q & A 等の記載を検討してまいります。</p>
163	6-2-2	提供すべき情報 (規則第 11 条の 4 第 3 項関係)	<p>【該当箇所】 6-2-2 【情報提供することにより当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合に該当する事例】(76 頁)</p> <p>【意見】 事例が 1 つしかないが、複数の具体的な事例を示されたい。たとえば、どういったセキュリティ体制を採用しているかなどの情報は、開示することでハッカー等の攻撃を容易にすることもあり得るため、そういった情報は非開示でよいのか確認したい。</p> <p>【理由】 具体例が 1 つだけでは、事業者が判断をする参考資料としては不十分であるためである。「情報提供することにより当該個人情報取扱事業者の業務の適</p>	<p>改正後の法第 24 条第 3 項における情報提供の趣旨は、情報提供により、本人が必要に応じて自己の権利利益の保護のための措置を講じられるようにすることにあります。</p> <p>そのため、改正後の施行規則第 11 条の 4 第 3 項各号の情報提供の内容としても、個人データの提供先の外国にある第三者が講ずるセキュリティ対策の具体的な技術手法のように、本人への情報提供により当該第三者における個人データの安全管理に著しい支障を及ぼすおそれのある情報の提供は求めていません。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合」といえる場合は、改正案に示された事例とは異なる場面でもあり得ると考える。</p> <p>【経営法友会】</p>	
164	6-2-2 提供すべき情報 (規則第11条の4第3項関係)	<p>○意見1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見提出に係る箇所 p. 76【情報提供することにより当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合に該当する事例】 ・意見 事例として、「同一の本人から複雑な対応を要する同一内容について繰り返し情報提供の求めがあり、事実上問合せ窓口が占有されることによって他の問合せ対応業務が立ち行かなくなる等、業務上著しい支障を及ぼすおそれがある場合」とあるが、冒頭に「本人からの情報提供の求めに応じて個人情報取扱事業者が合理的な範囲内で適切に情報提供しているにもかかわらず、」を追加すべきではないか。 ・理由 本事例は、悪質なクレームへの対応として、誠実に合理的な対応をした個人情報取扱事業者に対してはそれ以上の対応を求めない旨を説明するためのものと考えられるが、本人からの情報提供の求めに対して個人情報取扱事業 	<p>御理解のとおり、改正後の施行規則第11条の4第3項の情報提供の例外事由である「情報提供することにより当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合」は、事業者が、本人からの求めに対して誠実に対応しない場合まで情報提供義務を免除するものではありません。</p> <p>かかる例外事由の考え方や具体例等については、Q & Aでお示しすることを検討してまいります。</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			<p>者が誠実に対応しない場合にまで情報提供義務を免除するのは不相当であり、その旨を明確化するため。</p> <p>【個人】</p>	
165	6-2-2	<p>提供すべき情報 (規則第11条の4第3項関係)</p>	<p><該当箇所> 6-2-2 (提供すべき情報)</p> <p><意見・要望等> 「情報提供することにより当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合」とある。</p> <p>法24条第3項に規定する「第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置」は、個人データを外国にある第三者に提供する事案(データ移転を含むシステム等)単位で管理することが通常であると想定されるが、特定の本人から法24条第3項の開示請求があった場合、当該本人の個人データが含まれている事案(データ移転を含むシステム等)を特定するのは、膨大な手間と時間がかかる場合がある。</p> <p>このため、【情報提供することにより当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合に該当する事例】として、以下の事例を追加していただきたい。</p>	<p>改正後の施行規則第11条の4第3項の「著しい支障を及ぼすおそれ」に該当する場合とは、事業者の業務の実施に単なる支障ではなく、より重い支障を及ぼすおそれが存在するような例外的なときに限定されると考えられますので、単に開示すべき情報の量が多いという理由や、特定に手間がかかるという理由のみでは、一般には、これに該当しないと考えられます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>事例) 本人から複雑な対応や確認に時間を要する内容について情報提供の求めがあり、通常業務に影響がある等、業務上著しい支障を及ぼすおそれがある場合</p> <p>【一般社団法人国際銀行協会】</p>	
166	6-2-2 提供すべき情報 (規則第 11 条の 4 第 3 項関係)	<p><該当箇所> P76 [6-2-2 提供すべき情報 (規則第 11 条の 4 第 3 項関係)]</p> <p>【情報提供することにより当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合に該当する事例】</p> <p>事例) 同一の本人から複雑な対応を要する同一内容について繰り返し情報提供の求めがあり、事実上問合せ窓口が占有されることによって他の問合せ対応業務が立ち行かなくなる等、業務上著しい支障を及ぼすおそれがある場合</p> <p><意見内容></p> <p>【情報提供することにより当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合に該当する事例】については事例として示されているようないわゆる業務妨害に相当するケースに限定される訳では無いという理解で良いか。その理解で良い場合、より一般的な事例を追加で示して頂きたい。</p> <p>また、そもそも、既に情報提供済みの内容と同一の内容について繰り返し情報提供を求める行為自体、法第 24 条第 3 項の趣旨を超えた請求行為であると</p>	<p>本ガイドライン (外国第三者への提供編) 案 6-2-2 に記載の事例は、改正後の施行規則第 11 条の 4 第 3 項の情報提供の例外事由である「情報提供することにより当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合」に該当すると考えられる一般的な事例を記載するものであり、当該事例以外のケースを排除する趣旨ではありませんが、例外事由の該当性の判断にあたっては、個別の事案ごとに、情報提供により事業者の「業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれ」があるか否かにより判断する必要があります。</p> <p>ただし、改正後の施行規則第 11 条の 4 第 3 項の「著しい支障を及ぼすおそれ」に該当する場合とは、事業者の業務の実</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			<p>考えられるところ、このようなケースにおいては、既に情報提供済みの内容と同一である旨回答する等の対応をすれば足りるという理解で良いか、明確にして頂きたい。</p> <p><理由> 情報提供することにより当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合については様々なケースが考えられるところ、示されている事例はかなり例外的なケースであることから、事業者において事案の当て嵌め・判断が容易に行えるよう、より一般的な事例を追加で示して頂きたい。</p> <p>【株式会社 NTT ドコモ】</p>	<p>施に単なる支障ではなく、より重い支障を及ぼすおそれが存在するような例外的なときに限定されると考えられますので、単に開示すべき情報の量が多いという理由や、特定に手間がかかるという理由のみでは、一般には、これに該当しないと考えられます。</p> <p>また、本人の求めに応じて情報提供を行った場合において、本人が繰り返し同じ情報提供を求める場合には、本人に対して、既に情報提供済みの内容と同様である旨の回答を行うことで足りると考えられます。</p>
167	6-2-2	提供すべき情報 (規則第11条の4第3項関係)	<p><該当箇所> 同上</p> <p><意見・要望等> 「(1) 当該第三者による法第24条第1項に規定する体制の整備の方法」に記載されている事例における「契約」は、正確性を期すために、「契約(または提供元及び提供先に共通して適用されるプライバシーポリシー等の内部規則)」と追記していただきたい。</p>	<p>御指摘の箇所は、「日本にある個人情報取扱事業者が外国にある事業者に個人データの取扱いを委託する場合において、提供元及び提供先間の契約を締結することにより、当該提供先の基準適合体制を整備している場合」に、提供先の外国にある第三者が基準適合体制を整備する方法についての情報提供に該当する事例を示すものです。</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			【一般社団法人国際銀行協会】	<p>例えば、提供元の事業者と提供先の外国にある第三者に共通して適用されるプライバシーポリシーにより、当該提供先の基準適合体制（法第4章第1節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制）が整備されている場合には、当該提供先が基準適合体制を整備する方法に関する情報提供についても、「提供元の事業者と提供先の事業者に共通して適用されるプライバシーポリシー」といった形で情報提供を行うことになると考えられます。</p>
168	6-2-2	提供すべき情報 （規則第11条の4第3項関係）	<p><該当箇所> 同上</p> <p><意見・要望等> 「(2) 当該第三者が実施する相当措置の概要」に記載されている事例における「契約」は、正確性を期すために、「契約（または提供元及び提供先に共</p>	<p>御指摘の箇所は、「日本にある個人情報取扱事業者が外国にある事業者に個人データの取扱いを委託する場合において、提供元及び提供先間の契約を締結することにより、当該提供先の基準適合体制を整備している場合」に、提供先の外国にある第三者が実施する相当措置の概要に</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			<p>通して適用されるプライバシーポリシー等の内部規則)」と追記していただきたい。</p> <p>【一般社団法人国際銀行協会】</p>	<p>ついでの情報提供に該当する事例を示すものです。</p> <p>例えば、提供元の事業者と提供先の外国にある第三者に共通して適用されるプライバシーポリシーにより、当該提供先の基準適合体制（法第4章第1節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制）が整備されている場合には、「相当措置の概要」に関する情報提供についても、「提供元の事業者と提供先の事業者に共通して適用されるプライバシーポリシーにおいて・・・」といった形で情報提供を行うことになると考えられます。</p>
169	6-2-2	提供すべき情報 (規則第11条の4第3項関係)	<p><該当箇所> 同上</p> <p><意見・要望等></p>	<p>改正後の施行規則第11条の4第1項第1号の「相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度」としては、本ガイドライン（外国にある第三者への提供編）案6-1に記載の事例1及</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>「(5) 当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその概要」とは、「当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」(規則第11条の3第2項第2号)に関するガイドライン文中の具体例の「(エ) その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度の存在」と同義であるとの理解でよいか。</p> <p>【一般社団法人国際銀行協会】</p>	<p>び事例2のように、提供先の外国にある第三者との間で契約等を締結している場合においても、当該外国の制度の存在により、当該契約等の履行が困難となる可能性があり、我が国の個人情報取扱事業者により個人データが取り扱われる場合に相当する程度の本人の権利利益の保護の確保に影響を及ぼす可能性がある制度を想定しています。</p> <p>これに対し、本ガイドライン(外国にある第三者への提供編)案5-2における「その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度」においては、我が国の制度と比較して、提供先の第三者が所在する外国への個人データの越境移転に伴い当該個人データに係る本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度が想定されています。</p> <p>本人の権利利益の保護の確保に影響を及ぼすという点で、両者は共通しており、基本的には、両者について同様の制度を想定しています。</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
170	6-2-2	提供すべき情報 (規則第11条の 4第3項関係)	<p><該当箇所> 同上</p> <p><意見・要望等> 情報の入手方法は、規則第11条の3第2項第2号の場合と同じく、「適切かつ合理的な方法」でよく、該当する事例として挙げられている「事例2 我が国又は外国の行政機関等が公表している情報を確認する方法」でもよいとの理解でよいか。</p> <p>【一般社団法人国際銀行協会】</p>	御理解のとおり、改正後の施行規則第11条の4第1項第1号における「相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容」の確認するための適切か合理的な方法には、我が国又は外国の行政機関等が公表している情報を確認する方法も含まれます。
171	6-2-2	提供すべき情報 (規則第11条の 4第3項関係)	<p><該当箇所> 同上</p> <p><意見・要望等> 3月24日に公表された、パブリック・コメント意見募集結果(概要)8頁の項番25に、「当委員会においても、外国の個人情報の保護に関する制度について、事業者の参考となる一定の情報を取りまとめ公表する予定です。」とある。</p> <p>個人情報保護委員会がとりまとめ公表する予定の、外国の個人情報の保護に関する制度については、我が国の個人情報取扱事業者が幅広く利用できるよ</p>	改正後の法第24条第3項は、本人の権利利益の保護の観点から、個人データの越境移転後においても、提供元の事業者は、提供先の外国にある第三者による個人データの適正な取扱いを継続的に確保する責務があることを明確化するものです。そのため、かかる責務を果たす観点から、提供先の第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度についての確認も、提供元の事業者の責任において行っていただくべきものであると考えております。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			<p>うに、改正法施行日までに、個人情報の移転が想定されるすべての国の制度を網羅的に公表していただきたい。</p> <p>【一般社団法人国際銀行協会】</p>	<p>もっとも、当委員会においても、外国の個人情報の保護に関する制度について、事業者の参考となる一定の情報をとりまとめて公表する予定です。</p>
172	6-2-2	<p>提供すべき情報 (規則第11条の4第3項関係)</p>	<p><該当箇所> 同上</p> <p><意見・要望等> 多国籍企業においては、顧客の依頼等に基づいて、個人情報を取り扱う場合、複数の海外グループ企業と共同利用することや、グループ内外の複数の委託先に委託することがあり、また、個別の案件ごとに、個人データを移転する外国は異なるので、当該顧客の個人データを移転する外国である「当該外国の名称」(第4号)および「当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその概要」(第5号)を特定できない。</p> <p>したがって、この場合は、規則11条の3第3項及び第4項に規定するように、第三者が所在する外国を特定できない旨その理由とともに情報提供するか、例えば、グループ企業が所在するすべての国を列挙すればよいことを明記していただきたい。なお、この場合でも第1号から第3号記載の事項について説明することで、本人の保護は達成できると考えられる。</p> <p>【一般社団法人国際銀行協会】</p>	<p>改正後の法第24条第3項は、提供先の外国にある第三者が基準適合体制(法第4章第1節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制)を整備していることを前提に、事前の本人の同意なく、個人データの越境移転を行った場合には、本人の権利利益の保護の観点から、個人データの越境移転後においても、提供元の事業者に、提供先の外国にある第三者による個人データの適正な取扱いを継続的に確保する責務があることを明確化するものです。</p> <p>提供先の外国にある第三者が特定できない場合には、当該提供先が基準適合体制を整備しているか否かや、当該提供先</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
				<p>の相当措置の実施状況等を確認することができないため、改正後の法第 24 条第 3 項の適用の場面において、提供先の外国にある第三者が特定できない場合は想定されません。</p>
173	6-2-2	<p>提供すべき情報 (規則第 11 条の 4 第 3 項関係)</p>	<p>○意見 2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見提出に係る箇所 p. 79 「(※1)『外国』とは、本邦の域外にある国又は地域をいう(法第 24 条第 1 項)。」 ・意見 「外国」は、単に本邦の域外にある国・地域というだけではなく、EU 及び英国など、個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国等が除外されるのではないか。 ・理由 法第 24 条第 1 項において、「外国」とは上記意見にある外国を除く旨規定されており、当該定義は同条第 3 項を含めた同条全体において同じである旨規定されている。 	<p>御意見を踏まえ、次のとおり修正いたします(下線部が修正箇所)。</p> <p>【修正前】 (※1)「外国」とは、本邦の域外にある国又は地域を<u>いう</u>(法第 24 条第 1 項)。</p> <p>【修正後】 (※1)「外国」とは、本邦の域外にある国又は地域を<u>いい、我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として規則で定めるものを除く</u>(法第 24 条第 1 項)。</p> <p>また、関連して、本ガイドライン(外国にある第三者への提供編)案 5-2</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			<p>【個人】</p>	<p>(1) についても、次のとおり修正いたします(下線部が修正箇所)。</p> <p>【修正前】</p> <p>(※1)「外国」とは、本邦の域外にある国又は地域をいう(法第24条第1項)。</p> <p>【修正後】</p> <p>(※1)「外国」とは、本邦の域外にある国又は地域をいい、我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護に関する制度を有している外国として規則で定めるものを除く(法第24条第1項)。</p>
174	6-2-2	<p>提供すべき情報 (規則第11条の4第3項関係)</p>	<p>(該当箇所)</p> <p>外国にある第三者への提供編 79 頁</p> <p>6-2-2 提供すべき情報(規則第11条の4第3項関係)</p> <p>(5)「当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその概要」(規則第11条の4第3項第5号関係)</p> <p>(意見)</p>	<p>改正後の法第24条第3項は、本人の権利利益の保護の観点から、個人データの越境移転後においても、提供元の事業者、提供先の外国にある第三者による個人データの適正な取扱いを継続的に確保する責務があることを明確化するものです。そのため、かかる責務を果たす観点</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>ガイドライン案 80 頁では、【相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある外国の制度の概要についての情報提供に該当する事例】を掲げているが、貴委員会その他行政機関等による事例中の制度その他の制度についての情報公表を強く求める。その上で、情報公表予定の有無並びに公表予定である場合の情報の内容、対象国及び公表時期についての貴委員会のご想定を回答いただきたい。</p> <p>また、「第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度」は、必ずしも個人情報の保護を目的とする法令に限られず、たとえば安全保障や治安維持を目的とする法令や訴訟法令等に規定される可能性があり、広範な調査を要するおそれがある。そのため、個人情報取扱事業者として、上記例示の行政機関等が公表している情報としてどの範囲までを調査すれば、上記制度と同様の制度について規定している規則第 11 条の 4 第 1 項第 1 号に係るガイドライン案 71 頁の「一般的な注意力をもって適切かつ合理的な方法により確認」をしたことになるのか、目安をご教示いただきたい。</p> <p>(理由)</p> <p>ガイドライン案 80 頁では、【相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある外国の制度の概要についての情報提供に該当する事例】として、「事業者に対し政府の情報収集活動への広範な協力義務を課すことにより、事業者が保有する個人情報について政府による広範な情報収集が可能となる制度」と「事業者が本人からの消去等の請求に対応できないおそれがある個人情報の国内保存義務に係る制度」の 2 つの事例が掲げられている。</p>	<p>から、提供先の第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度についての確認も、提供元の事業者の責任において行っていただくべきものであると考えております。</p> <p>もっとも、当委員会においても、外国の個人情報の保護に関する制度について、事業者の参考となる一定の情報をとりまとめて公表する予定です。対象予定国や公表に向けたスケジュール等については、本年の秋頃を目途にお示しすることを検討してまいります。</p> <p>改正後の施行規則第 11 条の 4 第 1 項第 1 号の「外国にある第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度」の確認については、一般的な注意力をもって、適切かつ合理的な方法による必要があり、具体的な方法や調査の範囲については、個別の事案ごとに判断する必要があると考えられます。なお、「適切かつ合理的な方法」としては、我が国又は外国の行政機関等が公表</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>しかし、規則第11条の3第2項第2号に係る情報は、対象国の個人情報の保護に関する法令を調査すれば取得可能であるのに対して、上記の2つの事例をはじめとする「外国にある第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度」は、安全保障や治安維持等の個人情報保護に限定されない様々な目的を有する法令や訴訟法令等に規定されている可能性があることから、その制度の存否を回答するためには対象国についての相当数の法令を調査する必要があり、あまりに過大な負担となることが容易に想定される。</p> <p>事業者に対する過大な負担とそれに伴う対応不足により本人に十分な情報が提供されず本人の権利利益保護が不十分となることを防ぐため、貴委員会にて当該情報を公表いただくことを強く求める。</p> <p>また、公表予定の情報の内容、対象国及び公表時期についての貴委員会のご想定を回答いただきたい。海外法制の調査は情報の取得が困難で長期の時間を要する場合もあるところ、早期のご回答により、個人情報取扱事業者としても公表予定のない情報に注力した情報の収集を行うことが可能となり、結果として本人保護に繋がるものと考えられる。公表いただく情報の対象国として、特に、海外進出日系企業の拠点数や日本との貿易額の上位国については、情報を公表いただくことによる便益が極めて大きいものと思料される。</p> <p>そして、調査すべき法令の範囲について目安を設定いただくことにより、個人情報取扱事業者が重大な法令の見落としをすることなく、適切な調査が可能となるため、本人保護のためにもこれを求める。</p>	<p>している情報を確認する方法のほか、提供先の外国にある第三者に対して照会する方法等も考えられます。</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			【株式会社ユーザベース】	
175	6-2-2	提供すべき情報 (規則第11条の4第3項関係)	<p>【該当箇所】 6-2-2(5) 【相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある外国の制度の概要についての情報提供に該当する事例】(80頁)</p> <p>【意見】 事例1)で、「『事業者に対し政府の情報収集活動への広範な協力義務を課すことにより、事業者が保有する個人情報について政府による広範な情報収集が可能となる制度が存在する』旨の情報提供」が挙げられているが、具体的にどういった場合が該当するのか明らかにされたい。 また、個人情報保護委員会が提供を予定している外国の制度の概要等の中に、「当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度」についても含められたい。</p> <p>【理由】 日本でも、令状に基づく個人情報の収集が認められており、令状がない場合でも、事業者は任意に協力することが求められている(個人情報保護法23条1項1号、刑事訴訟法197条2項等)。このことは多くの国においても同様だと思われる。そうした制度すべてを記載することは必要ないと思われるが、改正案の「広範な協力義務を課すことにより」や「広範な情報収集が可</p>	<p>「相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度」としては、本ガイドライン(外国にある第三者への提供編)案6-1に記載の事例1及び事例2のように、提供先の外国にある第三者との間で契約等を締結している場合においても、当該外国の制度の存在により、当該契約等の履行が困難となる可能性があり、我が国の個人情報取扱事業者により個人データが取り扱われる場合に相当する程度の本人の権利利益の保護の確保に影響を及ぼす可能性がある制度を想定しています。</p> <p>個別の制度ごとに判断する必要がありますが、例えば、捜査機関による情報収集を可能にする制度についても、我が国における制度と比較して、本人の権利利益の保護の観点から本質的な差異があるものでない場合には、「相当措置の実施に</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>能となる制度」という例示は、非常にあいまいで明確でなく、事業者が提供すべき情報の範囲を正しく判断することができない。</p> <p>そもそも、外国の制度概要等の情報提供を事業者ごとに行わせることは事業者にとって過大な負担となり、また社会経済的にも効率がよいとはいえ、個人情報保護委員会のような公的な機関等が必要な情報を取りまとめ、開示する方法が望ましい。また、本人への情報提供内容が事業者ごとに異なることにより、本人において情報提供に関する適切な判断が困難となる可能性がある。</p> <p>【経営法友会】</p>	<p>影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度」には含まれないと考えられます。</p> <p>改正後の法第 24 条第 3 項は、本人の権利利益の保護の観点から、個人データの越境移転後においても、提供元の事業者、提供先の外国にある第三者による個人データの適正な取扱いを継続的に確保する責務があることを明確化するものです。そのため、かかる責務を果たす観点から、提供先の第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度についての確認も、提供元の事業者の責任において行っていただくべきものであると考えております。</p> <p>もっとも、当委員会においても、外国の個人情報の保護に関する制度について、事業者の参考となる一定の情報をとりまとめて公表する予定です。</p>
176	6-2-2 提供すべき情報 (規則第 11 条の 4 第 3 項関係)	<p>(該当箇所) 外国にある第三者への提供編の 80 ページ・9 行目 (意見)</p>	<p>改正後の法第 24 条第 3 項における情報提供の趣旨は、情報提供により、本人が必要に応じて自己の権利利益の保護のた</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			<p>「外国第三者による措置実施に関する支障」に関する情報提供に関連して、情報提供義務の対象となる「支障」はどの程度のものが想定されているのでしょうか。実際には、措置の実施に関する不備としては、廃棄方法の不備など漏えいに直接つながりかねない重大なものから、定期的実施される従業員教育の一部の漏れといった軽微なものまで、さまざまなレベルのものが想定されます。</p> <p>(理由) 軽微なものまで情報提供義務の対象になると負担が重いので、範囲について考え方を確認しておきたいと考えています。</p> <p>【個人】</p>	<p>めの措置を講じられるようにすることにあります。</p> <p>そのため、改正後の施行規則第11条の4第3項第6号の「相当措置の実施に関する支障」についても、本人の権利利益の保護に影響を及ぼし得るものについて情報提供すれば足り、軽微な契約違反等について情報提供することは求められません。</p>
177	6-2-2	提供すべき情報 (規則第11条の4第3項関係)	<p>○意見3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見提出に係る箇所 p. 82の事例2 ・意見 『提供先が契約において特定された利用目的の範囲を超えて個人データの取扱いを行っていたため、速やかに当該取扱いを是正するように要請したものの、これが合理的期間内に是正されず、相当措置の継続的な実施の確保が困難であるため、個人データの提供を停止した』旨の情報提供を行うことと 	<p>御意見を踏まえ、「個人データの提供を停止した」の趣旨がそれ以降の新たな個人データの提供を停止した旨であることを明確化する観点から、次のとおり修正いたします(下線部が修正箇所)。なお、改正後の施行規則第11条の4第1項第2号の規定により求められる支障発生時の必要かつ適切な措置の一環として、提供先の外国にある第三者による相当措置の継続的な実施の確保が困難となり、既に</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>あるが、「個人データの提供を停止した」を「〇年〇月〇日以降の個人データの提供を停止した」とすべきではないか。</p> <p>・理由 提供してしまった個人データについては、一般に個人情報取扱事業者において利用停止できないにもかかわらず、単に「個人データの提供を停止した」と記載すれば、あたかも提供した個人データが提供先において削除され、あるいは利用できなくなるような措置が講じられたかのような誤った期待を本人に抱かせる可能性がある。既に提供してしまった個人データについて何らかの救済措置が講じられるのではなく、停止した日以降の個人データの提供が停止されるだけである旨を説明するよう、例示すべきであると考える。</p> <p>【個人】</p>	<p>提供された個人データについて、我が国の個人情報取扱事業者により個人データが取り扱われる場合に相当する程度の本人の権利利益の保護の確保が困難となった場合には、提供元の事業者は、当該提供先に対し、当該個人データの返還又は削除を求める必要があると考えられます。</p> <p>【修正前】 事例2)「提供先が契約において特定された利用目的の範囲を超えて個人データの取扱いを行っていたため、速やかに当該取扱いを是正するように要請したものの、これが合理的期間内に是正されず、相当措置の継続的な実施の確保が困難であるため、<u>個人データの提供を停止した</u>」旨の情報提供を行うこと</p> <p>【修正後】 事例2)「提供先が契約において特定された利用目的の範囲を超えて個人データ</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
				<p>の取扱いを行っていたため、速やかに当該取扱いを是正するように要請したものの、これが合理的期間内に是正されず、相当措置の継続的な実施の確保が困難であるため、<u>〇年〇月〇日以降、個人データの提供を停止した上で、既に提供した個人データについて削除を求めている</u>」旨の情報提供を行うこと</p>
178	その他	全体	<p>➤ 個人情報保護に関する制度やその他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度の有無・変更については、事業者によって異なる判断がなされることで本人の混乱を招くことのないよう、個人情報保護委員会が主体的に情報を把握・判断し、事業者へ発信できる仕組み・体制を構築すべきである。</p> <p>【一般社団法人日本経済団体連合会 デジタルエコノミー推進委員会企画部 会データ戦略WG】</p>	<p>改正後の法第24条第2項の趣旨には、個人データの越境移転を行う事業者においても、従前以上に、提供先の外国にある第三者における事業環境等を認識することを促すという点もありますので、当該外国における個人情報の保護に関する制度についての確認は、提供元の事業者の責任において行っていただくべきものであると考えております。</p> <p>もっとも、当委員会においても、外国の個人情報の保護に関する制度について、事業者の参考となる一定の情報をとりまとめて公表する予定です。</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
179	その他	全体	<p>外国にある第三者への提供編</p> <p>全体</p> <p>「外国にある第三者への提供編」では【事例1】【事例2】というような書きぶりの箇所が散見されます。</p> <p>しかし、何の事例なのか書かれていないため誤解を生じる可能性のある不親切な書きぶりとなっております。</p> <p>【株式会社シーピーデザインコンサルティング】</p>	<p>一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>
180	その他	全体	<p><該当箇所></p> <p>全体</p> <p><意見・要望等></p> <p>法の域外適用・越境移転についてルールが強化されたことから、これまで以上に外国にいる事業者への、個人情報保護法の周知が必要になってきている。</p> <p>については、改正法令及びガイドラインの英訳の公表をお願いしたい。</p> <p>【一般社団法人国際銀行協会】</p>	<p>令和2年改正法による改正を踏まえた法令については、当委員会のホームページにおいて英訳を公表しています。</p> <p>ガイドラインの英訳についての御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。</p>
181	その他	全体	<p>【該当箇所】</p> <p>全体について</p>	<p>クラウドサービスには多種多様な形態があり、また、法における考え方等につ</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			<p>【意見】 クラウドサービス等サーバの法令上の考え方については、『『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』及び『個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について』に関するQ&A』（以下「Q&A」という）のQ5-3、9-5に記載があるものの、ガイドライン自体にその旨を記載すべきである。</p> <p>【理由】 昨今クラウドサービスの利用が普及していることから、そのサーバの所在地の取扱いについての法令上の考え方への事業者側の関心は高く、実務上も重要な情報となるため、Q&Aではなくガイドラインにおいて明示すべきと考えるためである。</p> <p>【経営法友会】</p>	<p>いても、技術の進展等に伴う実態の変化等を踏まえた機動的な見直しが必要となり得るものであることから、Q&Aにおいてお示しすることが適切であると考えております。</p>
182	その他	全体	<p>【該当箇所】 全体について</p> <p>【意見】 ガイドラインの記載内容からだけでは、事業者が具体的な事案についてその是非を判断できなかったときには、公正取引委員会の事前相談制度のよう</p>	<p>御理解のとおり、改正後の法の内容について、事業者が判断に迷う場合には、当委員会への相談が可能です。</p> <p>当委員会としても、改正後の法の趣旨・内容についての周知・広報に積極的に取り組んでまいります。</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			<p>に、個人情報保護委員会に照会し、回答をもらうことができるのかどうかについて確認したい。</p> <p>【理由】</p> <p>改正案では明確に事業者がその行動の是非を判断できない場面も想定され、そういった場合に事業者の個人情報の利活用を委縮させてしまう可能性もある。そのため、公正取引委員会の事前相談制度のように、事業者が直接、個人情報保護委員会に事前の相談をし、ある程度公的な回答を得られる仕組みが必要であると考えためである（なお、グレーゾーン解消制度（産業競争力強化法7条）の利用も考えられるが、主務大臣が内閣総理大臣であり、直接、個人情報保護委員会に相談できる仕組みの方がスピード感を持った事業展開の観点からは望ましいと考える）。</p> <p>【経営法友会】</p>	
183	その他	全体	<p>外国にある第三者への提供編 全体 個人関連情報の提供</p> <p>個人関連事業者が、外国にある第三者に対して個人関連情報を提供する場合の措置については、 通則編「3-7 個人関連情報の第三者提供の制限等」の中で、下記の記述があります。</p>	<p>御指摘の改正後の法第26条の2第1項第2号の規定による情報提供の方法及び提供すべき情報については、改正後の施行規則第11条の3第1項及び第2項に規定がなされているところ、かかる規定については、本ガイドライン（外国にある第三者への提供編）案5-1及び5-2において解説しています。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>「法第 26 条の 2 第 1 項第 1 号に基づき本人の同意が得られていることを確認するに当たって、当該同意が得られていることに加え、当該同意を得ようとする時点において次の (1) から (3) までの情報が当該本人に提供されていることを確認しなければならない。</p> <p>情報提供の方法及び提供すべき情報の内容の考え方等については、外国第三者提供ガイドライン「5-1 (情報提供の方法)」及び「5-2 (提供すべき情報)」を参照のこと。</p> <p>(1) 当該外国の名称 (規則第 11 条の 3 第 2 項第 1 号関係)</p> <p>(2) 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報 (規則第 11 条の 3 第 2 項第 2 号関係)</p> <p>(3) 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報 (規則第 11 条の 3 第 2 項第 3 号関係)」</p> <p>通則編では、「情報提供の方法及び提供すべき情報の内容の考え方等については、外国第三者提供ガイドラインを参照」とありますが、外国第三者提供編には「個人関連情報を外国第三者に提供する場合」についての通則編へのリンクがありません。</p> <p>改善を求めます。</p> <p>【株式会社シーピーデザインコンサルティング】</p>	<p>そこで、本ガイドライン (通則編) 案においては、御指摘の改正後の法第 26 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による情報提供の方法及び提供すべき情報について、本ガイドライン (外国にある第三者への提供編) 案 5-1 及び 5-2 を参照する形としています。</p>